SAPPORO CITY LANDSCAPE PLAN 2026

景観形成基準等の解説本

札幌市

景観形成基準等の解説本

発行：令和８年11月

企画・編集：札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課

住所　〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

電話　011-211-2545

FAX　011-218-5113

SAPPORO CITY LANDSCAPE PLAN 2026

さっぽろ市
01-B03-26-2188
R8－1－145

目 次

・解説本の位置づけ …… 2

景観形成の意義・各基準の適用範囲

・景観形成の意義 …… 3
・各方針・基準が適用になる区域 …… 5
・届出の対象となる区域と届出対象行為 …… 7

【建築物】景観計画区域における景観形成基準と配慮事例

・造成 …… 11
・配置 …… 12
・外観デザイン …… 15
・低層部のデザイン …… 21
・素材・色彩 …… 23
・外構・オープンスペース …… 27
・駐車場 …… 35
・附帯工作物 …… 37
・広告物・サイン …… 39
・維持管理 …… 40

ー札幌の魅力をより高めていくためにー

・眺望 …… 41
・眺望（重点眺望） …… 47
・夜間景観 …… 51
・雪・冬季の景観 …… 53

【工作物】景観計画区域における景観形成基準と配慮事例

・共通 …… 57
・橋りょう・高架橋等 …… 58
・鉄塔・煙突等 …… 61
・擁壁等 …… 62
・太陽光発電設備等 …… 63

景観計画重点区域における景観形成基準

・大通地区 …… 65
・札幌駅前通北街区地区 …… 69
・札幌駅南口地区 …… 72
・札幌駅北口地区 …… 75

公共施設等の景観デザイン

・景観デザインの基本的な考え方 …… 79
・「道路」の景観デザイン …… 80
・「公園・緑地」の景観デザイン …… 84
・「水辺・河川」の景観デザイン …… 88

色彩景観基準

・色彩景観基準 …… 93

手続き・参考資料

・届出手順 …… 95
・関連資料 …… 96
・景観計画区域とゾーンの区分 …… 97
・景観形成の方針 …… 98
・景観形成の対象とする眺望 …… 99
・第3次札幌市都市計画マスタープランにおける都市構造図 …… 103
・第2次札幌市立地適正化計画における都市機能誘導区域 …… 104

解説本の位置づけ

札幌市では、市民、事業者、行政が共有し、協力してより良い景観を育んでいくための共通の指針として「札幌市景観計画」（令和8年度変更）を定めています。また、札幌市では、一定規模を超える建築物等の建築等を行う場合は、この景観計画や景観法（平成16年法律第110号）、札幌市景観条例（平成19年条例第54号）に基づく届出・協議が必要です。本解説本では、市内全域（景観計画区域）および景観計画重点区域における基準等について解説しています。札幌市内で建築物等を新築・増築する時や、届出・協議に係る計画検討の際に、ぜひご活用ください。なお、地域ごとの景観形成の方針や届出対象行為などを定めている景観まちづくり推進区域の基準等については、個別の冊子（※P96関連資料：地域ごとの景観まちづくり指針参照）をご用意しておりますので、併せてご覧ください。

解説本の構成と使い方

景観形成の意義・各基準の適用範囲

景観形成の意義について解説しています。 市民の皆様 事業者の皆様 設計者の皆様 行政担当者

各基準が適用となる区域、届出の対象となる区域や行為・規模等について解説しています。 事業者の皆様 設計者の皆様 行政担当者



【建築物】景観計画区域における景観形成基準と配慮事例

建築物の景観形成基準と配慮事例を掲載しています。
建築物の新築や増改築を計画している方は参考にしてください。特に、届出対象となる建築物を計画する際は本章の内容を十分にご確認のうえ、計画を進めてください。 事業者の皆様 設計者の皆様 行政担当者



【工作物】景観計画区域における景観形成基準と配慮事例

橋りょうや高架橋、鉄塔・煙突、擁壁、太陽光発電設備等の工作物に関する景観形成基準と配慮事例を掲載しています。工作物を作る際は、本章をご確認のうえ、計画を進めてください。 事業者の皆様 設計者の皆様 行政担当者



景観計画重点区域における景観形成基準

景観計画重点区域の景観形成基準を掲載しています。建築物等を計画している敷地が、景観計画重点区域に指定されている場合は、上記と合わせてこちらもご確認ください。 事業者の皆様 設計者の皆様 行政担当者



公共施設等の景観デザイン

「公共施設等景観デザインガイドライン（平成20年4月策定）」の内容を引継ぎ、公共施設等の景観デザインの基本的な考え方と、道路、公園・緑地、水辺・河川に関する景観デザインの手法例を掲載しています。 設計者の皆様 行政担当者



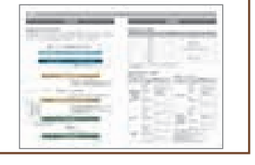
色彩景観基準

色彩景観基準を掲載しています。詳細は別冊「札幌の景観色70色色彩景観基準運用指針等」をご確認ください。 市民の皆様 事業者の皆様 設計者の皆様 行政担当者



手続き・参考資料

届出手順や関連資料、各種区域の詳細図を掲載しています。 事業者の皆様 設計者の皆様 行政担当者



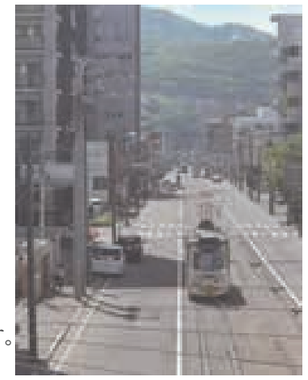
景色が変われば、暮らしが変わる。
美しいまちは、人も心も豊かにする。
美しい景観は、まちの最大級の資産です。

人

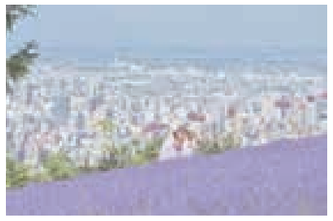
・毎日の暮らしがもっと気持ちよくなる
街並みがきれいになると、散歩や買い物も楽しく、
快適な毎日になります。

・心がほっとして元気になれる
みどりや景色のいい場所は気持ちを落ち着かせ、
リフレッシュや健康にもつながります。

・まちをもっと好きになれる
美しい景観はその地域の誇りになり、
「ここに住んでいてよかった」という気持ちを育てます。











きれいな景観を守ることは…

環境

・自然を守ることであり、まちを守ること
緑地や公園、川辺を整えることは、生きもののすみかを守り、
夏の暑さをやわらげる効果もあります。

・未来のまちづくりの土台になる
整った景観は、再開発や環境と共生するまちづくりを
進めるうえで大切な基盤になります。







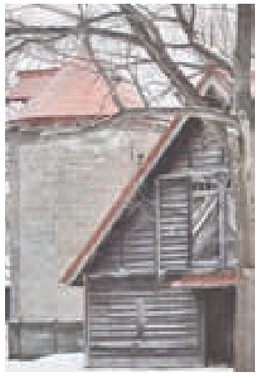
景観に意識を向けることで…

社会

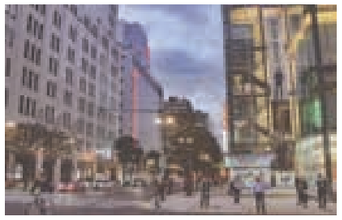
・まちの個性が強くなる
古い建物や美しい景観、自然が磨かれて、
その地域ならではの文化や魅力が引き立ちます。

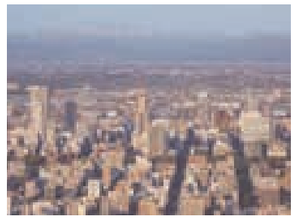
・学びのきっかけになる
景観整備を通じて、環境や文化の大切さを知る機会が増え、
次世代に地域の文化を伝えていくことに繋がります。

・まちの安全にもつながる
整った街並みは防犯意識を高め、
犯罪の起こりにくい安全安心なまちづくりにつながります。









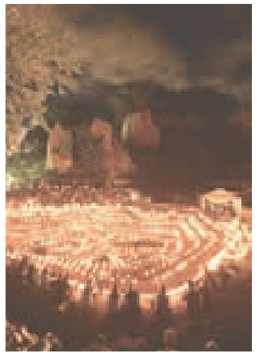
魅力ある景観は…

経済

・その地域の土地や建物の価値を上げる
整った街並みや景色の良い地域は、
住みたい人や買いたい人が増えて資産価値も高まります。

・人を呼び込む
わくわく感のある景観は観光の目玉となり、
人が集まって地域の経済も元気になります。

・企業も人も集まりたくなるまちをつくる
景観が整って住みやすい場所は、会社がオフィスや店舗を
置きたいと思う理由になり、そこで働きたいという人も集まってきます。









景観形成の意義・各基準の適用範囲

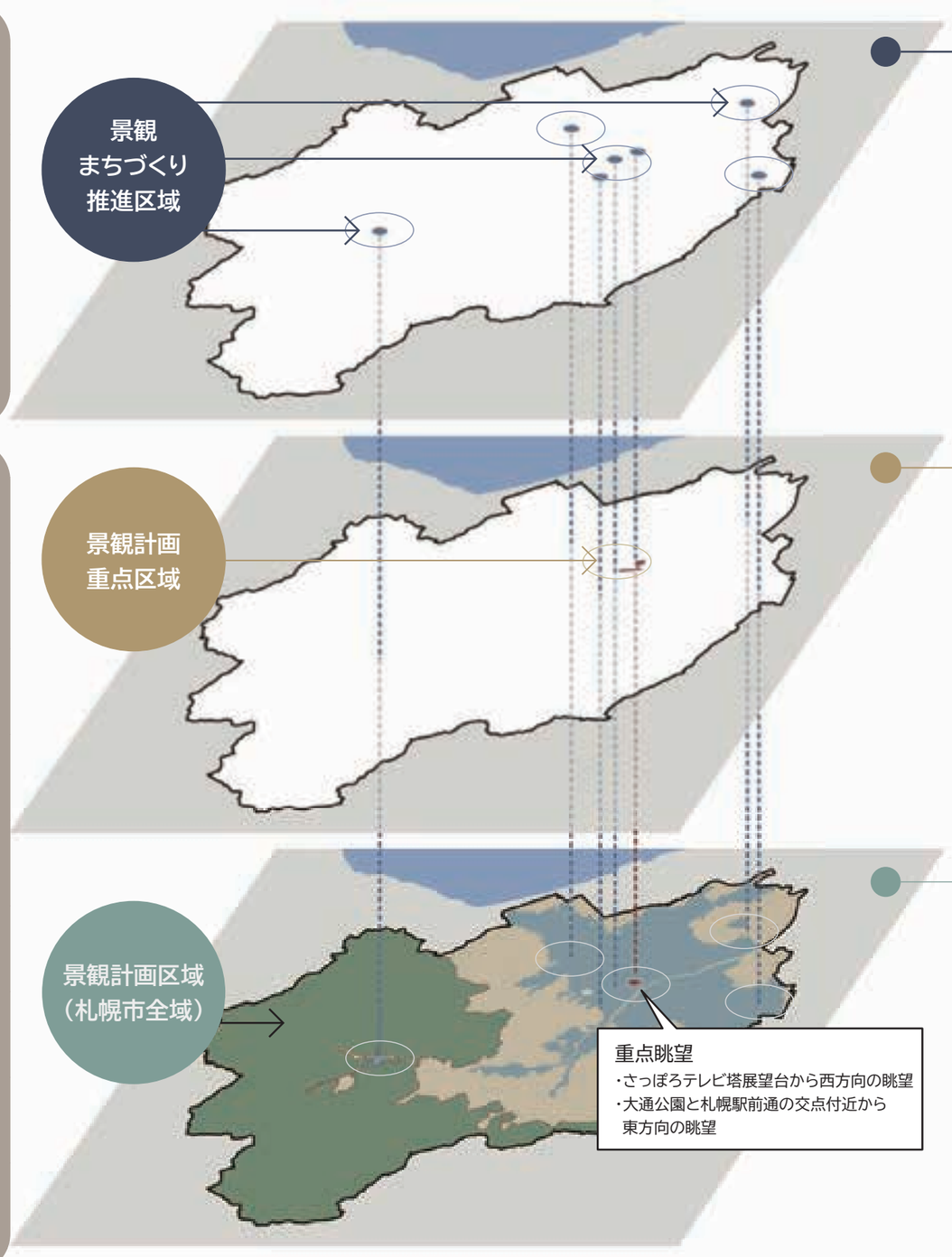
各方針・基準が適用になる区域

本市では、「札幌市全域（景観計画区域）」に共通する景観形成の方針・基準に加え、「景観計画重点区域」や「景観まちづくり推進区域」といった地区ごとの方針・基準を定めています。これらの方針・基準は、「届出対象行為」に該当する際に適用されます。

※ 届出対象規模に満たない計画についても、良好な景観づくりのため、方針や基準の趣旨をふまえた配慮をお願いします。

景観条例に基づく景観まちづくり指針に定める

景観法に基づく景観計画に定める



※下図は、「地理院タイル（基盤数値情報）」（国土地理院）、「国土数値情報（都市地域データ）」（国土交通省）を加工して作成

景観まちづくり推進区域

景観条例に基づき地域住民等と市が協議して作成した景観まちづくり指針に定める区域



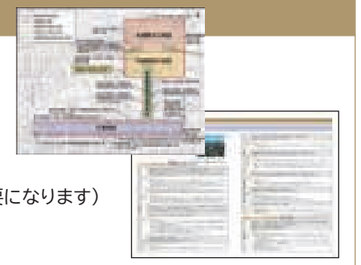
方針・基準	景観条例に基づく景観形成の方針と景観形成基準 （景観計画区域の方針・基準に加えて、地区ごとの方針・基準があります）
届 出	景観条例に基づく届出 （景観計画区域の届出対象行為に加えて、地区ごとに届出対象行為があります）

●方針・基準・届出対象行為などは、地区ごとの「景観まちづくり指針」の冊子を参照してください
（各指針は市ホームページでもご確認いただけます。『札幌市 景観まちづくり指針』で検索してご覧ください）

景観まちづくり指針は、現在、「ロープウェイ入口電停周辺地区」、「西15丁目電停周辺地区」、「定山渓地区」、「宮の沢中央地区」、「札幌駅前通北街区地区」、「新さっぽろ駅周辺地区」、「モエレ沼公園・サッポロさとらんど周辺地区」で策定されています。今後も、地域との協働により順次策定していきます。

景観計画重点区域

景観法に基づく景観計画区域のうち、特に良好な景観の形成を図る必要がある区域



方針・基準	景観法・景観条例に基づく景観形成の方針と景観形成基準 （景観計画区域の方針・基準に加えて、地区ごとの方針・基準があります）
届 出	景観法・景観条例に基づく届出 届出対象行為は、P8を参照してください（原則、規模にかかわらず届出が必要になります）

●P64～景観計画重点区域における景観形成基準参照

景観計画重点区域は、現在、「大通地区」「札幌駅前通北街区地区」「札幌駅南口地区」「札幌駅北口地区」の4つの地区が指定されています。

景観計画区域（札幌市全域）

景観法に基づき札幌市全域を対象とする区域



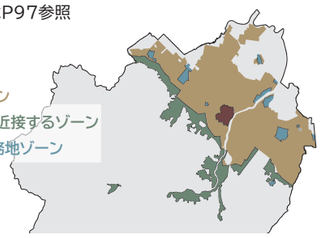
方針・基準	景観法・景観条例に基づく景観形成の方針と景観形成基準 （全市共通の方針・基準に加え、ゾーンごとの基準や重点眺望の基準があります）
届 出	景観法に定める届出 届出対象行為・規模は、P7を参照してください

●景観形成基準と配慮事例 P10～【建築物】／P56～【工作物】参照

景観計画区域では、全市共通の景観形成基準に加え、市街化区域を4つのゾーンに区分してそれぞれの景観形成基準を設けています。さらに、重点眺望についてはそれぞれの対象範囲ごとの景観形成基準も設けています。該当する景観形成基準と配慮事例を良く読み解いて計画を行ってください。

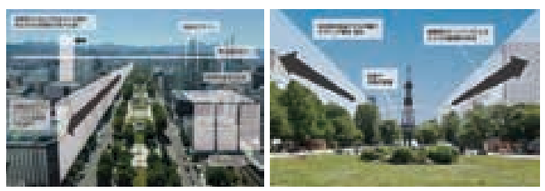
ゾーン基準

市街化区域を、❶都心ゾーン ❷一般市街地ゾーン ❸山地のみどりに近接するゾーン ❹工業地・流通業務地ゾーン の4つに区分してきめ細かな景観形成基準を設けています。
※ゾーンの区分はP97参照



重点眺望

特に札幌の眺望を代表し、特段の景観配慮・創出が求められるものを「重点眺望」として設定し、景観形成基準を定めています。重点眺望には、現在、「さっぽろテレビ塔展望台から西方向の眺望」「大通公園と札幌駅前通の交点付近から東方向の眺望」を設定しています。※P47～の基準参照



景観計画区域（景観計画区域のうち景観計画重点区域についてはP8）

1 届出の対象となる区域

札幌市全域（景観計画重点区域を除く。）

2 届出対象行為

建築物等※1の新築（工作物にあっては新設）、増築、改築、移転、外観を変更することとなる大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の過半にわたる色彩の変更※2（以下「建築等」という。）で、以下の届出対象規模に該当するもの。
（ただし、増築にあっては、増築部分のみが下記の届出対象規模に該当しないものは届出不要。なお、当該増築の前は下記の届出対象規模に該当せず、当該増築をもって下記の届出対象規模となるものは届出が必要。）

※1 建築物等：建築物及び札幌市景観条例施行規則で定める工作物をいう。
※2 外観の過半にわたる色彩の変更：それぞれの外壁の見付面積において、その半分を超える塗り替え等を行う場合。

●届出義務に係る規定が適用除外される行為　○通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で札幌市景観条例施行規則で定めるもの
○震災、風水害、火災その他災害のために必要な応急の措置として行う行為　○国の機関又は地方公共団体が行う行為は、通知が必要

●届出対象規模

建築物	延べ面積が10,000㎡（札幌市立地適正化計画の都市機能誘導区域※3内にあっては5,000㎡）を超えるもの		
	高度地区の指定がある場合	高度地区※4の種類	高さ
		18m高度地区、18m北側斜線高度地区	15mを超えるもの
		24m高度地区	
		27m高度地区、27m北側斜線高度地区	18mを超えるもの
		33m高度地区、33m北側斜線高度地区	21mを超えるもの
		上記以外の地区	31mを超えるもの
		指定なし	
	壁面の長さが50mを超えるもの（高さが10mを超えるものに限る）		
工作物	橋りょう・擁壁などを除く	築造面積が2,000㎡を超えるもの	
		高さが31mを超えるもの	
	橋りょう・高架道路・高架鉄道等	延長（橋りょうにあっては橋長）が50mを超えるもの	
	擁壁等	延長が50mを超え、かつ最高の高さが6mを超えるもの	

※3都市機能誘導区域：都市再生特別措置法第81条の規定により定める札幌市立地適正化計画における都市機能誘導区域（都心）及び都市機能誘導区域（地域）（詳細は104-108ページ参照）
※4高度地区：都市計画法第8条第1項第3号の規定により、建築物の高さの最高限度を定める地区

対象となる建築物（イメージ）

延べ面積

延べ面積が10,000㎡を超える建築物

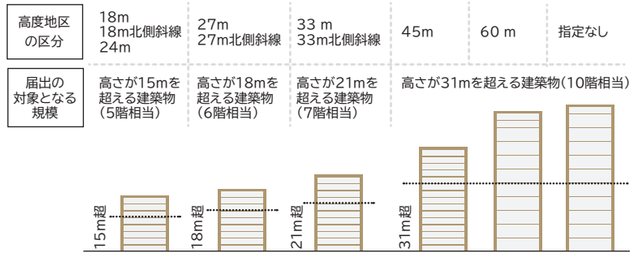


延べ面積が5,000㎡を超える建築物
（札幌市立地適正化計画の都市機能誘導区域内）



※ 延べ面積：建築基準法施行令第2条第1項第4号の「延べ面積」

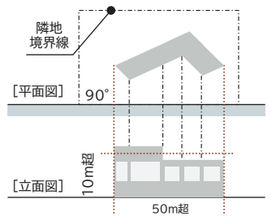
高さ



※ 建築物の高さ：建築基準法施行令第2条第1項第6号の「建築物の高さ」
※ 相当階数については1つの階の高さを3mと想定した場合とします。
※ 高度地区の区域は都市計画課（札幌市役所5階）又は建築指導部（札幌市役所2階）にある窓口システムや札幌市公式ホームページ内「札幌市地図情報サービス」でご確認ください。

壁面の長さ

壁面の長さが50mを超え、かつ高さが10mを超える建築物

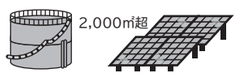


※ 壁面の長さ：前面道路の境界線において、建築物を鉛直投影した際の水平方向の壁面の長さ

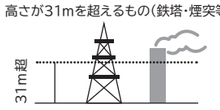
対象となる工作物（イメージ）

橋りょう・擁壁などを除く

築造面積が2,000㎡を超えるもの



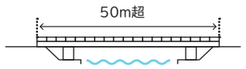
高さが31mを超えるもの（鉄塔・煙突等）



※ 築造面積：建築基準法施行令第2条第1項第5号の「築造面積」
※ 工作物の高さ：設置面からの高さ

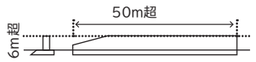
橋りょう・高架道路・高架鉄道等

延長が50mを超える橋りょう・高架橋等



擁壁等

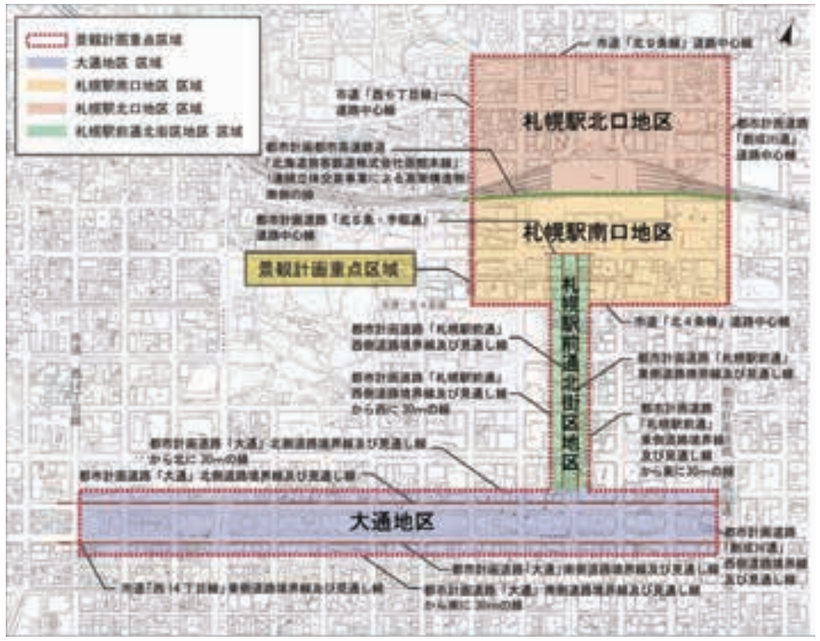
延長が50mを超え、かつ高さの最大が6mを超える擁壁等



※ 工作物の高さ：設置面からの高さ

景観計画重点区域

1 届出の対象となる区域　注）建築物等の敷地が区域の内外にわたる場合についても、事前協議を行ってください。



景観計画重点区域名	概要	区域
大通地区 昭和63年（1988年）4月1日施行	都市形成の基軸となり、現在、業務地域と商業地域の中間にある大通公園とその沿道地区	「大通」の南北の道路境界からそれぞれ外側に30mの線、「創成川通」の西側道路境界及び「西14丁目通」の東側道路境界に囲まれた区域
札幌駅前通北街区地区 平成4年（1992年）8月1日施行 【変更】平成23年（2011年）12月1日施行	札幌の玄関口JR札幌駅と地下鉄3線が集中する大通駅の交通拠点を結ぶ札幌のメインストリートとその沿道地区	「札幌駅前通」の東西道路境界からそれぞれ外側に30mの線、「北5条・手稲通」の道路中心線から「大通」に囲まれた区域で、大通地区の区域を除いた区域
札幌駅南口地区 平成15年（2003年）4月1日施行 【変更】平成23年（2011年）12月1日施行	札幌の玄関口JR札幌駅の南側一帯の商業と業務が混在する地区	「創成川通」の道路中心線、「北4条線」の道路中心線、「西6丁目線」の道路中心線及び「JR北海道函館本線」の南側の線に囲まれる区域で、札幌駅前通北街区地区の区域を除いた区域
札幌駅北口地区 昭和16年（2004年）6月1日施行	札幌の玄関口JR札幌駅の北側一帯の業務と住居が混在する地区	「創成川通」の道路中心線、「北9条線」の道路中心線、「西6丁目線」の道路中心線及び「JR北海道函館本線」の南側の線に囲まれる区域

2 届出対象行為

① 建築物等※1の新築（工作物にあっては新設）、増築、改築、移転、外観を変更することとなる大規模な修繕若しくは、模様替え又は外観の過半にわたる色彩の変更※2
② 建築物等の除却、広告物の表示、移転若しくはその内容の変更又は広告物を掲出する物件の設置、改造若しくは移転※3
③ 土地の形質の変更
④ 樹木の伐採又は植栽
⑤ その他都市景観の形成に影響を及ぼすおそれのある行為※3

※1 建築物等：建築物及び札幌市景観条例施行規則で定める工作物をいう。 ※2 外観の過半にわたる色彩の変更：それぞれの外壁の見付面積において、その半分を超える塗り替え等を行う場合。 ※3 ②と⑤は、札幌市景観条例に基づく届出対象行為（①と③と④は、景観法に基づく届出対象行為）

●届出義務に係る規定が適用除外される行為
○通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの　○震災、風水害、火災その他の災害のために必要な応急措置として行う行為
○国の機関又は地方公共団体が行う行為は、通知が必要

景観形成の意義・各基準の適用範囲

届出の対象となる区域と届出対象行為

●特定届出対象行為

特定届出対象行為は、「景観計画区域」及び「景観計画重点区域」における届出対象行為のうち以下の要件に該当するものです。
特定届出対象行為に該当する計画において、景観計画に定められた景観形成基準のうち、建築物等の形態意匠の制限に適合しない場合、市は良好な景観の形成のために必要があると認めるとき、設計の変更等を命じることがあります。

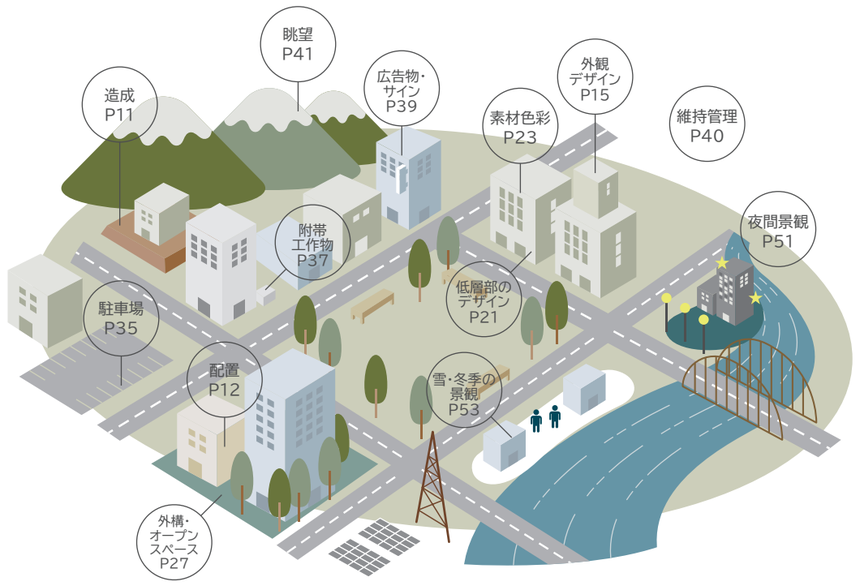
①	都市計画法第8条第1項第3号の高度利用地区の区域内における建築物（当該建築物に係る敷地を含む区域に係る用途地域（同項第1号の「用途地域」をいう。）に関する都市計画において定められた容積率の数値を超えるもの又は建築基準法第59条第4項の規定による許可に係るものに限る。）の建築等
②	都市計画法第8条第1項第4号の特定街区の区域内における建築物（当該建築物に係る敷地を含む区域に係る用途地域に関する都市計画において定められた容積率の数値を超えるもの又は建築基準法第56条若しくは第56条の2 若しくは札幌圏都市計画高度地区（市長が同項の規定により定める同項第3号の高度地区をいう。）に係る計画書（都市計画法 第14条第1項に規定する計画書をいう。）に基づき市長が定める高度地区規定書（以下「高度地区規定書」とい う。）の規定による高さの制限を超えるものに限る。）の建築等
③	都市計画法第8条第1項第4号の2の都市再生特別地区の区域内における建築物（当該建築物に係る敷地を含む区域に係る用途地域に関する都市計画において定められた容積率の数値を超えるもの又は建築基準法第56条若しくは第56条の2若しくは高度地区規定書の規定による高さの制限を超えるものに限る。）の建築等
④	地区計画等（都市計画法第12条の4第1項各号に掲げる計画をいう。）の区域内における建築物（高度地区規定書の規定による高さの制限を超えるものに限る。）の建築等
⑤	都市計画法第12条の5第3項の再開発等促進区の区域内における建築物（建築基準法第68条の3第1項から第4項までの規定による認定又は許可に係るものに限る。）の建築等
⑥	都市計画法第12条の8の規定により地区整備計画に制限を定めた地区計画の区域内における建築物（当該建築物に係る敷地を含む区域に係る用途地域に関する都市計画において定められた容積率の数値を超えるもの又は建築基準法第68条の5の3第2項の規定による許可に係るものに限る。）の建築等
⑦	都市計画法第12条の10の規定により地区整備計画に制限を定めた地区計画の区域内における建築物（建築基準法第68条の5の5第2項の規定による認定に係るものに限る。）の建築等

＜参考＞ 景観プレ・アドバイス制度

景観プレ・アドバイスとは、景観法等に基づく届出の手続きに先立ち、景観形成上重要な大規模建築物等の計画に対して、計画の早い段階（①構想段階、②設計段階）で、専門家（景観アドバイス部会）が関わり、アドバイスを行う制度です（平成29年度より運用）。景観法第16条第1項の規定による届出又は同条第5項の規定による通知が必要となる行為のうち、協議対象行為のいずれかに該当する行為を行おうとする者は、協議の期日までに市長に申出を行い協議する必要があります。
具体的な内容については「景観プレ・アドバイスの手引き」（P96関連資料）をご確認ください。
P11以降の配慮事例で、景観プレ・アドバイス制度の対象となった案件については、説明文の末尾に「※プレP」と表示されています。

【建築物】

景観計画区域における景観形成基準と配慮事例



造　成

景観形成基準

●土地の造成を行う場合は、地形の特徴を生かすよう努める。（❶❸❺）
●地域に親しまれてきた古木や小さな沢筋などを生かすよう努める。（❷❹）

方針番号：A1 A2

ゾーン基準

■山地のみどりに近接するゾーン
●土地の造成を最小限に抑えるよう努める。（❶❸❺）

方針番号：A1 A2

下の配慮事例の中で、関連する事例の番号を示しています

景観計画第5章で示す「景観形成の方針」の中でつながりのある方針の番号を示しています
※札幌の景観の特徴を踏まえた「景観形成の方針」一覧はP98を参照

＜配慮事例＞

❶地形を大きく変えないように土地の造成を最小限に抑える。



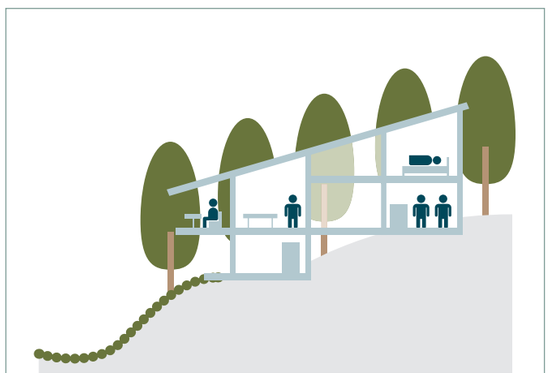
起伏のある敷地を生かした配置計画（札幌市立大学）

❷地域に親しまれてきた古木や既存林を生かして建築物を配置する。



市民に親しまれてきた古木を生かした建築物の配置（カナモトホール（札幌市民ホール）前）

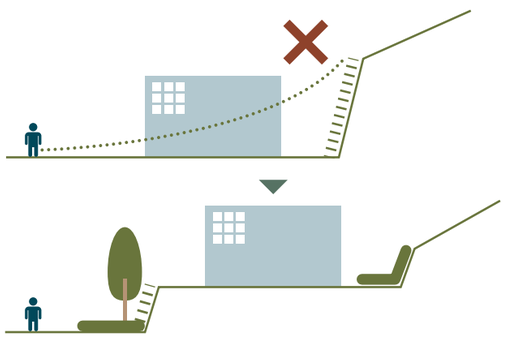
❸地形を建築物の断面計画や敷地計画に生かす。
❹小さな沢筋などの自然環境を生かす。



斜面を生かした断面計画とキャンチレバーで床を浮かせるなど沢筋の地形と自然を守り生かす工夫

❺起伏のある敷地では、大きな擁壁ができないよう配置計画に留意する。法面は緑化し、道路側に擁壁を設ける場合は、擁壁をセットバックし、高木などで緑化する。

施設計画をしやすくするため、起伏のある敷地を平坦にならして建築物を建てた場合、巨大なコンクリート擁壁ができてしまいます。



擁壁の存在感を緩和する配置と緑化の工夫

配　置

景観形成基準

●計画敷地が景観資源と隣接する場合は、景観資源との関係性を考慮して計画建築物を配置するよう配慮する。（❶❷❸❹❺）

※景観資源…その場所における景観を特徴づけている地形・自然や建築物、工作物、公園緑地、水辺・河川、人の活動・営みなどを指す。

方針番号：B1

●地域の特徴や周辺の建築物、みどり、道路等との関係性を踏まえて、計画建築物を配置するよう努める。（❻❼❽⓫⓬）
●計画敷地内の外構・オープンスペースの質をあらかじめ検討し、計画建築物を配置するよう努める。（❶❹❼❽❾）
●公開空地や公園等のオープンスペースに面する部分は、壁面を後退させ緑化するなどオープンスペースと協調したデザインとなるよう配慮する。（❾）

方針番号：C1 C2 C3 C7

ゾーン基準

■都心ゾーン
●歩行者からよく見える低層部の壁面の位置を揃えるなど、格子状道路の連続性を印象付ける形態とするよう努める。（❿⓫⓬⓭）

方針番号：B1 C1 C3 C7

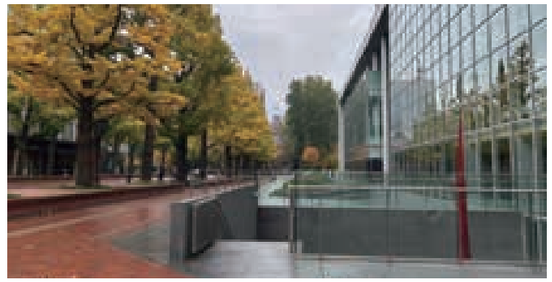
＜配慮事例＞

❶街並みのシンボルとなる建築物や樹木などの景観資源が背景に位置する場合は、これらの見え方を意識して計画する。



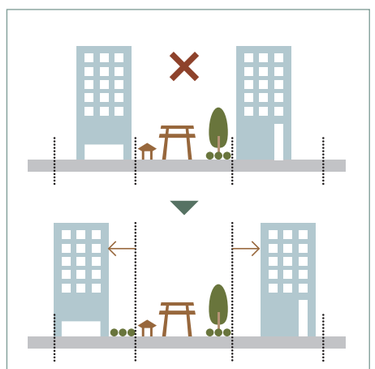
シンボルとなる建築物や樹木が見えるように壁面を後退させたり、近くの建築は低層に抑えるなどの工夫

❷建築物や樹木などに対する視点場を確認し、建築物の配置を工夫し、歴史的な景観資源との良好な関係をつくる。



壁面を大きく後退させて赤れんが庁舎やイチョウ並木の見え方に配慮（日本生命札幌ビル）

❸伝統的な社寺建築物等を地域の貴重な景観資源ととらえ、街並みに埋没しないように配慮する。



❹壁面の位置や建築物の配置を工夫して、景観資源への圧迫感を抑えたり、景観資源を引き立てるよう配慮する。



隣接する建築物が、景観資源側に空地を設けるとともに壁面を後退させて可視範囲を広げることで、通りからの景観資源への見通しに配慮（シティタワー札幌ザ・レジデンス/札幌景観資産：北海湯）※プレ

❺建築物の配置を工夫して、景観資源との一体感の創出や景観資源への視点場づくりに配慮する。



時計台側に大きな開口部を設けるとともに、広場を配置することで、時計台と一体となった空間を創出（札幌時計台ビル）

配　置

＜景観資源との良好な関係性をつくる配置の考え方＞

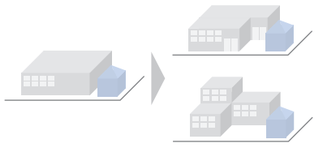
壁面の位置



協調　空間の一体感

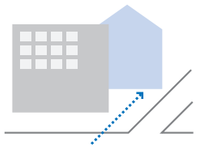
景観資源と協調させて連続的な街並みとしたい場合は、壁面の位置をそろえることで一体感を創出できます。

施設配置



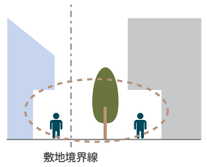
引き立てる

景観資源側に空地を設けることで圧迫感を軽減できます。



引き立てる　見せる

景観資源のシンボル性が高い場合は、建物をセットバックさせることで、際立たせることができます。



空間の一体感　見せる

景観資源を眺めることのできる場所や、敷地境界を感じさせずに使える広場を配置することで、空間の一体感を生むことができます。

＜配慮事例＞

❻壁面を後退させ、歩道への圧迫感を抑える。



歩道から壁面を後退させて緑地を配置することでのびやかな景観づくりに配慮
（カゴメ株式会社北海道支店）

❼道路側にオープンスペースを設け、植栽やベンチなどを配置し、歩道との一体感を演出する。

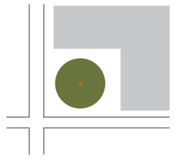


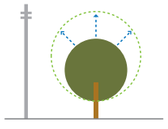
壁面を後退させて歩道と一体となったオープンスペースを配置し歩行空間の魅力向上に配慮（さつきた8.1）※プレ

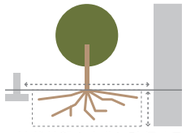


歩道際にオープンスペースを設け緑化やベンチを配置
（KABUTO ONE/東京都日本橋兜町）

❽樹木に配慮した開発を心がける。







植栽基盤を十分に確保する



建物を計画する際は、あらかじめ既存木の位置を確認したり、樹木の成長も考慮することで、樹木と建物がお互いを引き立て合う空間づくりが行えます。また、広場や歩道等の整備をする際に、根を傷つけたり、樹木の生育環境に影響を与えないよう、十分な植栽基盤を確保することで、健康で美しい樹形に育つ環境をつくることができます。

単木を強調した建物の配置、周辺の環境整備を行うことで、古木が街のシンボルとして生かされています。

❾公園・広場・公開空地等に隣接する場合は、敷地際に連続的なオープンスペースを設け、隣接するオープンスペースとの一体感を演出する。



隣り合うビルのオープンスペース（貫通通路）を一体的に整備
（札幌エルプラザ/D' グラフォート札幌ステーションタワー）



公園に隣接する建築物の外構の舗装を、公園と連続的に仕上げ一体感を創出
（札幌駅東公園/ザ・札幌タワーズ ウエストタワー）※プレ

都心

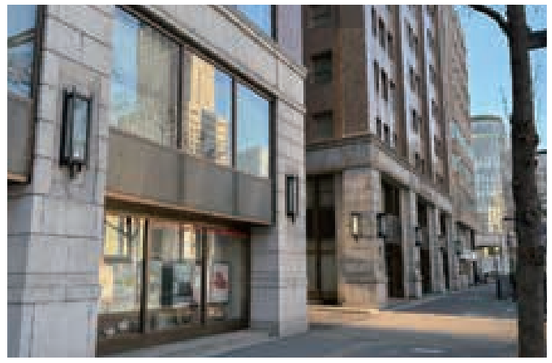
❿格子状街路の軸性や見通しに配慮した建築物の配置とする。



壁面の位置と建築物の高さが揃うことで、並木とともに、格子状街路の軸性を強調
（南1条通）

都心

⓫隣接する建築物と壁面の位置を揃える。



壁面の位置を揃えて一体的な街並み形成に配慮（伊藤ビル/札幌国際ビル）

都心

⓬壁面を後退させ、歩道への圧迫感を抑えつつみどりの軸を形成する。



壁面を後退させて並木の植栽帯を設けることで、歩道への圧迫感を軽減するとともにみどりの軸を形成（さっぽろ創世スクエア）

都心

⓭交差点の角部に街角広場を設け、交差点の視界を確保し、ゆとりのある角地景観を創出する。



交差点部にオープンスペースを設けガラス張りのコーナーとすることで開放的な街角景観を創出（PIVOT CROSS）

外観デザイン

景観形成基準

ゾーン基準

●景観資源に近接する場合や景観資源の背景となる場合は、
景観資源と協調したデザインとするよう配慮する。（❶❷❸❹❺）
●計画敷地に存在し、地域の景観を特色づけている建築物や工作物をやむを得ず撤去する場合は、
記憶の継承に資するよう撤去する建築物等の空間構成や素材、仕上げ等を参照し、
計画敷地や建築物に適した活用に努める。（❻❼）

方針番号 B1

●通りからの見え方が単調な印象とならないよう、柱型の活用や開口部のしつらえの工夫等により
建築物の立面を分節化するよう配慮する。（❽）
●周辺の景観と調和しない華美な装飾を避け、目新しさ、話題性、誘目性などに偏重しない
景観としてまとまった印象が感じられるデザインとする。（❾）
●交差点などに面する部分は、角地を意識したデザインとするなど、その場所の印象を高める
デザインとするよう配慮する（❿⓫⓬）

方針番号 C1 C2 C3 C7

●建築物の外部と内部に視覚的つながりがある外観とする場合は、内部の壁や天井の仕上げ、
照明、みどり、インテリアなども景観の観点からデザインするよう努める。（⓭）

方針番号 D1

都心ゾーン

●格子状道路の特徴を感じられるよう、隣接する建築物との連続性や街区ごとの
一体性などに配慮したデザインとするよう配慮する。（⓮）
●札幌を代表する主要な通りに面する場合など、場所や用途を考慮し必要な場合は、
経済性のみを重視せず、都心にふさわしい質の高い外観とするよう努める。（⓯）
●計画敷地の場所性に応じて、居住、宿泊滞在機能を持つ建築物の外観は、
外部に生活感が表出しないデザインとするよう配慮する。（⓰）

方針番号 C1 C3 C7

一般市街地ゾーン

●地域交流拠点や高次機能交流拠点等のように地域の核となる場所では、
場所の魅力を高めるよう、外観デザインの工夫に努める。（⓱）
●都心ゾーンに近接する場所では、都心の街並みとの連続性に配慮した
デザインとするよう努める。

方針番号 C1 C3 C7

山地のみどりに近接するゾーン

●高次機能交流拠点等のように地域の核となる場所では、
みどり豊かな場所の魅力を高めるよう、外観デザインの工夫に努める。（⓲）

方針番号 C1 C3 C7

工業地・流通業務地ゾーン

●歩行者の視点でのスケール感を意識し、建築物の長大な立面を分節化するよう
配慮する。（⓳）

方針番号 C1 C3 C7

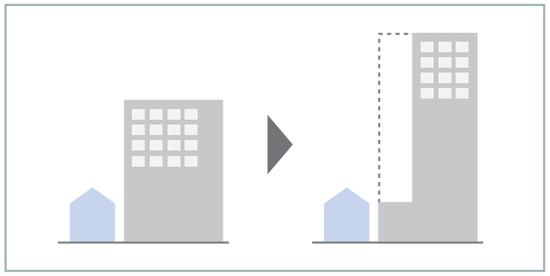
＜配慮事例＞

❶建築物や樹木など景観資源に対する視点場を確認し、
建築物の高さを工夫したり、素材や形を調和させるなど
景観資源との良好な関係をつくる。



背景となる歴史的建造物（旧札幌麦酒会社工場）と建築物の高さや低層部の壁面素材を調和させることで、歴史的な街並みの統一感を創出
（サッポロファクトリーホール/ホテル創成札幌Mギャラリー）

❷景観資源の隣に建築物を建てる場合は、高層部分をセットバックさせるなど、景観資源への圧迫感を軽減させるとともに見え方に配慮する。



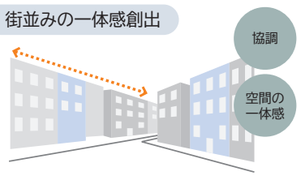
❸外観デザインや壁面の位置、
軒線などを景観資源と協調させるよう配慮する。



外観デザイン、壁面の位置、軒高、低層部の外壁の切り替え位置が景観資源と協調し、街並みの連続性や一体感を創出（北菓楼札幌本店/アーバンネット札幌リンクタワー/中央警察署）
※プレ

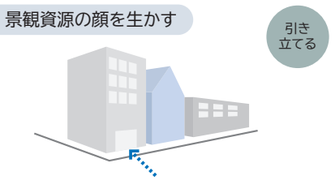
＜景観資源等との協調・良好な関係性をつくる外観デザインの考え方＞

街並みの一体感創出



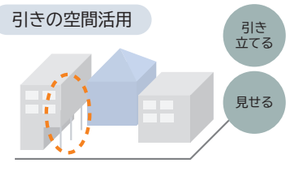
景観資源と建築物のスカイラインや軒線、外観デザインを協調させると、街並みの一体感や連続性を創出することができます。

景観資源の顔を生かす



景観資源の入口や顔となる方向に、建築物の正面を合わせることで、景観資源が持つ表情の良さを生かした空間づくりができ、賑わいが生まれます。

引きの空間活用



景観資源に隣接する建物は、建築物側面の色彩や形態等のデザインに配慮することで、お互いの関係性を引き立てることができます。

❹ピロティ部分などから景観資源を見通せるなど、
景観資源を効果的に見せる工夫に努める。



ピロティから景観資源への見通しが確保され、歩きながら景観資源を楽しむことができる（ブランズタワー札幌）

❺景観資源を眺められる視点場づくりに配慮する。



時計台の向かいのビルの2階に時計台を眺められるテラスを設けることで、地上からとは違った眺めを堪能できる場を創出（札幌MNビル）



隣接する建築物の1Fアプローチや店舗から時計台を眺められる開口部を設置
（札幌時計台ビル）

外観デザイン

＜景観資源を取り込む外観デザインの考え方＞

景観資源を取り込む

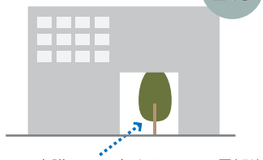
見せる　空間の一体感



建築物を計画する際に、歴史的建造物や樹木が見える位置に開口部を設けたり、見え方を意識した間取りとするほか、アプローチを景観資源沿いにつくることで、空間の変化や豊かさが生まれます。

見え方を楽しむ工夫

引き立てる　見せる



建築物の形を意識して工夫することで、景観資源の異なる一面を楽しむことができます。

シンボル性を守る

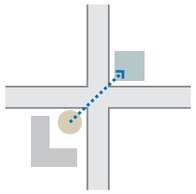
協調　引き立てる



景観資源の素材や色彩、意匠形態を安易に模倣してしまうと、景観資源のシンボル性が損なわれ、建築物そのものが陳腐化することがあります。素材の一部や雰囲気を取り入れるなど、協調を考えたデザインとすることで、景観資源を中心とした景観をつくることができます。

様々な場所から眺められる工夫

見せる



景観資源に面して窓やテラス、庭を設けることで、ゆっくりと景観資源を眺めることができます。

❻歴史的資源の再発見・再評価、土地の記憶の読み解き、改築前の建築物との関係などを建築デザインの手がかりとする。
❼新築（建て替え）だけではなく改修の場合でも、住民が愛着を持っている樹木の保存をはじめ、地域に親しまれてきた外観デザインや外壁の素材などの保存・活用を通じて、地域の景観を継承していく。



旧警視庁をモデルとされたと言われている旧中央警察署。
曲線で構成された正面入口・庇・壁面、円柱、入口両側の円窓が特徴的で、昭和モダニズムの息吹を伝える建築物として市民に親しまれていた。



旧札幌大同生命ビル。黒川紀章による設計で、3階部分の空中庭園が特徴的な建築だった。

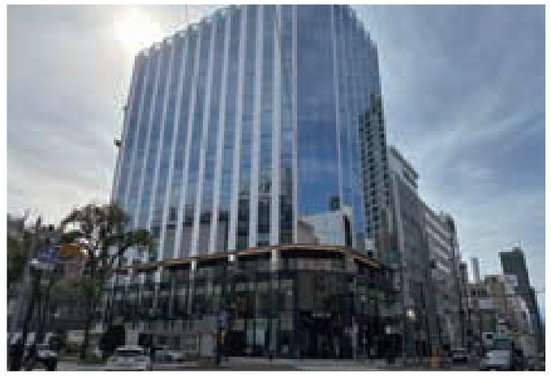


旧中央警察署の建物形状や正面入口周りのデザインを踏襲した現北海道札幌方面中央警察署。



建築形状を踏襲するとともに、2階に樹木を配した開放的なラウンジを設けることで、往時の空中庭園の記憶を継承
（大同生命札幌ビル/miredo）
※プレ

❽立面の分節化や建築物の分棟化によって壁面に表情をつくり単調さを軽減する。



低層部は落ち着いた色調、高層部は軽やかな色調として壁面を分節し、表情のある外観デザイン（札幌4丁目プレイス）

❾華美な装飾を避け、目新しさや話題性を追うのではなく、周囲との調和に配慮した、シンプルで質が高い、機能的で飽きのこないデザインとする。



内部の機能と連動して外壁面をガラス面と外装材部分に分節。落ち着いた色調に抑えつつ表情のある外装材とすることで、シンプルながらも飽きのこない外観デザイン
（ウィンズ札幌）

❿敷地が角地の場合は、向かい合う建築物と形態や色彩の調和を図る。



建築物の形状は異なるものの色調を合わせることで、統一感のある角地の街並み景観を形成（札幌ゲート/PIVOT CROSS）

⓫交差点に面する部分は、街角を特徴付けるような意匠や設え、植栽の計画とする。



交差点に面して開放的でシンボリックな外観デザインとすることで、印象的な街角景観を形成（大通ビッセ）

⓬敷地条件に応じて、一方向だけでなく他の角度からの見え方にも配慮し、きめ細かにデザインする。







全方向において正面性のあるきめ細かなデザインを施し、「裏感」を感じさせない外観デザイン（丸一ビルヂングLA GALLERIA）

外観デザイン

⓭外部から内部が見える場合、内部の壁や天井の仕上げ、照明、みどり、インテリアなども景観の観点からデザインする。



内部の特徴的な斜めの木柱を、全面ガラスの外装越しに見せる印象的な外観デザイン（エア・ウォーターの森）

都 心

⓮建築物の連続性・街区の一体感・都心部らしい質の高い外観デザインに配慮する。



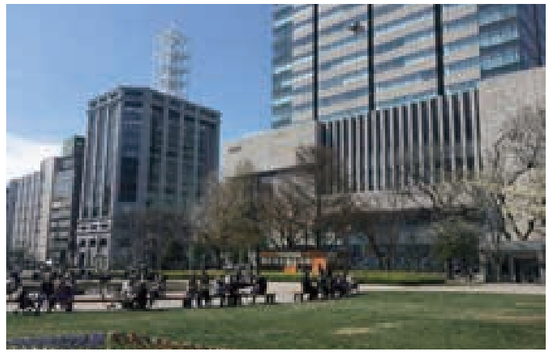
建築物の軒高、色調を揃えることで、一体感のある街区を形成（丸の内二重橋ビル/新東京ビル）



並木沿いでは、建築物の壁面の位置やファサードデザインを揃えるなど、並木が映える街並みづくりに配慮する。

都 心

⓯札幌を代表する主要な通りに面する場合など、場所や用途を考慮したうえで必要な場合は、経済性のみを重視せず、都心にふさわしい質の高い外観とするよう努める。



大通や札幌駅前通に面して重厚感のある外観デザインとしたビル群により風格のある街並みを形成



軽やかながらも質の高い外観デザインのビル群により札幌を代表する骨格軸（北3条通）の風格を創出

都 心

⓰居住や宿泊滞在機能を持つ建築物を計画する際は、場所性に応じて、生活感を抑えた外観デザインに配慮する。



大通沿いの生活感を感じさせない外観デザインのマンション（プライムメゾン大通公園）

市街地

⓱地域交流拠点や高次機能交流拠点等で、地域や広域の人が多く利用する建築物は、地域の核となる魅力的な外観デザインの工夫に努める。



多くの人が集う施設として、人を惹きつける魅力的な外観デザイン（札幌コンベンションセンター）

山地近接

⓲山地の高次機能交流拠点等では、みどり豊かな地域の核として魅力を高めるよう、外観デザインの工夫に努める。



外装材に木を使い、背景の山並みに馴染んだ屋根形状など、周辺のみどりと調和した外観デザイン（札幌芸術の森）

工業流通

⓳工場などを計画する際は、長大な立面を分節化するなど、歩行者の視点でのスケール感を意識した外観デザインに配慮する。



建築物を分棟にしたり立面を分節化することで、長大な印象を和らげる外観デザイン（札幌市駒岡清掃工場）

低層部のデザイン

景観形成基準

●歩行者等から良く見える低層部は、機能等に応じて開放性を確保するなど、壁面や開口の位置・大きさ等を工夫したデザインとする。（❶❷❸）
●計画敷地が通行量の多い主要な通りに面する場合は、歩行者等が移動を楽しめるよう、にぎわいの創出に資する機能の配置や建築物の外部と内部に見る見られるの関係をつくることなどにより、低層部の印象を強めるデザインとするよう努める。（❶❷❸❹❺）

方針番号
C1
C2
C3
C7

ゾーン基準

■都心ゾーン
●計画敷地の場所性に応じて、隣接建築物と低層部の外観デザインの切り替え位置を揃えるなど、通りの連続性を印象付けるデザインとするよう努める。（❻）

方針番号
C1
C3

＜配慮事例＞

❶通りが閉鎖的にならないように開口部やショーウィンドウを配置する。



内部が見える印象的な開口部を設けた、通りに対して開放的な低層部のデザイン（D-LIFEPLACE札幌）※プレ

❷人の動きにより活気あるまちの景観を創出するため、外部から内部活動がわかるような開放的なつくりとする



人々の滞留空間となっているアトリウムを全面ガラス張りとすることで、外部から内部の様子がうかがえる（札幌市民交流プラザ）

❸通りに面する低層部は視界が抜けるようなガラス張りとし、圧迫感を軽減させる。



低層部を全面ガラス張りとすることで圧迫感を軽減させている（PIVOT CROSS）



商業施設の入る低層部をガラス張りとして内部の様子が見えるようにすることで、通りの賑わいを創出（東京都原宿/WITH HARAJUKU）

❹店舗やカフェテラスなど賑わいが通りにあふれる用途を配置する。



低層部に飲食店を配置し、オープンテラスを設けることで賑わいのある通りを演出（赤れんがテラス）



低層部にカフェを設け、屋外にも腰掛けられる段差を設えるなど工夫することで、賑わいのある通りを演出（東京都日本橋兜町/兜町第二平和ビル）

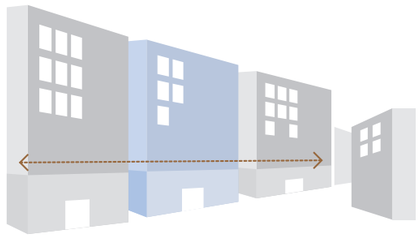
❺歩道への圧迫感を抑え、移動を楽しめるよう、壁面を後退させる。



低層部の壁面を後退させてガラス面とすることで、快適で楽しく歩ける通りを形成（moyuk SAPPORO）※プレ

都 心

❻隣り合う建築物と低層部の軒高や仕上げ、素材、色彩などを揃える。



低層部の軒高や仕上げ、素材、色彩を揃え
連続性のある街並みを創出する工夫

素材・色彩

景観形成基準

●景観資源等に近接する場合や景観資源の背景となる場合は、
景観資源との協調した素材・色彩とする。（❶❷）

方針番号：B1

●外観を構成する部分は北の自然環境や周辺の街並み等と調和する色彩とする。
色彩は「色彩景観基準」（P93）による。（❸❹❺❾）
●アクセントとなる色彩は、街の彩となるよう面積を抑えた効果的な使い方とする。
色彩は「色彩景観基準」（P93）による。（❼）
●外構や附帯工作物などの色彩は、計画建築物との調和に配慮する。
色彩は「色彩景観基準」（P93）による。（❽❾）
●光の反射が強い素材の採用を避けるとともに、周辺との調和や汚れへの対応などを踏まえた
素材を選定するよう配慮する。（❿⓫）
●複数の色彩による分節化等に当たっては、形状や素材の切り替えを活用するよう配慮する（❻⓬）

方針番号：A1 C1 C2 C3 C7

ゾーン基準

都心ゾーン
●通りごとの調和に配慮するとともに、洗練された外観となるよう素材や色彩に配慮する。
（❺❿⓭⓮）

方針番号：C1 C3

一般市街地ゾーン
●雑然とした印象とならないよう周囲の建築物との調和を図るとともに、
高層部は空の広がりが感じられるよう努める。（❹⓯）

方針番号：C1

山地のみどりに近接するゾーン
●背景となる豊かな自然を生かすため、周辺のみどりとの調和に配慮する。（❿⓰）

方針番号：A1 C1

工業地・流通業務地ゾーン
●圧迫感を軽減するとともに、殺風景にならないような工夫に努める。（⓱）

方針番号：C1

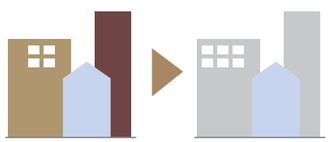
＜配慮事例＞

❶歴史的景観資源を際立たせるとともに、景観資源と調和するよう、低層部にレンガや札幌軟石を使用するなどして、新たに計画した建築物も活かす。

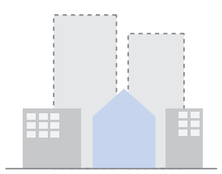


レンガの歴史的建造物と呼応するように低層部等をレンガ貼りにして一体的な雰囲気を演出。歴史的な景観資源は時間の経過とともに素材の持ち味や落ち着きが増すため、調和する素材を選択（サッポロファクトリー）

❷景観資源の背景となる場合は、景観資源と協調した素材・色彩に配慮する。



彩度の高い色を建築物の大きな面積で使用すると目立ってしまい、街並みの調和を乱します。景観資源との調和を考えた色彩を検討すると落ち着いた雰囲気が生まれます。

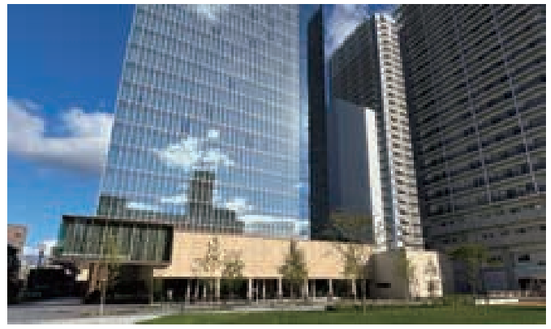


高層の建築物は遠くからでも認識できるので、色彩や素材が周辺の建築物や背景にある山並みと調和するよう配慮することで、景観資源をより際立たせることができます。

❸自然環境や街並みなど、周辺との調和に配慮し、空やみどり、街並み等に溶け込むような外壁等の色彩を選定する。



色彩景観基準から外れるものや、
周囲の街並みとの調和に配慮していない色彩は避ける。



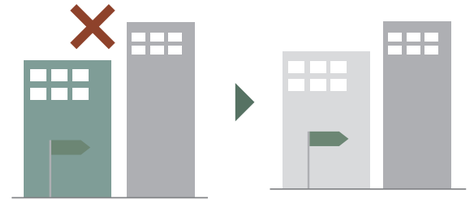
アースカラーの外壁や背景の空に馴染む壁面により、周辺の自然環境と調和
（札幌ホテルbyグランベル）※プレ

❹建築物の高層部の色彩は、
高明度・低彩度にして圧迫感を低減する。



建築物の高層部を白系の色調として圧迫感を軽減
（三井ガーデンホテル札幌ウエスト）

❺公共サイン等の視認性を妨げないように配慮する。



公共サインと同系色の壁が
サインの視認性を妨げています。

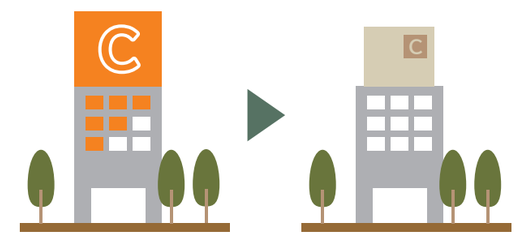
公共サインが目立つよう
外壁の色彩に配慮

❻異なる仕上げを組み合わせて面的なボリューム感を軽減する。



柱型や意匠の凹凸などに合わせた素材の切り替えによりメリハリをつけ
色彩をコントロールしながら面的なボリューム感を軽減（ソラリア西鉄ホテル札幌）※プレ

❼コーポレートカラーを用いるときは、街並みとの調和に配慮し、必要に応じて使用面積を抑えたり、彩度や明度のトーンを落とす。



コーポレートカラーを全面に使うことで、けばけばしい色調となり、周辺の街並みから浮いている。

コーポレートカラーの使用面積を絞り、彩度を落とすことで、周辺の街並みと調和している。

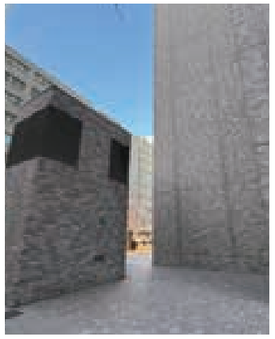
素材・色彩

❽ネットフェンスは、一般的に多用されている緑色だけにとらわれず、
周辺景観に溶け込む落ち着いた色彩を選択する。



ネットフェンスをグレー系の落ち着いた色にすることで、周辺景観に溶け込んでいる。
（二条小学校）

❾外構や附帯設備などの色彩は、計画建築物との調和に配慮する。

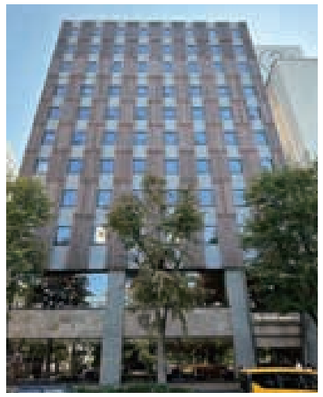


外構の附帯設備を建築物と同様の外装材とすることで景観に配慮（札幌時計台ビル）



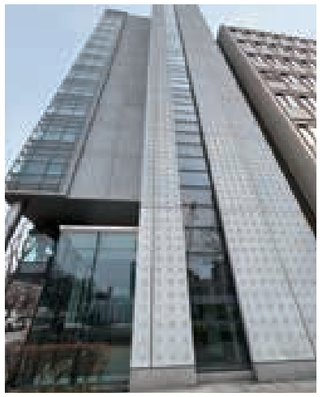
室外機に外壁と同色の塗装を施すことで景観に配慮（札幌グランドホテル）

❿自然石や木材など経年変化（エイジング）により深みの出る
素材を選び、飽きのこない、いつまでも愛されるデザインとする。



外壁に木材やコルクを使用し、経年変化による深みの出る素材を活用
（ザロイヤルパークキャンパス札幌大通公園）

⓫汚れが目立たない材料や、修繕しやすい材料を選ぶことで、
維持管理のしやすさに配慮する。



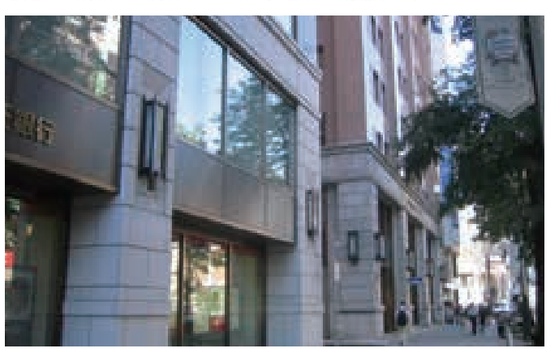
プレキャストコンクリートにドット柄の模様をつけ、表情を持たせながら汚れを目立ちにくくし、
パネル単位での交換を可能とすることで維持管理のしやすさにも配慮した外壁
（明治安田生命札幌大通ビル）

⓬複数色を使用する場合は、塗装による分節だけではなく、外壁形
状や素材の切り替えにより、外観の陳腐化を避けるよう配慮する。



レンガとコンクリートの素材の切り替えによる色彩の分節（ホテル創成札幌 Mギャラリー）

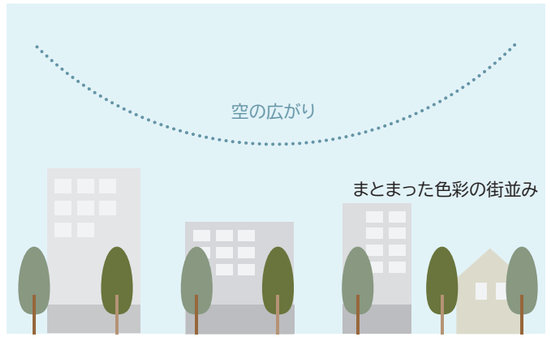
⓭壁面の素材や色彩の組み合わせに配慮して一体感のある
個性豊かな街並みづくりに努める。
⓮通りに調和した洗練された素材・色彩に配慮する。



隣接する建築物と壁面の素材や色彩を揃え、一体感のある風格を感じる駅前通を演出
（伊藤ビル/札幌国際ビル）

市街地

⓯雑然とした印象とならないよう配慮するとともに、
空の広がりが感じられる素材・色彩に配慮する。



空の広がりや、まち全体のまとまりが感じられるよう、
周辺の街並みの特徴を踏まえながら素材・色彩を選定する。

山地近接

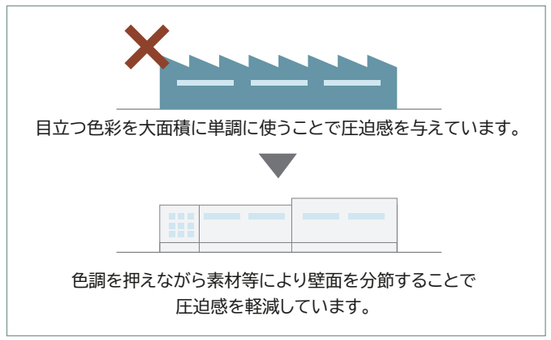
⓰背景となる豊かなみどりとの調和に配慮した素材・色彩とする。



アースカラー系などの外壁素材や、木や石などの自然素材を採用するなど、
背景となる豊かなみどりの調和に配慮

工業流通

⓱工場等の建築物では、大きな壁面による圧迫感を
軽減するような素材・色彩に配慮する。



大きな壁面は、建築物の形態に合わせた素材等の分節などを行ったり、
圧迫感を軽減する色彩を選定する。

ー適切な素材の選択ー

外観を構成する部分の色彩は、札幌の景観色70色とその近似色の範囲の色彩とすることを基本としています。塗装だけでなく、自然石や木材などの自然素材も対象に含まれます。

〈景観色70色の近似色の素材を採用した例〉



中央区複合庁舎
柱：銀鱗近似色（RC打ち放し）
壁（1F）：開拓使近似色
壁（上記以外）：札幌玉葱近似色（木パネル）
花壇：ベチカ近似色（レンガタイル）

〈景観色70色の近似色の塗装を採用した例〉



厚別中学校
校舎棟壁：乳白近似色（一部新雪、霧氷近似色）

外構・オープンスペース

景観形成基準

●計画敷地に起伏がある場合は、起伏を生かした外構デザインとするよう努める。（❶❷）
●計画敷地の中にある地域住民等から愛着を持たれている樹木等は保全するよう努める。（❸）
●四季の変化を感じられるよう、花が咲く時期や実がつく時期などを考慮して、樹種や草花を適切に取り入れるよう配慮する。（❹❺❼）

方針番号：A1 A2

●計画敷地が歴史的な景観資源や主要な公園・緑地等と隣接する場合は、計画建築物の敷地境界に沿った緑化や緩衝帯となる空地の配置など、景観資源との接点となる敷地境界をデザインするように配慮する（⓫⓬⓭㉔㉕）
●計画敷地に存在し、地域の景観を特色づけている建築物や工作物をやむを得ず撤去する場合は、記憶の継承に資するよう撤去する建築物等の空間構成や素材、仕上げ等を参照し、計画敷地に適した活用に努める。（⓮⓯）

方針番号：B1 C7

●魅力的な沿道の景観となるよう、通りから建築物へ至るアプローチをみどりや照明などにより演出するよう努める。（❹❺❻❼⓴㉖）
●計画敷地に面する主要な通りの緑視率が上がるよう、効果的なみどりを配置するよう努める。（❽❾❿）
●柵などの工作物を設置する場合は、落ち着いた素材や色彩のものを選定するよう配慮する。（⓬⓰）
●集合型居住誘導区域（※みどりの基本計画で定める都市緑化を積極的かつ重点的に推進する緑化重点地区とほぼ同じ区域）では、オープンスペースの設置に配慮するとともに、みどりの潤いが感じられるよう積極的に効果的なみどりを配置するよう配慮する。（❹❾）

方針番号：C1 C2 C3 C7

●公開空地等のオープンスペースを設置する場合は、利用者の行動を想定し、その場にふさわしい空間構成やしつらえとするよう配慮する。（⓫⓱⓲⓳⓴㉒）
●公開空地等のオープンスペースを設置する場合は、通行や滞留などの目的にあわせて適切にベンチ等のファニチャーを配置するよう配慮する。（⓲㉑）

方針番号：D1

●公開空地等のオープンスペースを設置する場合は、将来的な使われ方の変化も踏まえたデザインとするよう努める。（㉓）

方針番号：D2

ゾーン基準

■都心ゾーン
●基壇部を設ける場合は、地盤面だけでなく、基壇部の屋上にもオープンスペースを設けるなど、通りから見た時に人のにぎわいが立体的につながるような工夫に努める。（㉗）
●基壇部を設ける場合は、通りから見た時に立体的にみどりのうるおいが感じられるよう、基壇部の屋上を緑化するなどの工夫に努める。（㉘）

方針番号：C1 C3 C7

■一般市街地ゾーン
●地域交流拠点や高次機能交流拠点といった地域の核となる場所では、場所の魅力を高めるよう、外構デザインの工夫に努める。（㉙）

方針番号：C1 C3 C7

■山地のみどりに近接するゾーン
●周囲の植生に配慮した樹種や草花を選定するよう努める。
●計画敷地が面する主要な通りの先に山が見える場合は、計画敷地のみどりが山のみどりと連続した印象となるよう、樹木や草花の配置の工夫に努める。（㉚）

方針番号：A1 A2

■工業地・流通業務地ゾーン
●周辺の市街地との緩衝帯となるよう、オープンスペースの確保に努める。（㉛）

方針番号：C1 C3 C7

＜配慮事例＞

❶敷地が広い場合は、ゆるやかな起伏や豊かなみどりなど、建築物と一体的にランドスケープデザインを行う。



建築物と一体的にデザインされた外構（エア・ウォーターの森）

❷起伏を生かし表情豊かなランドスケープデザインを行う。



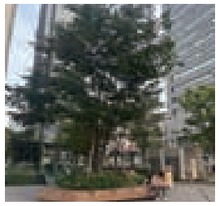
起伏を生かしたみどり豊かな外構（札幌市立大学）

❸地域住民が愛着を持っている敷地内の樹木は保全するように努める。



市民に親しまれている大木を保全（カナモトホール（札幌市民ホール））

ー親しまれている樹木のシンボル性を生かすー



シンボル樹の植え桝をベンチとすることで憩いの空間にする。
（大阪市/阪神梅田ツインタワーズ）



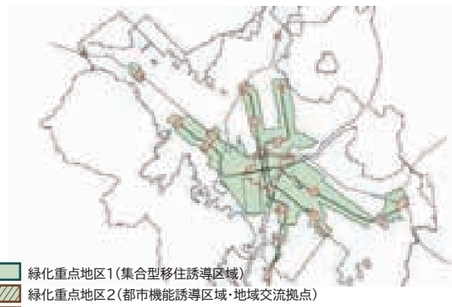
シンボルとなる樹木を強調するような建築物の配置としたり、周りの舗装や植桝、ベンチなどの環境整備に配慮することで、人々が集まる溜り空間を創出することができます。

❹みどりは、隣地のみどりとの連続性に配慮するほか、季節感を演出する植栽とするなど、効果的に配置する。



北海道庁から北海道警察本部のみどりと連続して、札幌らしさを感じるライラックが植えられたみどり豊かな公開空地（道民活動センター かでる2.7）

ー札幌市で緑化をより推進している地域ー



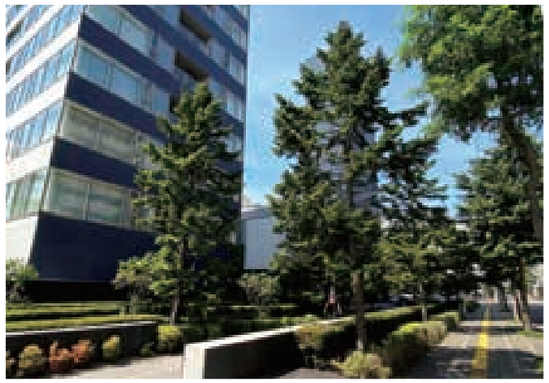
（出典：第4次札幌市みどりの基本計画）

札幌市みどりの基本計画では、緑化をより重点的に推進していく「緑化重点地区」を定めています。この範囲内では、より積極的に魅力的なみどりづくりに努めましょう。

外構・オープンスペース

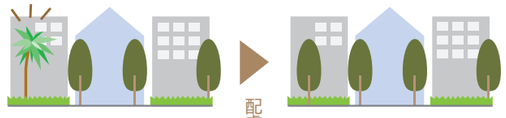
＜配慮事例＞

❺自然植生に合った特徴ある樹木や草花により、地域性を表現する。



北海道に自生するトドマツを主体とした外構植栽により地域性を表現
（シティタワー札幌大通）

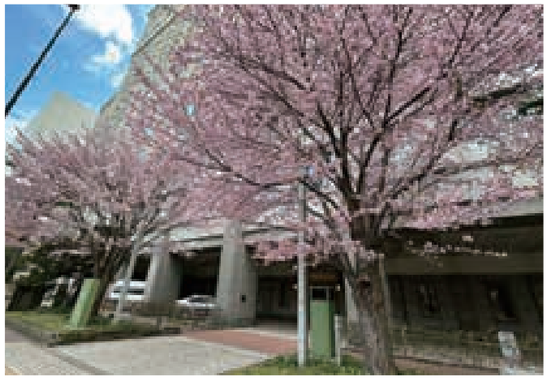
❻周辺の樹木や街路樹との関係などを考え、環境に調和する樹種を選んで配置することで、調和のとれた街並みづくりに配慮する。



周辺の景観から突出したシンボルツリーにより、地域に馴染まない違和感のある街並みとなっている。

地域の特性に合わせた樹種を選定することで、調和のとれた街並みとなっている。

❼エントランスやアプローチに、並木やシンボルツリーを配置することで記憶に残る景観を形成する。



豊かな緑地を配置し印象的な桜のゲートを形成しているホテルエントランス
（ホテルモントレエーデルホフ札幌）



印象的な並木植栽により奥行きを感じさせるアプローチを演出（札幌パークホテル）

❽大規模な壁面を持つ建築物は、周辺の街並みへの圧迫感の軽減を図るため、敷地外周に緑地帯や高木を配置する。



大規模建築物の外周に立体感をつけた宿根草の緑地と中木の並木を配置し、
うるおいのある街並みを形成することで歩行空間への圧迫感を軽減（日本生命札幌ビル）

❾可能な限り敷地全体を緑化し、シンボルとなる建築物の背景を整える。



敷地全体に高木を配置しシンボルとなる建築物とともに「森づくり」のコンセプトを表現
（エア・ウォーターの森）

❿アイストップとなる高木配置や、緑視率の高い効果的なみどりの配置を考慮し、うるおいの感じられる植栽計画とする。



交差点部のアイストップとなる高木が街角の緑視率を高めている。
（ニューオータニイン札幌）



高低差のある宿根草と高木を組み合わせることで緑視率の高い立体的なみどりを創出
（クロスホテル札幌）

⓫敷地に公園が隣接する場合は、公園と一体的に利用できるような計画とする。



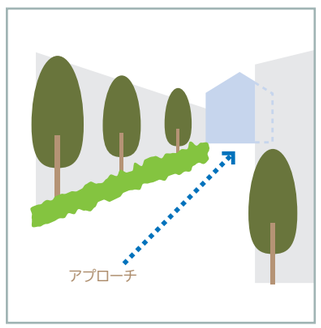
建築物の外構と都市公園を一体的に整備した複合開発（ザ・札幌タワーズ/札幌駅東公園）
※プレ

⓬景観資源が隣接する場合は、舗装や工作物の素材や色彩を景観資源と調和するよう配慮する。



レンガと札幌硬石の植樹枡や舗装、茶系のサインとすることで
北海道庁旧本庁舎（赤れんが庁舎）との調和に配慮（札幌市北3条広場アカプラ）

⓭景観資源に隣接する場合は、敷地境界部のデザインを工夫することで、景観資源との良好な関係づくりに配慮する。



前面道路との引きの部分に植栽などを施したり、舗装材に配慮することで、景観資源へのアプローチ空間を演出



景観資源と商業施設の境界に、レンガ調のアプローチと広場、植栽を整備することで一体的な空間を形成
（サッポロビール園とアリオ札幌）



歴史的な資源である斜め通りに沿って大きくセットバックさせた歩道状のオープンスペースと低層部のヒューマンスケールな建築意匠・形態により景観資源を強調（札幌ホテルbyグランベル）
※プレ

外構・オープンスペース

＜配慮事例＞

⓮歴史的な景観資源の再発見や再評価、土地の記憶の読み解き、改築前の建築物との関係などを外構・オープンスペースデザインの手がかりとする。
⓯地域に親しまれてきた建築物や外構等の素材などを保存、活用し、地域の景観を継承していく。

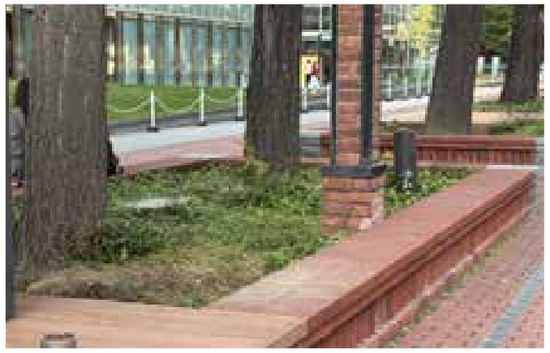


かつて由緒ある和風建築物が建ち庭園があった土地。軟石塀や景石、庭園木を保存活用し、前庭や中庭を構成しなおすことで往時の景観を継承（パークスクエア中島公園）

⓰ベンチや照明灯、植樹桝、柵などの工作物は、景観要素の1つであることを踏まえ、建築物や外構とのデザイン統一や、周辺環境と調和した形態、素材、色彩に配慮する。



自然素材と周辺に馴染む素材・色彩に配慮した調和のとれたベンチ、舗装のデザイン（中島公園）



ベンチ、照明灯と通路の素材・デザインを揃えることで、統一感のある景観を形成（札幌市北3条広場アカプラ）



歩道のデザインに合わせた外構デザイン（アーバンネット札幌リンクタワー）

⓱アプローチは段差をなくし、車椅子同士がすれ違える幅員を確保するとともに、ユニバーサルデザインに配慮する。



植栽や照明灯を配置しながらゆったりとしたアプローチを確保（アルティウスリンク株式会社札幌センター /旧株式会社KDDIエボルバ） 撮影：佐々木育弥

⓲オープンスペースは、隣地の状況を確認した上で、使い方、形、しつらえなど連続性に配慮した計画とする。



隣地と連続性のあるオープンスペースとし、エントランス周りにベンチを配置（札幌エルプラザ）

⓳オープンスペースは、歩道との段差を設けず滑りにくい素材を用いるなど、歩行者に優しい仕上げとする。



平滑で滑りにくい舗装材とした誰もが歩きやすい庇のあるオープンスペース（創成クロス）

⓴オープンスペースのデザインは、建築物のデザインと調和させるとともに、質の高い素材を用いて上質なしつらえとする。



ストライプを基調とした建築外装デザインと合わせて、外構の植栽や舗装パターンもストライプをモチーフにトータルでデザイン（アルティウスリンク株式会社札幌センター / 旧株式会社KDDIエボルバ）

㉑敷地際にオープンスペースを設け、植栽やベンチなどを設置し、歩道との一体感を演出する。



壁面を後退させて歩道と連続性のある歩行空間とするとともに敷地際に高木を配置することで、歩道と一体的なみどり豊かな通りを形成（札幌北ビル）

㉒建築物と連携し、多様な市民活動ができる場として屋外交流スペースを設置する。



ビアガーデンなど多様な活動が可能な屋外交流スペース（サッポロファクトリー）

㉓オープンスペースは、多様な使われ方、将来的な使われ方も踏まえたデザインとする。



テントやテーブルベンチを配置したり、キッチンカーが停められるなど多様なイベントに対応できる交流広場を設置（札幌市駒岡清掃工場）

外構・オープンスペース

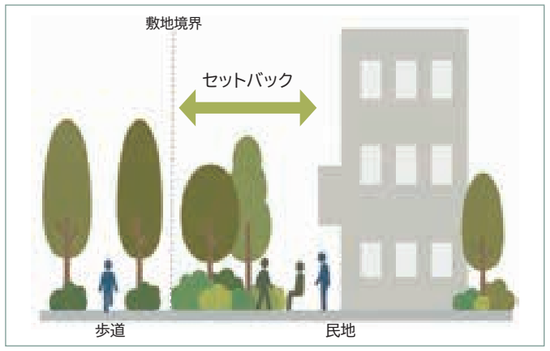
＜配慮事例＞

㉔街路樹や公園、河川などのみどりと連続するように
敷地内にみどりを配置する。



街路樹と呼応するように敷地内を緑化（ライオンズ札幌クロスタウン）

㉕建築物をセットバックさせて街路樹などと呼応するように
民地側も緑化するなど、みどり豊かな空間の創出に配慮する。



㉖塀や柵は道路からの視線に対し閉鎖的にならないように高さを抑え、敷地が見通せるようなつくりとする。



見通しが良く、建築物や庭と一体的に街角の景観をつくる木柵（きのとやファーム店 /KINO TOYA farm cafe） 撮影：佐々木育弥

都 心

㉗建築物の基壇部に屋上広場を設け、
通りから人の賑わいが立体的に感じられるよう配慮する。



2階、3階部分に屋外広場を設け、交差点に立体的な賑わいを創出（ココノ ススキノ）
※プレ

㉘建築物の基壇部に屋上緑化を設け、
通りからもみどりのうるおいが立体的に感じられるよう配慮する。



3階以上の部分に屋外テラスを設けて緑化し、通りへの立体的なみどりの潤いを創出
（北海道信用金庫 本店営業部）

市街地

㉙地域交流拠点や高次機能交流拠点など地域の核となる場所では、人が集まり滞在したくなるような魅力的な外構デザインに配慮する。



建築物と呼応するガーデンや広場を造成し来訪者の憩いの空間となっている。
（札幌コンベンションセンター）



緑地や木陰、滞留スペースを設けるとともに、来訪者のわくわく感を高める外構デザイン
（大和ハウス プレミストドーム）

山地近接

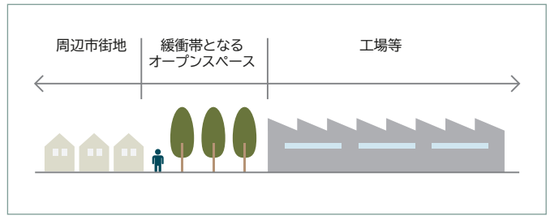
㉚周辺の山並みのみどりと連続的な印象のみどりづくりに配慮する。



背景の山並みからみどりのグラデーションを形成するような緑化計画とするなど、
連続的なみどりづくりに配慮する。

工業流通

㉛周辺市街地との緩衝帯となるオープンスペースを確保する。



工場等の建築物の周りにオープンスペースを設けて緑化するなど、
周辺市街地との緩衝帯を形成する。

＜植栽基盤について＞

植栽基盤とは、植物の根が支障なく伸長して、水分や養分を吸収することのできる条件を備えた土層のことです。植物が健康に育つためには、以下の条件を備えた植栽基盤を用意する必要があります。

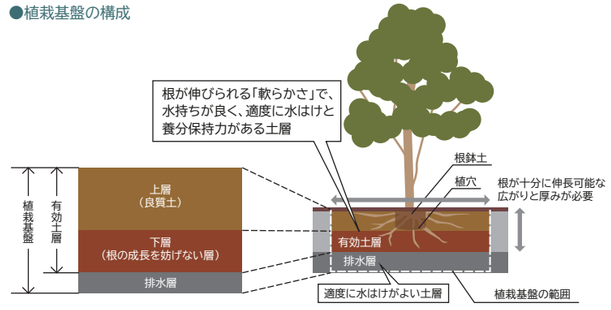
①十分な深さを広がりを持つ

②物理的条件
- 良好な透水性
- 適度な硬度
- 適度な保水性

③化学的条件
- 生育に障がいを与える有害物質を含まない
- 適度な酸度
- 適度な養分量

植物の成長には、植栽基盤の条件ほか、日照条件や雨水（散水）条件なども重要です。植栽基盤と合わせてこれらを総合的に検討し、植物の成長に適した環境を用意することで、質の高いみどりの創出に努めましょう。

●植栽基盤の構成



●望ましい規格別有効土層の厚さ（参考値）

樹高 ※	高木			低木	芝生・草花
	12m以上	7～12m	3～7m	3m以下	
上層	60㎝	60㎝	40㎝	30～40㎝	20～30㎝
下層	40～90㎝	20～40㎝	20～40㎝	20～30㎝	10㎝以上

※樹高は、生育目標の大きさ

出典：植栽基盤整備技術マニュアル（2013年発行）P13～17/一般財団法人 日本緑化センターを元に作成

駐車場

景観形成基準

方針番号 C1 C2 C3

- ●車両の出入口は歩行者による賑わいの連続を分断しない配置とするよう配慮する。（❶）
- ●駐車場は、やむを得ない場合を除き、前面道路から直接駐車マスに出入りすることを避けた形式とする。（❻）

方針番号 C1 C2 C3 C7

- ●車両の出入口等は裏側の印象とならないよう、みどりなどにより適切に修景するよう努める。（❸❹❺）
- ●建築物に取り込む駐車場や荷捌き等の車両の出入口は、通りから見える「開口部の見込み」（※建築物の部分を示す用語）等を外壁と同様の外装材とするなど、建築物と一体感を持たせるよう努める。（❼）
- ●立体駐車場やタワー型の機械式駐車場等・駐輪場は主要な通りから容易に望見できない位置に配置するよう努める。（❽）
- ●立体駐車場やタワー型の機械式駐車場等を設置する場合は、単調な立面とならないよう配慮する。この時、模様の印象が強く出ないようにするとともに、通りに対する圧迫感の少ないデザインとするよう配慮する。（❷❾）

＜配慮事例＞

❶歩行者による賑わいを分断しないよう、駐車場出入口の位置や設えに配慮する。



駐車場出入口を歩行者動線と連続した舗装にするとともに駐車場サインを建築物に取り込むなど、歩行路の連続性に配慮（ソラリア西鉄ホテル札幌）※プレ

❷立体駐車場を設置する場合は、通りに対して圧迫感を与えないよう配慮する。



駐車場の高さを抑え、周辺景観に馴染む素材・色彩とすることで、通りに対して圧迫感を与えないよう配慮（旭川駅）

❸駐車場の周りを緑化するなどして修景する。
❹街並みに配慮した場所に配置するとともに、計画の初期段階から外周の緑化スペースを見込んでおく。



駐車場の周りを緑化し、照明で演出することで、街並みとの調和に配慮（創成クロス）



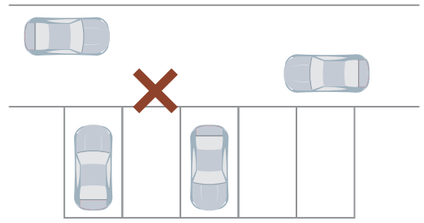
盛土と植栽の活用により、街路からの視え方に配慮した駐車場（市営住宅南郷団地）

❺大規模な駐車場が必要な場合は、敷地内へのゆとり空間の創出や、建築物とのデザイン的な競合を避けるための地下化、施設の壁面緑化などを行う。



駐車場の壁面を緑化することで、圧迫感を軽減（札幌コンベンションセンター）

❻できるだけ、前面道路から直接駐車マスに出入りする平面プランとしない。



安全性の面からもできるだけ前面道路から直接「串刺し」で入る駐車場プランにはしない。

❼建築物に取り込む駐車場では、車両出入口部分を外壁と同様の素材とするなど、大きな開口部の印象を和らげるデザインとする。



駐車場出入口をエントランスや外観意匠と合わせることで、大きな開口部の印象をやわらげている。（三井ガーデンホテル札幌ウエスト）

❽機械式駐車場や駐輪場は主要な通りから容易に見通せない位置に配置するよう努める。



機械式駐車場を主要な通りから見えない位置に建築物で囲むように配置し、中通りの低層部の賑わい用途を前面に配置することで駐車場が目立たないよう配慮（ソラリア西鉄ホテル札幌）※プレ

❾機械式駐車場や駐輪場を設置する場合は、単調とならない素材・色彩および圧迫感を与えないデザインに配慮する。



周辺の街並みに調和し単調とならない素材・色彩に配慮した機械式駐車場

附帯工作物

景観形成基準

- ●屋外に設置する建築設備は可能な限り建築物と一体的に見えるような目隠しを設置するよう配慮するとともに、主要な通りから容易に望見できない位置に設置するよう配慮する。（❶❷）
- ●自転車置き場やごみ置き場、物置など敷地内に附帯する建築物・工作物は、建築物本体に取り込むことを基本とするが、やむを得ず別棟で建築等する場合は、建築物本体との関係性を十分考慮し、配置するよう配慮する。主要な通りに面して配置する時は、歩行者に対して閉鎖的な印象を与えないよう、みどり等により修景するよう配慮する。（❸❹）
- ●太陽光発電設備を屋上や地上に設置する時は、通りからの見え方に配慮した位置に設けるよう配慮する。太陽光発電設備を外壁に設置する時は、建築物の外観として見た時の違和感を低減できる設置位置とするよう配慮する。（❺❻）

方針番号：C1 C2 C3 C7

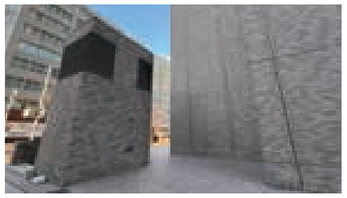
＜配慮事例＞

❶目隠しが必要な場所は植栽などによってやわらかく遮蔽する。



設備類を建築物の外壁と同色にするとともに、ルーバーで目隠しをして手前を植栽帯とすることで目立たないよう工夫（あすかHOUSE中央）

❷空調・換気設備や自動販売機などについては建築物と同様の色彩や材質の仕上げとするか、建築物に組み込んで一体化させる。



外構の附帯設備を建物物と同様の外装材とすることで景観に配慮（札幌時計台ビル）



室外機に外壁と同色の塗装を施すことで景観に配慮（札幌グランドホテル）

❸自転車置場やごみ置場などをやむを得ず建築物本体と別棟とする場合は、配置や色彩、修景に配慮する。



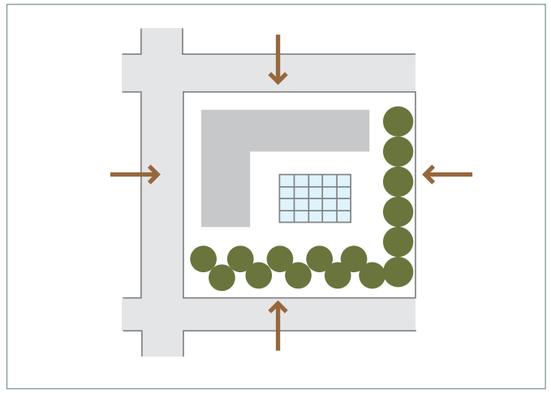
主要な通りから見えにくい位置に、周辺の工作物等と色彩・素材が調和した柵で目隠しをした自転車置場（さつきた8・1） ※プレ

❹歩道と敷地との間が閉鎖的な関係にならないような塀のしつらえとする。

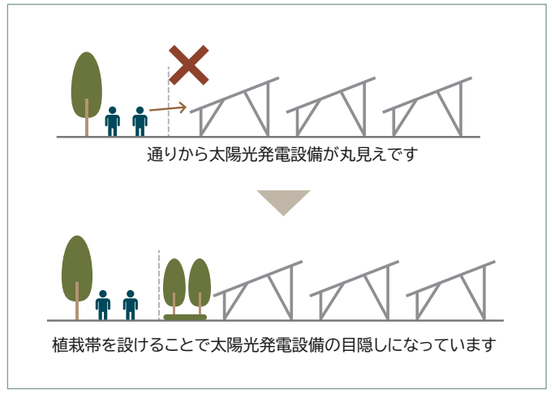


設備類の目隠し塀を、建築物と調和する素材・色彩とし、サインを組み込んだデザインとすることで閉鎖的な印象を軽減（ザ・札幌タワーズ） ※プレ

❺太陽光発電設備は道路から見えにくい位置に設置するか、植栽や柵などで目隠しする。



太陽光発電設備を設置する際は、道路からの死角になる場所に設置するほか、植栽などで目隠しをする。



❻太陽光パネルを建築物の外壁や屋根に設置する場合は、建物デザインと調和した設置方法の工夫や適切なパネルの仕様を選定する。



外壁と一体となり建築物のデザインとして調和した太陽光パネル（NTT大通4丁目ビル）

広告物・サイン

景観形成基準

方針番号 B1 C8

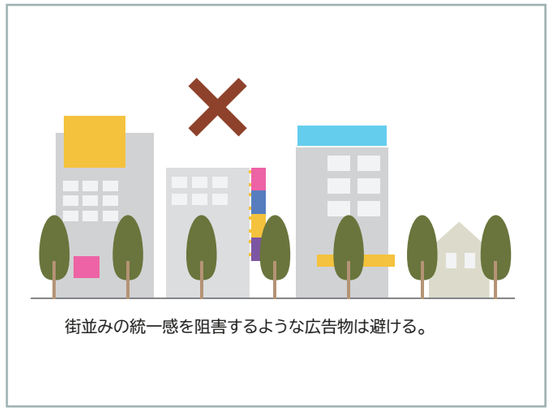
●景観資源に近接する場所では、景観資源と調和した広告物・サインを表示・掲出するよう配慮する。（❶）

方針番号 C8

●広告物・サインは視認性を確保できる最小限の大きさとするよう配慮する。（❷）
●広告物を複数掲出する時は集合化するよう配慮する。（❸）
●広告物・サインは周囲の街並みと調和する色彩デザインや照明とするよう配慮する。（❹❺❻❼❽）
●激しく動光が変化するものや華美なものは原則使用しない。（❾）
●広告物・サインに関するガイドラインが策定された時は、ガイドラインにも準拠する。

＜配慮事例＞

❶周辺の建築物や広告物を読み解いて、街並みの魅力を引き立たせるデザインとする。



街並みの統一感を阻害するような広告物は避ける。

❷箱文字や切り文字としたり、大きさに配慮するなど、建築物と調和したシンプルなデザインとする。



建築物のデザインと調和したシンプルな切り文字のサイン（PIVOT CROSS）

❸広告物を複数個表示する場合は、集合化を図り必要最小限の設置数とする。



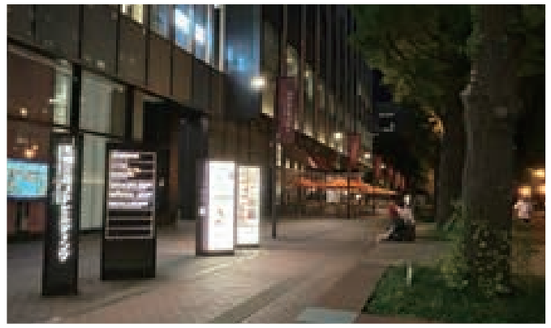
広告物を集合化

❹沿道に雑多な広告物・サインは避け、まとまりのある街並み形成に配慮する。



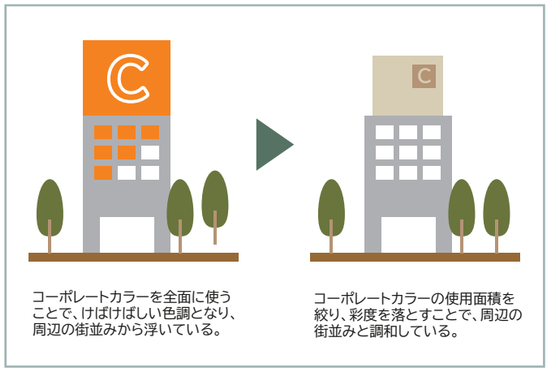
建築物の外観と色彩を調和させた最小限の突き出し看板とガラス面でのサインにより、まとまりのある街並みを形成（敷島ビル）

❺彩度や使用する色の数を抑えるなど、色使いに配慮し、通りの雰囲気を大切にする。
❻昼間だけでなく、夜間の見え方にも配慮して計画する。



色彩を茶系にし夜間の見え方にも配慮することで、通りの雰囲気を大切にした集合化サイン（赤れんがテラス）

❼コーポレートカラーを用いるときは、街並みとの調和に配慮し、必要に応じて使用面積を抑えたり、彩度や明度のトーンを落とす。



コーポレートカラーを全面に使うことで、けばけばしい色調となり、周辺の街並みから浮いている。

コーポレートカラーの使用面積を絞り、彩度を落とすことで、周辺の街並みと調和している。

❽公共的な情報と店舗などの看板が互いに機能を損なわないよう設置場所やデザインに配慮する。
❾周辺の環境に配慮し、過度に明るいものや、ネオンサインなど激しく動光が変化するものは使用しない。



街並みの統一感を阻害するような広告物は避けましょう

維持管理

景観形成基準

方針番号 D2

●維持管理の体制やルール、役割分担等について事業計画時から計画するよう努める。（❶❷❸❹）
●景観の質が担保されるよう適切に維持管理するよう配慮する。（❸）
●使用しない広告物の掲出物件や附帯設備などが生じた時は、廃れた印象を与えないよう、適切に維持管理するよう努める。（❹）

＜配慮事例＞

❶オープンスペースが継続的に使われるよう、地域の特性を踏まえ、利用者の属性や使われ方などを詳細に検討する。
❷オープンスペースの活用・維持管理のため、地域住民が関与するマネジメントの仕組みを検討する。
❸外壁改修の修繕計画や植栽の手入れなどの計画について、長期的な視点に立って事前に計画する。
❹広告物の更新時を見据え、掲出のルールを事前に明確にする。

札幌の魅力をより高めていくために

本市では、札幌の魅力をより高めていくための基準として、「眺望に関する基準」「夜間景観に関する基準」「雪・冬季の景観に関する基準」を設けています。このうち、「眺望に関する基準」については、市内の眺望の主な視点場と眺望の特徴から、眺望を3つに分類した上で、それらの類型に該当する眺望のうち、P42に示す眺望を「景観形成の対象とする眺望」として設定し、景観形成基準を定めています。また、その中でも特に札幌の眺望を代表し、特段の景観配慮・創出が求められるものを「重点眺望」として設定し、景観形成基準を定めています。

眺 望

眺望に関する基準について

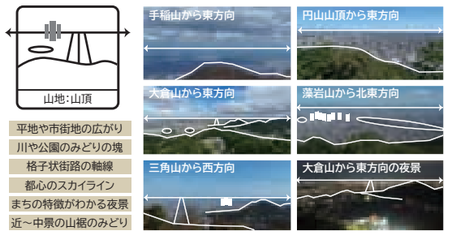
景観形成の対象とする眺望がより魅力的となるよう、その眺望の視点場となる場所（各基準において「視点場」と記載している場所）から見たときに、どのように見えるかを検証しながら、眺望に関する景観形成基準に適合するよう配慮してください。なお、敷地や形態により、基準に示す視点場から計画建築物等が見えない場合もあり得ます。その場合は該当しない基準として扱ってください。
重点眺望に関しては、視点場となる場所（さっぽろテレビ塔展望台又は大通公園と札幌駅前通の交点付近）から見たときに、どのように見えるかを検証しながら、眺望の基準に加えて、重点眺望に関する景観形成基準に適合するよう配慮してください。なお、重点眺望については、景観プレ・アドバイスの対象とする行為も併せて設定していますので、当該行為に該当する場合は、「景観プレ・アドバイスの手引き」も参照してください。

眺望の類型　【見晴らし景（パノラマ）】

「山地」（山頂、高台の公園、坂道など）、「丘陵地」（高台の公園・緑地など）、「扇状地」（高層のランドマーク、河川に架かる橋など）、「平地」（大規模公園など）を視点場として、山並みや市街地を見晴らす眺望です。遠景には、背景となる山並みや広大なみどり、市街地の広がり、格子状街路の軸線、都心のスカイラインなどが広がります。中景から近景にかけて、緑地や公園のみどり、河川、山並みに向かって伸びる街路、それらを縁取る建築物群などを望むことができます。札幌の地形・自然や都市の成り立ち、街並み、活動・営みなど、まちの構造を一望することができる眺望です。

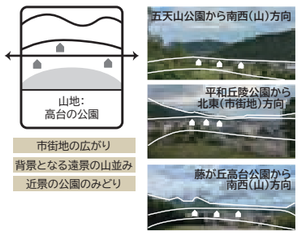
○見晴らし景の景観特性

山地が視点場の眺望[山頂]



平地や市街地の広がり
川や公園のみどりの塊
格子状街路の軸線
都心のスカイライン
まちの特徴がわかる夜景
近～中景の山裾のみどり

山地が視点場の眺望[高台の公園]



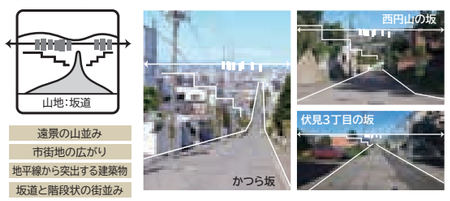
市街地の広がり
背景となる遠景の山並み
近景の公園のみどり

扇状地（都心部）が視点場の眺望[高層のランドマーク]



市街地の広がり
背景となる遠景の山並み
山並みに向かって伸びる公園と街路
地平線から突出する建物
雪まつりなどのイベントの全景

山地が視点場の眺望[坂道]



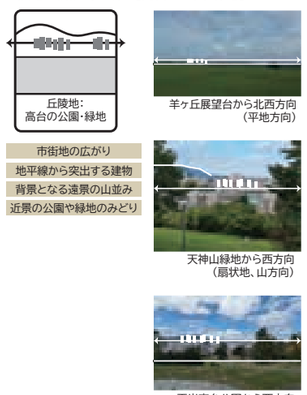
遠景の山並み
市街地の広がり
地平線から突出する建築物
坂道と階段状の街並み

扇状地（都心部）が視点場の眺望[河川に架かる橋]



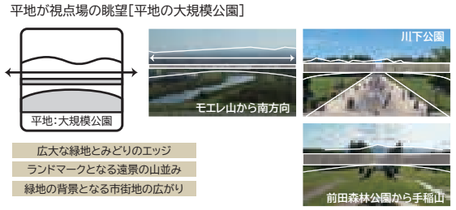
河川と緑地の広がり
ランドマークとなる遠景の山
河川沿いの建築群
花火大会などのイベント
近景の公園や緑地のみどり

丘陵地が視点場の眺望[高台の公園・緑地]



市街地の広がり
地平線から突出する建物
背景となる遠景の山並み
近景の公園や緑地のみどり

平地が視点場の眺望[平地の大規模公園]



広大な緑地とみどりのエッジ
ランドマークとなる遠景の山並み
緑地の背景となる市街地の広がり

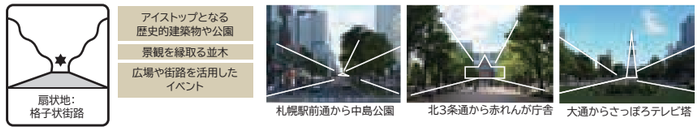
眺 望

【見通し景（ビスタ）】

「扇状地」（都心部の格子状道路）、「平地」（直線道路）が視点場となる、道路を中心とする眺望です。視線を誘導する直線道路と、それを縁取る沿道の並木や建築物群が特徴的であり、札幌の都市の成り立ちを象徴しています。遠方の山や歴史的建造物などがアイストップとなる場合があります。

○見通し景の景観特性

扇状地（都心部）が視点場の眺望［格子状街路］



平地が視点場の眺望［直線道路］



【囲み景】

「山地」（谷筋の橋）を視点場とした山に囲まれた眺望です。視界を囲む山並み、川や湖・ダムなどの水辺とそれを縁取る谷筋のみどり、谷筋に沿って立つ建築物が、渓谷の形状を美しく浮かび上がらせています。

○囲み景の景観特性

山地が視点場の眺望［谷筋の橋］



視界を囲む山並みのみどり
谷筋のみどりのエッジ
谷筋に沿って建つ建築物
近・中景の川や湖の水辺

景観形成の対象とする眺望

【見晴らし景（パノラマ）】

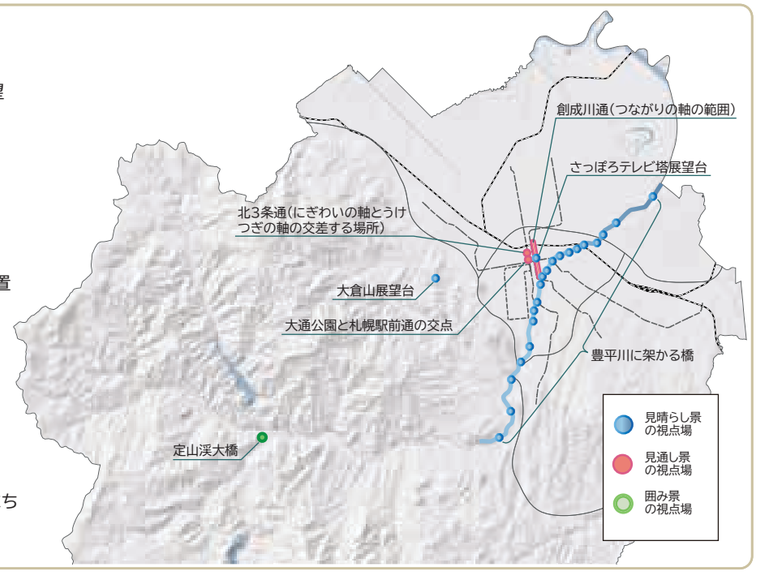
・さっぽろテレビ塔展望台から西方向の眺望
・大倉山展望台から東方向の眺望
・豊平川に架かる橋からの眺望

【見通し景（ビスタ）】

・大通公園と札幌駅前通の交点付近から東方向の眺望
・創成川通（第3次都心まちづくり計画で位置付けるつながりの軸の範囲）の南北方向の眺望
・北3条通（第3次都心まちづくり計画でにぎわいの軸とうけつぎの軸の交差する場所）から西方向の眺望

【囲み景】

・定山渓大橋からの眺望（定山渓地区景観まちづくり指針で位置付ける眺望点と共通）



※景観形成の対象とする眺望の詳細については、P99～P102もご参照ください。
※下図は、「地理院タイル（基盤数値情報、陰影起伏図）」（国土地理院）、「国土数値情報（鉄道データ）」（国土交通省）を加工して作成

重点眺望

「景観形成の対象となる眺望」のうち、特に札幌の眺望を代表し、特段の景観配慮・創出が求められる眺望を「重点眺望」に位置付けます。
「重点眺望」は、より詳細な景観形成基準を設定し、かつ、一部の範囲で「景観プレ・アドバイス」の対象となる行為を定めるなど、きめ細かな景観誘導を行います。現在（令和8年11月時点）、重点眺望には「さっぽろテレビ塔展望台から西方向の眺望（P47参照）」と「大通公園と札幌駅前通の交点付近から東方向の眺望（P49参照）」を設定しています。

眺 望

景観形成基準

方針番号

【見晴らし景｜視点場（さっぽろテレビ塔展望台、大倉山展望台、豊平川に架かる橋）】

●さっぽろテレビ塔展望台や大倉山展望台、豊平川に架かる橋など山や橋などを視点場とした、市街地や山並みの広がり、都心のスカイライン、道路の軸線やみどり等の見晴らしを阻害しないよう建築物の形態等に配慮するとともに、それらの見晴らしをより魅力的にしていくために建築物の形態や照明等の工夫に努める。（❶❷❸）

E1

ゾーン基準

方針番号

都心ゾーン

●都心のシルエットの形成を目指し、建築物の頂部の形状や高層部のライトアップなどの工夫に努める。（❹）

一般市街地ゾーン

●河川に近接する計画敷地では、河川に向かって掲出する広告物を照明等により照らすことや、広告物を発光させることを避けるなど、良好な河川沿いの景観が形成されるよう配慮する。（❺）

E1

方針番号

山地のみどりに近接するゾーン

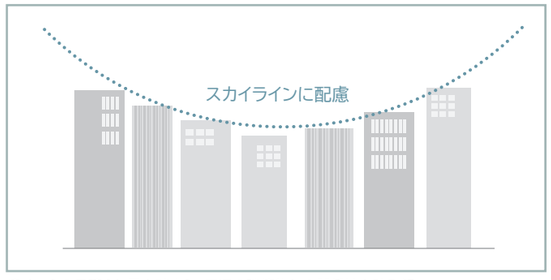
●建築物は背景となる自然環境と調和する色彩とするよう配慮する。（❻）

●計画敷地が山麓の場合は、視点場からの見晴らしを阻害しないよう、屋外広告物の色彩デザインや照明等の工夫に配慮する。

A1
C8
E1

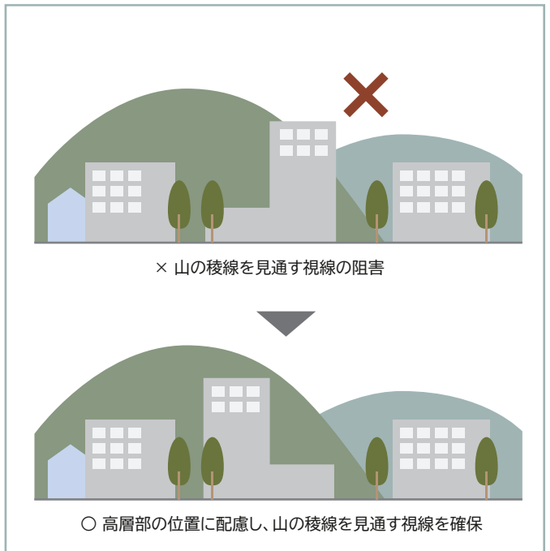
＜配慮事例＞

❶平地や扇状地は、遠くから見通せることから、スカイラインや色彩に配慮する。

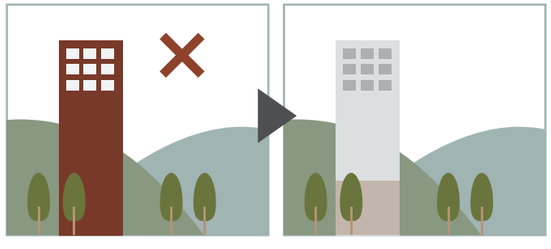


遠くからの見晴らし景を踏まえ、周辺の建築物との関係性を読み解き、建築物の高さや頂部の色彩等に配慮する。

❷山の稜線を見通す視線を阻害しないように壁面を後退させたり、高層部の位置に注意する。



❸高層の建築物を建てる場合は、背景となる山並みや空との色彩の調和に配慮する。



都心

❹頂部の形状や高層部のライトアップの工夫をして都心のシルエットの形成に努める。



大倉山展望台から望む札幌都心部夜景の見晴らし景



JRタワー展望台から望む札幌都心部夜景の見晴らし景

市街地

❺河川沿いの良好な景観を阻害しないよう華美な広告は避ける。



河川に向かって掲出する広告物を華美にしたり、照明灯やネオンで発光させることは避ける。

山地近接

❻背景となる自然環境と調和する色彩に配慮する。

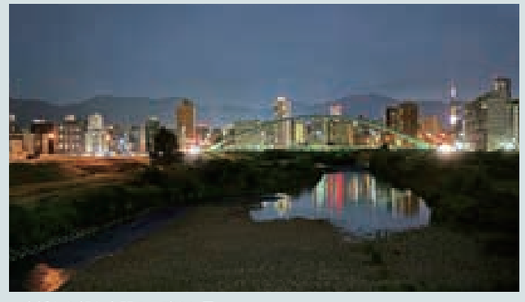


背景となる山の稜線を超えないよう建築物の高さを抑え、外壁をアースカラーとすることで周辺の自然環境との調和に配慮（定山渓 鹿の湯/視点場：定山渓大橋）

＜札幌市内の見晴らし景＞



豊平橋から望む見晴らし景



東橋から望む夜間の見晴らし景

眺 望

景観形成基準

【見通し景｜視点場（大通公園と札幌駅前通の交点付近、創成川通、北3条通）】

方針番号 E1

●大通公園と札幌駅前通の交点付近や創成川通や北3条通などの通りを視点場とした際にアイストップとなる建築物等や並木の縁取り、視線を誘導する直線道路等の見通しを阻害しないよう建築物の形態等に配慮するとともに、それらの見通しをより魅力的にしていくために建築物の形態や照明等の工夫に努める。（❶❷❸）

ゾーン基準

■都心ゾーン

方針番号 E1

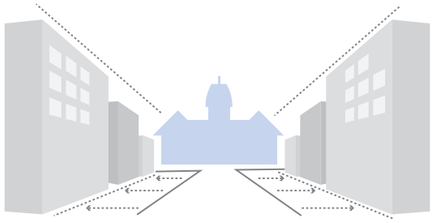
●建築物の中・低層部は、隣接する建築物等と共通するデザインをポイントで取り入れるなど、通り全体の魅力を高める工夫に努める。（❷）

●建築物の高層部は、周囲から突出した形態や意匠を控えるなど、通りの見通しを阻害しないよう配慮する。（❶）

●通りの先にアイストップとなる建築物等がある場合は、通りの沿道の魅力を形成するよう建築物のデザインの工夫に努める。（❶❸）

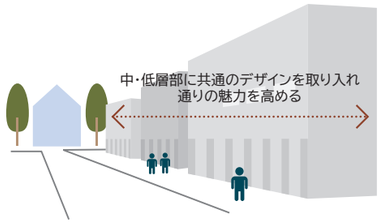
＜配慮事例＞

❶アイストップへの見通しを確保するため、建築物の壁面を後退させるなどの工夫を行う。



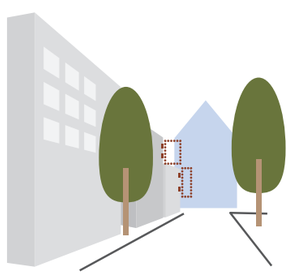
遠くからでも見通せるよう、周辺建物との関係性を読み解き、建物の高さや頂部の色彩等に配慮する。

❷通り全体の魅力を高めるため、共通のデザインを取り入れるなど、中・低層部のデザインに配慮する。



隣接する建築物等と協調し、中・低層部に共通のデザインを取り入れることで、見通し景を魅力的に演出することができます。

❸アイストップの輪郭線を崩さないよう建築物や広告物の位置を考慮し、街並み景観の演出に配慮する。



突き出し看板などでアイストップの輪郭線を阻害しないよう配慮

＜札幌市内見通し景＞



創成川通の見通し景



赤れんが庁舎がアイストップとなる北三条通の見通し景



藻岩山がアイストップとなる市電通（道道西野白石線）の見通し景

景観形成基準

【囲み景｜視点場（定山渓大橋）】

方針番号 E1

●定山渓大橋など谷筋の橋を視点場とした、山並みのみどり、谷筋の建築物、川や湖の水辺等に囲まれた眺望を阻害しないよう建築物の形態等に配慮するとともに、眺望をより魅力的にしていくために建築物の形態や照明等の工夫に努める。（❶❷❸❹❺）

ゾーン基準

■山地のみどりに近接するゾーン

方針番号 E1

●山並みのみどりの連続性に配慮した配置となるよう配慮するとともに、外観の素材や色彩を選定するよう配慮する。（❶❷）

●視点場からの見え方を意識し、河川沿いにテラスを設置するなどの工夫に努める。（❹）

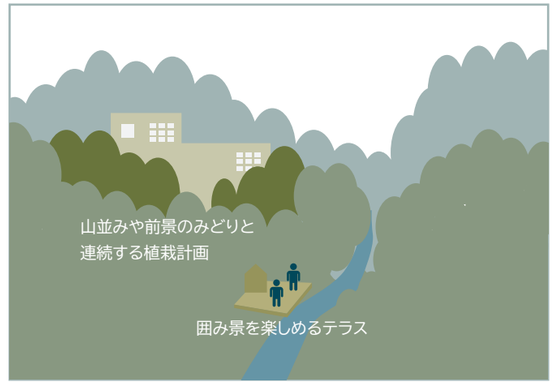
＜配慮事例＞

山地近接

❶囲み景の眺望を阻害しない建築物の形態に配慮する。
❷山並みのみどりの連続性を阻害しない建築物の配置や素材・色彩に配慮する。
❸山並みを背景とする際は、植栽を多く配置するなど調和を図る。
❹河川沿いにテラスを設置するなど、囲み景を楽しめるような設えの工夫をする。



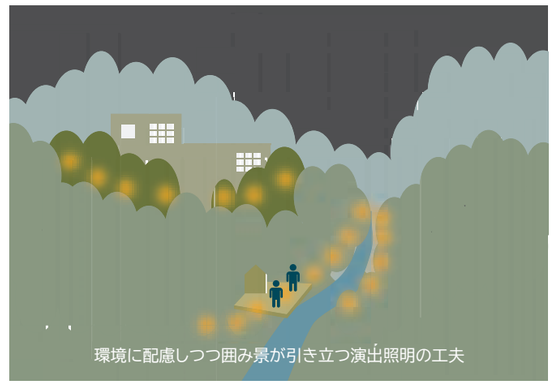
建築物のボリューム・形態と色彩が、背景となる山並みと渓谷の囲み景の眺望を阻害しないよう配慮した建築物群（定山渓/視点場：定山渓大橋）





樹木の背後から建築物が突出しないよう建築物の高さを抑え、水辺の囲み景の阻害に配慮（中島公園菖蒲池）

❺囲み景の眺望を魅力的にしていくために照明等の工夫を行う。



眺望（重点眺望）

重点眺望

ランドマークであるさっぽろテレビ塔（登録有形文化財）の展望台を視点場とした、札幌を代表する見晴らし景です。大通公園の全景とその両側の都心のビル群、遠景の山並みで構成され、都市と自然の近さや土地の広がりが感じられます。また、まっすぐ伸びる大通公園を中心とした見通し景の要素もあり、山並みの中にある大倉山ジャンプ競技場のジャンプ台へ視線を誘います。特に、冬季には、ビルの奥に見える雪の積もった山々やジャンプ台のあかりが、雪と共存する札幌ならではの景観を形成しています。

景観形成基準（工作物も適用）

方針番号 E1

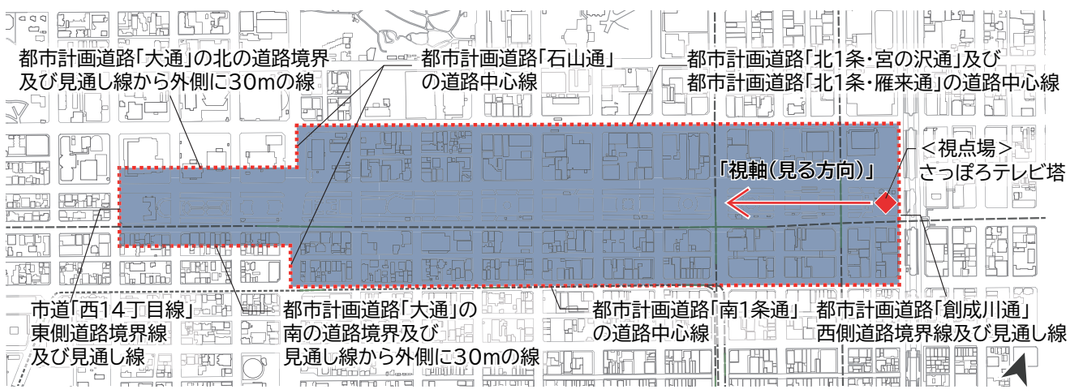
【さっぽろテレビ塔展望台から西方向の眺望】

- ●さっぽろテレビ塔展望台から西方向の眺望が、より魅力的になるよう配慮する。
  特に、附図1に示す「『さっぽろテレビ塔展望台から西方向の眺望』に対し特に配慮を必要とする範囲」を敷地とする場合（敷地の一部が当該範囲に含まれる場合を含む）においては、以下の基準に配慮する。
- ●大通公園に面して高さ60m以下の建築物が並ぶビスタの連続感の形成に向けて、大通公園に面する建築物の高さ60mを超える高層部を大通公園からセットバックするよう配慮する。
- ●高層部は周囲の街並みや背景となる山並みとの調和に配慮して外観をデザインするよう配慮する。
- ●建築物の高さが90mを超える場合は、山並みが背景となることを踏まえて頂部をデザインするよう配慮する。
- ●屋上に設置する附帯設備等は、視点場からの見え方を考慮し、目隠しなどにより修景するよう配慮する。
- ●長大な壁面に見えないよう、意匠の切り替えなどにより、建築物の立面を分節化するよう配慮する。

○附図1 『さっぽろテレビ塔展望台から西方向の眺望』に対し特に配慮を必要とする範囲

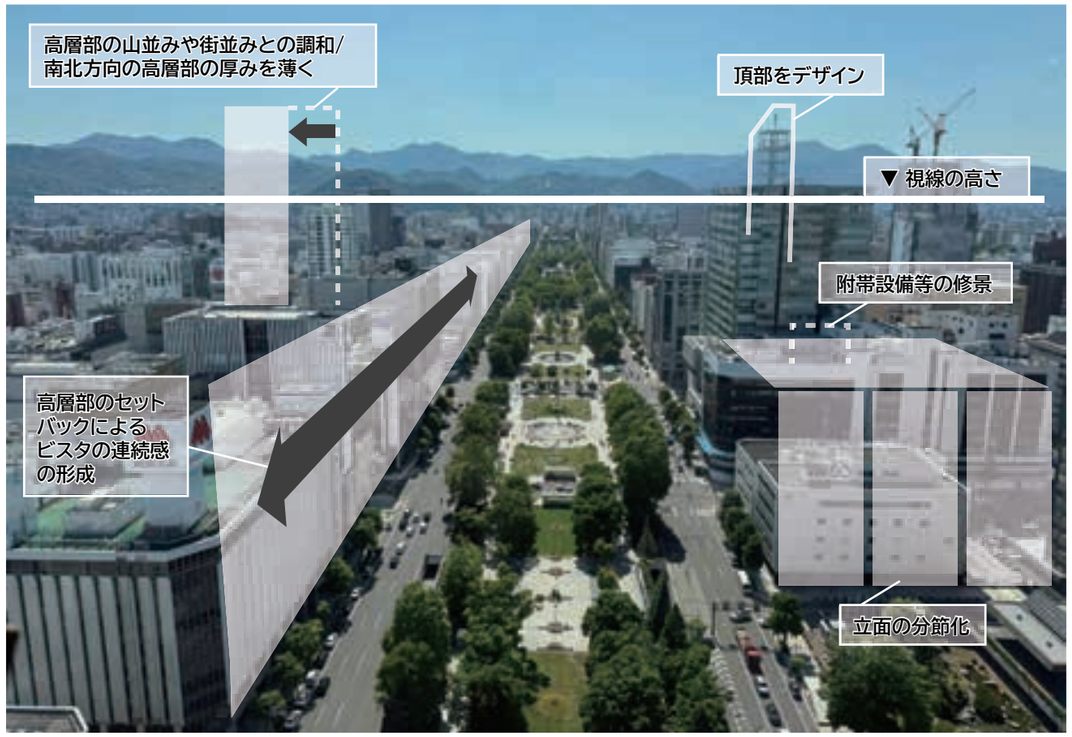
注）建築物等の敷地が対象範囲の内外にわたる場合についても、事前協議を行ってください。

次のいずれかに該当する範囲
・都市計画道路「大通」の南北の道路境界及び見通し線からそれぞれ外側に30mの線、都市計画道路「創成川通」の西側道路境界及び見通し線並びに市道「西14丁目線」の東側道路境界及び見通し線に囲まれた範囲
・都市計画道路「北1条・宮の沢通」及び都市計画道路「北1条・雁来通」の道路中心線、都市計画道路「南1条通」の道路中心線、都市計画道路「創成川通」の西側道路境界及び見通し線並びに都市計画道路「石山通」の道路中心線に囲まれた範囲



※上図は、「地理院タイル（基盤数値情報）」（国土地理院）、「国土数値情報（鉄道データ）」（国土交通省）を加工して作成

○配慮イメージ



＜重点眺望「さっぽろテレビ塔展望台から西方向の眺望」で景観プレ・アドバイスの対象となる行為＞

※　重点眺望の良好な景観形成を誘導するため下記の行為は「景観プレ・アドバイス制度」の対象となります。
※「景観プレ・アドバイス制度」の内容については、「景観プレ・アドバイスの手引き」をご確認ください。

大通公園の南側1街区と北側1街区（西1丁目から西10丁目に限る）における以下の行為（設計段階1回）
・高さが90mを超える建築物の新築又は増築

眺望（重点眺望）

重点眺望　【大通公園と札幌駅前通の交点付近から東方向の眺望】

大通公園と札幌駅前通の交点付近を視点場とし、ランドマークであるさっぽろテレビ塔を視対象とした、札幌を代表する見通し景です。大通公園を彩るみどり、その両側のビル群、アイストップとなるさっぽろテレビ塔と背景の空で構成され、塔のシルエットと空の広がりが感じられるシンボリックな景観です。また、夜間にはライトアップされたさっぽろテレビ塔や大通（道路・公園）の照明、冬のイベント時のイルミネーションなどが、日中とは異なる印象的な空間を演出しています。

景観形成基準（工作物も適用）

【大通公園と札幌駅前通の交点付近から東方向の眺望】

方針番号：E1 E2 C8

- ●大通公園と札幌駅前通の交点付近から東方向の眺望が、より魅力的になるよう配慮する。

  特に、附図2に示す「『大通公園と札幌駅前通の交点付近から東方向の眺望』に対し特に配慮を必要とする範囲」を敷地とする場合においては、以下の基準に配慮する。
- ●大通公園に面して高さ60m以下の建築物が並ぶビスタの連続感の形成に向けて、大通公園に面する建築物の高さ60mを超える高層部を大通公園からセットバックするよう配慮する。
- ●さっぽろテレビ塔とその周囲に広がる空による眺望を阻害しないよう、建築物等の配置や形態に配慮する。特に次の部分については、さっぽろテレビ塔のシルエットに与える影響が大きいことから、配置や形態に十分配慮する。

  ①大通東1丁目南街区及び大通東2丁目南西街区における高さ45mを超える建築物又は工作物の部分

  ②大通東2丁目南東街区における高さ60mを超える建築物又は工作物の部分
- ●計画建築物が視点場からさっぽろテレビ塔の背景として視認される場合は、建築物の存在感を低減させるよう、外観のデザインや素材・色彩に配慮する。
- ●夜間にライトアップされているさっぽろテレビ塔の見え方を阻害しないよう、高層部のライトアップは慎重に検討する。
- ●開口部から漏れ出る光をデザインするよう照明の工夫に努める。
- ●広告物・サインを設置する場合は、日中・夜間を通じて重点眺望の見え方を阻害しないものとなるよう配慮する。

○附図2 『大通公園と札幌駅前通の交点付近から東方向の眺望』に対し特に配慮を必要とする範囲

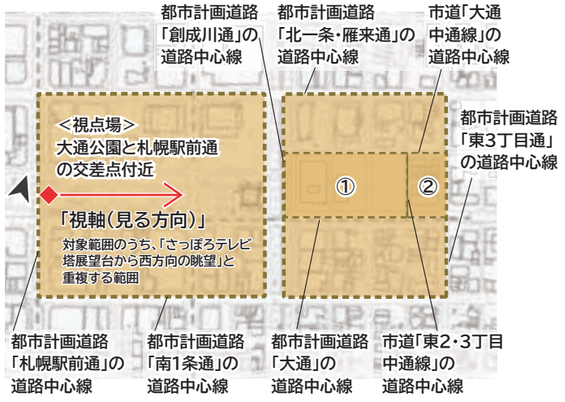
注）建築物等の敷地が対象範囲の内外にわたる場合についても、事前協議を行ってください。

次の範囲のいずれかに該当する敷地

・重点眺望（さっぽろテレビ塔展望台から西方向の眺望）において特に配慮する基準を定める対象範囲（P47参照）のうち、都市計画道路「札幌駅前通」の道路中心線より東側の範囲

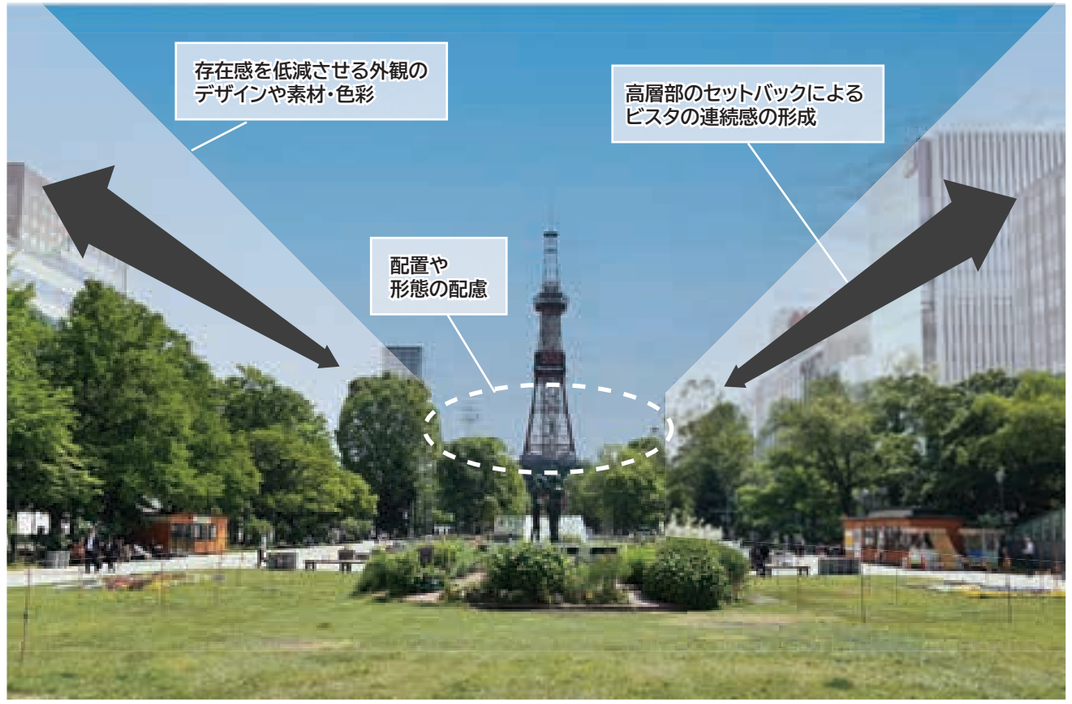
・都市計画道路「北1条・雁来通」の道路中心線、都市計画道路「南1条通」の道路中心線、都市計画道路「東3丁目通」の道路中心線及び都市計画道路「創成川通」の道路中心線に囲まれた範囲

①大通東1丁目南街区及び大通東2丁目南西街区
・市道「大通中通線」の道路中心線、都市計画道路「大通」の道路中心線、市道「東2・3丁目中通線」の道路中心線及び都市計画道路「創成川通」の道路中心線に囲まれた範囲
②大通東2丁目南東街区
・市道「大通中通線」の道路中心線、都市計画道路「大通」の道路中心線、都市計画道路「東3丁目通」の道路中心線及び市道「東2・3丁目中通線」の道路中心線に囲まれた範囲



※上図は、「地理院タイル（基盤数値情報）」（国土地理院）、「国土数値情報（鉄道データ）」（国土交通省）を加工して作成

○配慮イメージ



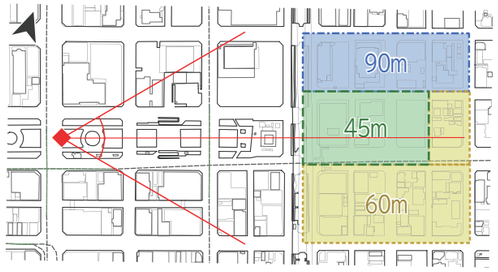
＜重点眺望「大通公園と札幌駅前通の交点付近から東方向の眺望」で景観プレ・アドバイスの対象となる行為＞

※　重点眺望の良好な景観形成を誘導するため下記の行為は「景観プレ・アドバイス制度」の対象となります。

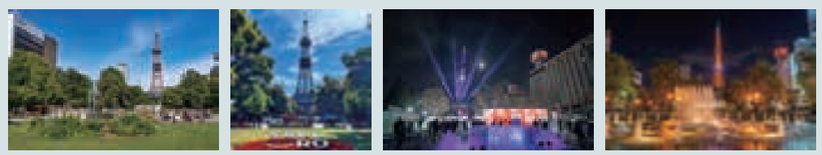
※「景観プレ・アドバイス制度」の内容については、「景観プレ・アドバイスの手引き」をご確認ください。

右図の範囲における以下の行為（設計段階1回）

・高さが60m（一部45m、90m）を超える建築物の新築又は増築



＜さっぽろテレビ塔を視対象とした眺望＞



夜間景観

景観形成基準

方針番号

●暖かみのある光環境を基本とし、場所の特性に応じた照明により通りやエリアを演出するよう配慮する。（❶❷❸❹❺❻❼）
●グレア等を生じさせない適切な照明とするよう配慮する。
●着色や点滅・動光する照明による演出は周辺との調和を慎重に検討したうえで行うこととし、安易に行わない。また、激しく動光が変化するものや華美なものは原則として使用しない。（❽❾）
●生態系への影響等に配慮し、場所の特性に応じた光量や光の向き等とするよう努める。（❿）

A2
E2

ゾーン基準

方針番号

都心ゾーン

●夜間においても魅力的な歩行空間となるよう、壁面のライトアップ、建築物低層部の開口部やショーウィンドウから漏れ出る光、外構等の照明による演出に努める。
演出を行う場合は、通りの光が暖かみを持ち、連続した印象となるよう周辺の照明との協調に努める。また、交差点に面する建築物では、角を際立たせるなど、場所の印象を高める演出とするよう努める。（❶❷❸）
●外部と内部に視覚的なつながりがあるデザインとする場合は、魅力的な夜間景観に資する適切な内部の照明を計画するとともに、外部からの見え方を考慮した内部のしつらえとするよう努める。（❶❷❹）

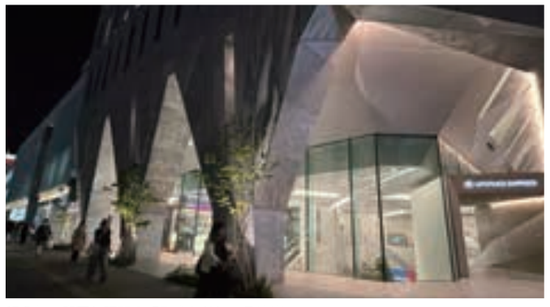
A2
E2

＜配慮事例＞

❶昼とは異なる魅力的な夜の街並みを演出する。



街区で低層部の光を連続させることで夜の街並みを演出
（D-LIFE PLACE 札幌/日本生命札幌ビル）※プレ



印象的な意匠と照明の組み合わせによる演出
（D-LIFE PLACE 札幌/日本生命札幌ビル）※プレ

❷暖かみのある照明で演出する。



低層部は暖かみのある暖色系、高層部は寒色系でメリハリのある街並みを演出
（赤れんがテラス、札幌市北3条広場アカプラ、日本生命札幌ビル）



低層部オープンカフェの暖色照明と、アトリウム内の木天井・壁を照らす柔らかな照明がまちかどを演出（赤れんがテラス）

❸開口部から漏れ出るあかりで、通りににぎわい感を演出する。



低層部ガラス開口部からのあかりが通りを照らす（紀伊国屋書店札幌本店）

❹玄関ホール、アトリウム、窓など、建築物全体から漏れ出るあかりを考えつつ、多様な光をデザインし、美しい夜景を演出する。



回遊動線となっている低層部、事務所等が入る中高層部、アトリウムとなっている大空間など、建築物の機能に合わせた多様な光のデザインが夜間を彩る（札幌市民交流プラザ）

❺ライトアップにより昼間とは違った見え方を演出する。



外観のデザインを特徴づける柱をライトアップすることで建築物のデザインを演出する照明計画（ソラリア西鉄ホテル札幌）※プレ



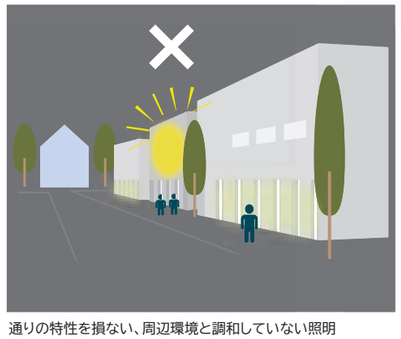
植栽をライトアップして演出（三井ガーデンホテル札幌ウエスト）

❻エントランスを暖かみのあるあかりで演出する。



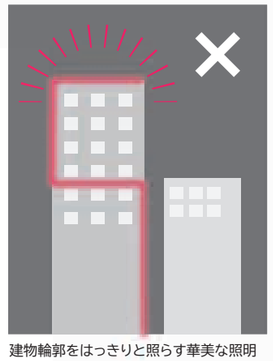
植栽帯やピロティ部分の間接照明により暖かみのあるあかりでエントランス空間を演出（札幌市中央区役所）

❼通りの特性を損なうような周囲に調和していない照明は避ける。



通りの特性を損ない、周辺環境と調和していない照明

❽華美な照明は避ける。



建物輪郭をはっきりと照らす華美な照明

❾周辺の環境に配慮し、過度に明るいものやネオンサインなど激しく動光が変化するものは使用しない。
また、グレア等を生じさせない適切な照明とする。

❿生態系に影響を与えないよう光量や配光に配慮する。

雪・冬季の景観

景観形成基準

方針番号 E3

●敷地内に積もる雪も冬の景観をつくる大切な要素であると捉え、
雪の美しさを見せることができる仕掛けを設けるよう努める。（❶❷❸❹）

方針番号 E4

●北風や落雪を考慮した建築物の配置や形態、外壁形状等とするよう努める。（❾❿）
●冬でも快適に暮らせるよう雪の堆積スペースを確保するほか、効果的なロードヒーティングの
設置などによる良好な歩行環境を確保するよう努める。（❺❻❼❽）

ゾーン基準

方針番号 E3

都心ゾーン
●誰もが建築物や外構、オープンスペース等においてが雪や冬季の景観を
楽しむことができる場づくりに努める。（❶❷）
●白い雪の中で建築物や植栽が美しく見える照明計画やライトアップに努める。（❸）

＜配慮事例＞

❶降り積もる雪の美しさを見ることができる仕掛けを考える。



立体的な庭園にうっすらと雪が被る雪景色（札幌市役所）

❷建築物や外構、オープンスペース等で雪や冬の景観を楽しむことができる場を創出する。



中庭の雪景色を楽しむ工夫（札幌コンベンションセンター）



充分な堆雪スペースに雪が積もる冬景色（札幌コンベンションセンター）





雪を残しイルミネーションやイベント、雪遊びを楽しむことのできるオープンスペース（札幌市北3条広場アカプラ）

❸雪の中で建築物や植栽が美しく見える照明計画



針葉樹に積もる雪、イルミネーション、建物のライトアップが雪景色を演出（サッポロビール園・サッポロビール博物館）



植栽帯のライトアップが暖かみのある雪景色を演出

❹雪国ならではの樹木の雪囲いも、冬季の重要な景観要素となることに配慮する。



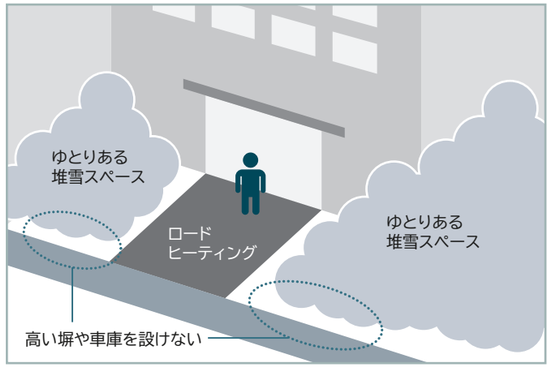
造景的に美しい植栽帯の雪囲い

❺低層部の壁面を後退させて、冬期間も快適な歩行者空間を設ける。

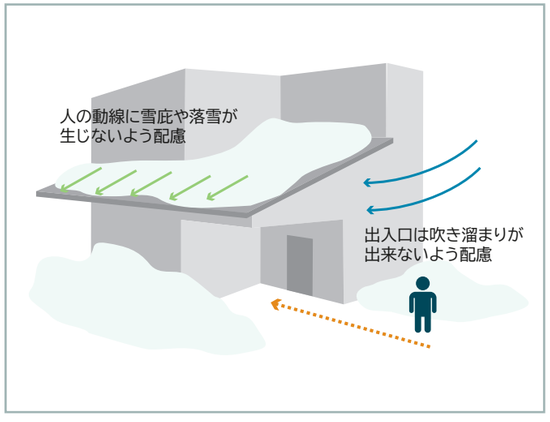


冬季も快適に歩けるピロティ空間（アーバンネット札幌ビル）

❻積雪時を想定して、敷地内にゆとりある堆雪スペースを確保する。
❼ロードヒーティングを設置するなど、
道路側に雪を堆積しないよう配慮する。
❽冬期間の排雪に配慮し、道路際に高い塀や車庫を設けない。

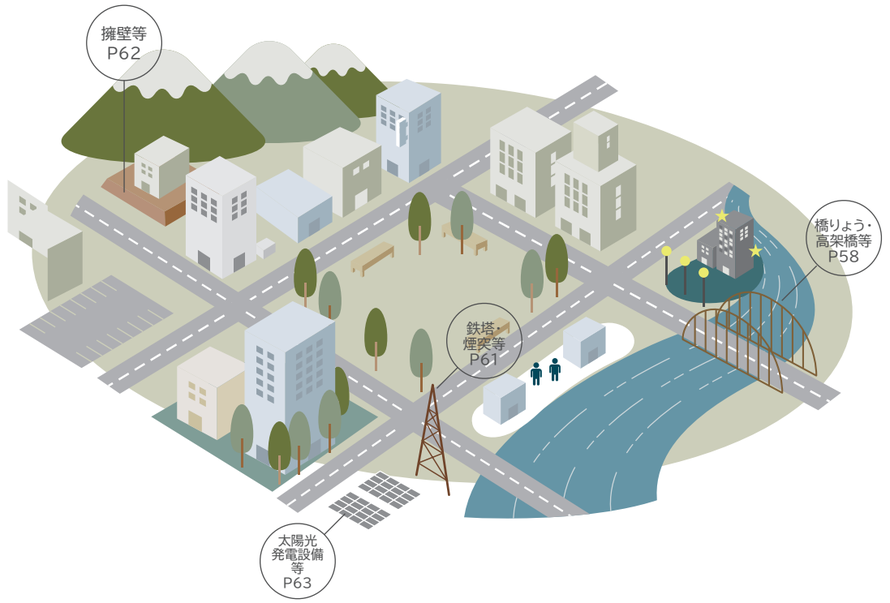


❾積雪や風向きにも配慮して、人の動線に雪庇や落雪が
生じないよう屋根や外壁形状をデザインする。
❿吹き溜まりや風向きに配慮して出入口を配置する。



【工作物】

景観計画区域における景観形成基準と配慮事例



【工作物】景観計画区域における景観形成基準と配慮事例

共 通

造 成 等

景観形成基準

●地形や水辺などの自然環境の特徴を生かすよう努める。（❶）
●地域の植生に配慮する。（❷❸）

方針番号：A1 A2

＜配慮事例＞

❶もとの地形を尊重し、風景の変質を避ける。



トンネル構造物の上部を周辺と連続する緑地として風景の変質を避ける。
（南沢トンネル/中ノ沢・南沢通）

❷地域に親しまれている古木や既存林を大切にする。
❸補植が必要な場合は、周囲にある樹種を選ぶ。



道路による緑地の分断をエコブリッジで繋げ地域の植生に配慮した緑地を繋げる。
（羊ケ丘通）

色 彩

景観形成基準

●背景となる自然環境や街並みに調和した色彩とする。
色彩は「色彩景観基準」(P93)による。（❶❷）
●工作物に附帯する柵や設備等は周囲に溶け込むような目立たない色彩とするよう配慮する。
色彩は「色彩景観基準」(P93)による。（❸）

方針番号：A1 C1 C2 C6

＜配慮事例＞

❶色彩は札幌の景観色70色とその近似色を基本とし、周辺との調和に配慮する。
❷主な視点場から見たときの背景に応じて、空やみどり、街並み等に溶け込むような色彩を用いる。



背景の空に馴染む色彩に配慮した鉄塔（NTT大通4丁目ビル）

❸工作物に附帯する柵や設備等は周囲に溶け込むような目立たない色彩とする。





背景の空に馴染む色彩に配慮した工作物（北海道電力株式会社本店）

維持管理

景観形成基準

●適切な維持管理を行う。

方針番号：D2

眺望（重点眺望）

景観形成基準

●建築物の景観形成基準【さっぽろテレビ塔展望台から西方向の眺望】又は【大通公園と札幌駅前通の交点付近から東方向の眺望】に示す対象範囲を敷地とする場合においては、当該建築物の形成基準について、「建築物」を「工作物」と読み替え準用する。

方針番号：E1

橋りょう・高架橋等

形 態

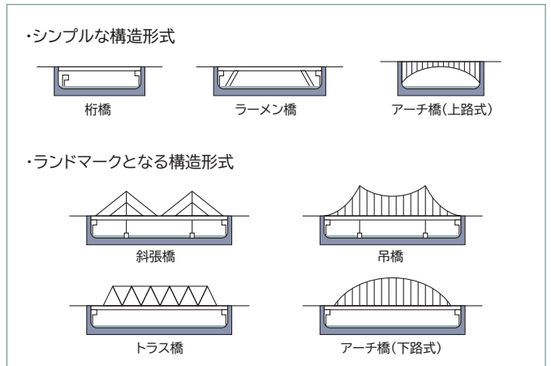
景観形成基準

●構造形式の選定にあたっては、場所性にも配慮する。（❶❷）
●橋りょうへ向かうアプローチ道路と橋りょうの連続性をつくるよう配慮する。（❸）
●計画中の橋りょうと近隣の橋りょうが重なりあった時の見え方を考慮したデザインとする。（❹）
●上部工・下部工を一体的に捉えるとともに、桁や地覆、高欄などの連続感を大切にし、照明や防音壁などを含めた全体のバランスに配慮する。（❺）
●場所性を踏まえた橋詰のデザインとする。（❻❼❽）
●具象的な装飾や華美なデザインは原則として避ける。（❾❿）
●配管や電気設備等は目立たないよう、全体のデザインの一部とするなど修景するよう配慮する。（⓫⓬）

方針番号：C1 C2 C3 C6

＜配慮事例＞

❶周辺状況に合わせて構造形式を選定する。
❷山並みを背景とする場合は、山並みとの調和に配慮する。



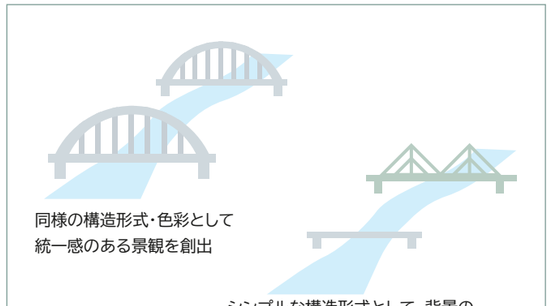
橋りょうを計画する場所性に応じて、ふさわしい構造形式を選択する

❸橋りょうにつづくアプローチ道路と橋上空間に連続性が感じられるよう仕上げなどで統一感をもたせる。



橋りょうからつづくアプローチ道路との連続性に配慮（幌平橋）

❹隣り合う橋りょうと調和するよう形態や色彩などに配慮する。



❺下部工と上部工のデザインを合わせ、一体的に見せる。



橋りょう全体の一体的なデザインに配慮（ミュンヘン大橋）
※下部工：橋を支える柱や土台など／上部工：床や桁・トラスなど

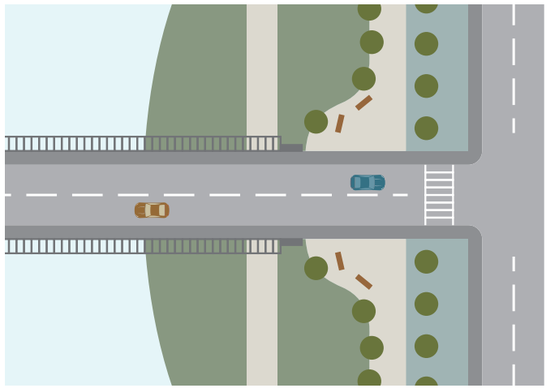
橋りょう・高架橋等

❻人通りの多い橋りょうでは、滞留できるような橋詰空間を計画する。
❼街並みとの調和を図るよう橋詰空間を修景する。



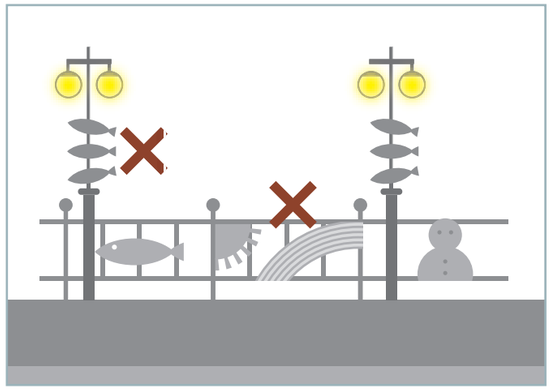
滞留空間を設けた橋詰空間（南二条橋）

❽水辺へのアクセスを整備するなど、
道路と水辺の結節点となる橋詰空間を創出する。



水辺へのアクセスを整備した魅力的な橋詰空間の計画

❾様々なデザインモチーフを用いることや、
直喩的なデザインの使用は避ける。
❿歩道部分の舗装は、過度な模様張りを避け、
シンプルなデザインとする。



色々なデザインモチーフを持ち込むと、それぞれが自己主張し、
ちぐはぐな橋上空間になってしまう。

⓫桁下の配管等を橋りょう全体のデザインの一部として
見せるなどの工夫をする。
⓬配管等を橋脚のスリットに埋め、目立たなくするなどの工夫を
する。



桁下デザインで配管をすっきりと納めている。

ーコラムー

眺望景観や河川景観などが得られる橋では、全体のデザインバランスに配慮しながら橋詰広場や橋上バルコニーを設置し、歩道空間を演出してみましょう。



橋上バルコニー（忠別大橋/旭川市）

附帯物等

景観形成基準

●附帯する柵、照明柱等のデザインを統一するよう配慮する。（❶❷）
●附帯する案内板等がある場合は、集合化するよう配慮する。（❸）

方針番号：C1 C2 C3 C6

＜配慮事例＞

❶橋と接続する道路などの周辺も、できる限り附帯物の
デザインを統一する。
❷附帯物の色彩を橋りょう本体と調和させるなど、
全体的な統一感に配慮する。



橋りょうと調和した附帯物のデザイン・色彩（幌平橋）

❸案内板等はできる限り集合化・コンパクト化するとともに、
案内板等の柱と照明柱等を共通化するなど、
乱雑な印象にならないよう配慮する。



附帯工作物と公共サインを一体化することですっきりとした橋上空間

夜間景観

景観形成基準

●ランドマークとなる橋りょうについては、場所性に応じて照明により
演出するよう配慮する。（❶）
●生態系への影響等に配慮し、場所の特性に応じた光量や光の向きなどを
考慮した照明とするよう努める。（❷）

方針番号：A2 E2

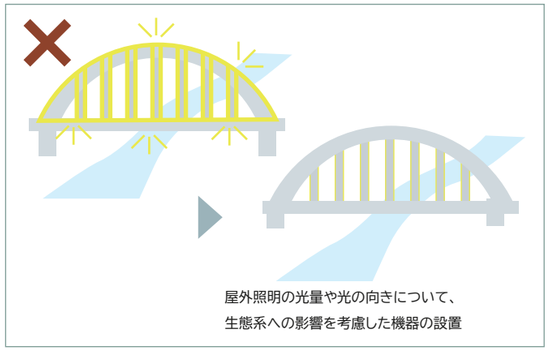
＜配慮事例＞

❶ランドマークとなる橋りょうは照明による演出を行う。



ライトアップして夜間を演出（水穂大橋）

❷生態系に配慮した光量や光の向きとする。



屋外照明の光量や光の向きについて、
生態系への影響を考慮した機器の設置

【工作物】景観計画区域における景観形成基準と配慮事例

鉄塔・煙突等

形　態

景観形成基準

●全体の量感を軽減するよう工夫するとともに、構造美を生かした形態とする。（❶❷）
●必要最小限の大きさとする。（❸）

方針番号：C1 C2

＜配慮事例＞

❶量感を軽減するディテール処理を施す。 ❷構造美を生かした形態とする。 ❸可能な限り低いものとする。

外　構

景観形成基準

●周辺の自然環境や街並みと調和させるため、必要に応じて修景する。（❶）

方針番号：A1 C1 C2

＜配慮事例＞

❶足元を樹木や建築物で隠し、圧迫感を軽減する工夫をする。



足元の樹木によりスケール感を緩和（清田通）

附帯物等

景観形成基準

●周囲に設置する立ち入り防止柵などは、目立たないよう配慮する。

方針番号：C1 C2

❶立入防止柵などの附帯物等は緑化したり、目立たない色彩とする。



周囲を緑化し、かつ、目立たない色彩の立入防止柵（南33条西10丁目）

擁壁等

形態等

景観形成基準

●歩行者等に対する圧迫感や違和感を軽減するよう、存在感を最小限に抑える造成や十分な緑化を行うよう配慮する。（❶❷❸）

方針番号：C1 C2 C3 C4

＜配慮事例＞

❶既存地形をできるだけ生かして、擁壁等の長さや高さを抑える。
❷長大な擁壁等は、分割し、緑化するなどして圧迫感を軽減するよう配慮する。



既存地形を生かして、緑化により修景された擁壁（札幌芸術の森）

❸大規模な法面等を美しく緑化する。



法面を草花で緑化し圧迫感を軽減

附帯物等

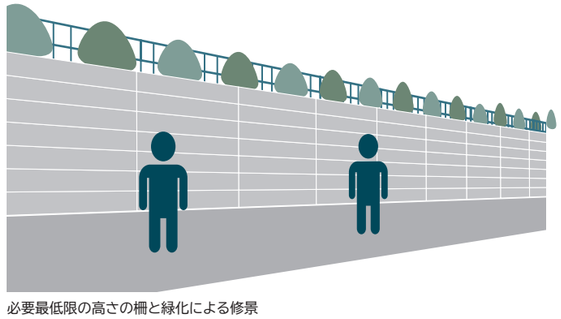
景観形成基準

●柵や設備等は、目立たないよう配慮する。（❶❷）

方針番号：C1 C2

＜配慮事例＞

❶擁壁に設置する柵や塀は必要最低限の高さとして、周辺景観に配慮する。



必要最低限の高さの柵と緑化による修景

❷設備類を擁壁の中に組み込んで目立たなくする。



擁壁の中に設備を組み込み目立たなくする工夫（札幌芸術の森）

【工作物】景観計画区域における景観形成基準と配慮事例

太陽光発電設備等

配置等

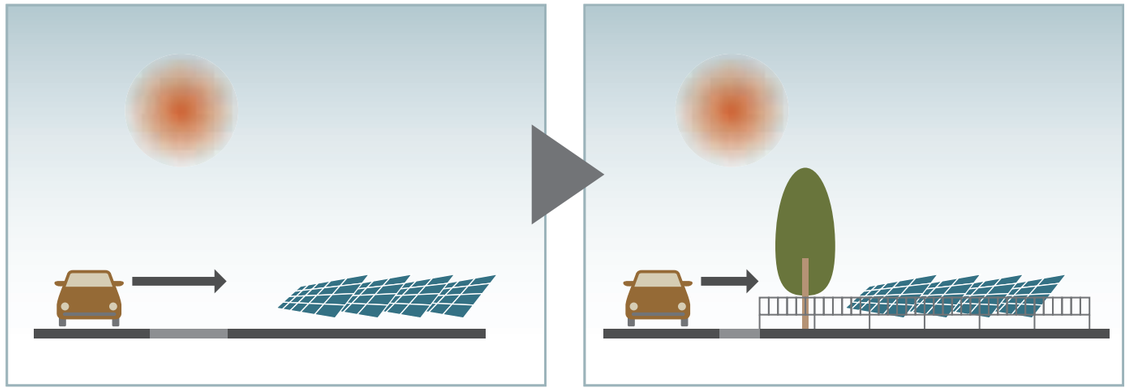
景観形成基準

●主要な道路や視点場などからの見え方に配慮して配置するとともに、必要に応じて修景を行うよう配慮する。（❶❷❸）

方針番号 C1 C2

＜配慮事例＞

❶太陽光パネルは低反射性のものを使用するなど、反射光が市街地等に影響を及ぼすことがないよう配慮する。
❷主要な道路や視点場などから見えないように、目隠しとなるような植栽や柵などを設置する。
❸景観資源への近接は避ける。



主要な道路から太陽光発電設備への視線を配慮していない計画

主要な道路からの視線に配慮して、太陽光発電設備を修景した計画

附帯物等

景観形成基準

●柵や管理用建築物等は、目立たないよう配慮する。（❶❷）

方針番号 C1 C2

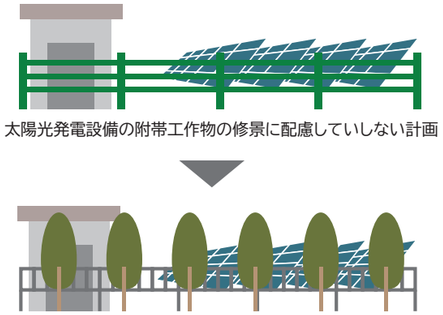
＜配慮事例＞

❶太陽光発電設備の附帯設備は、低明度で統一するなど、周辺環境と調和した色彩となるよう配慮する。



附帯設備の色を低明度で統一し周辺と調和させるよう計画

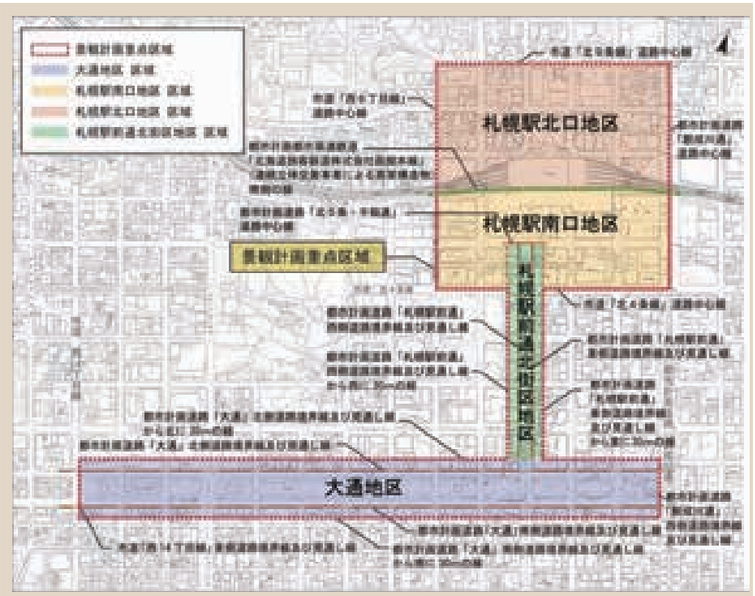
❷柵などを太陽光発電設備等の目隠しとして設置する場合は、緑化したり、周囲と調和するよう修景に配慮する。



太陽光発電設備の附帯工作物の修景に配慮していしない計画

太陽光発電設備の附帯工作物を緑化により修景した計画

景観計画重点区域における景観形成基準

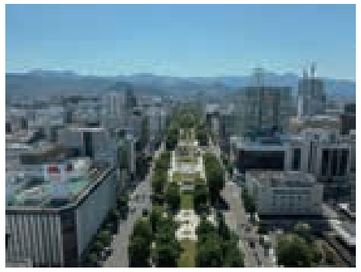


本市では、シンボル的な景観を形成している「大通地区」、明治13年に鉄道が開通して以来、アカシアやハルニレの並木が四季を彩る停車場通りとして市民に親しまれてきた「札幌駅前通北街区地区」、JR札幌駅と駅前広場を中心とした本市の玄関口となっている「札幌駅南口地区」と「札幌駅北口地区」の4地区を、「景観計画重点区域」に指定し、都心の顔づくりを行っています。

大通地区

景観形成方針

1. みどりにあふれた、連続性のある街並み
2. 四季の彩りを生かした、美しい街並み
3. 都市形成の歴史と遺産を生かした、文化性豊かな街並み
4. 市民に親しまれる、開放的でにぎわいのある街並み



法に基づく景観形成基準

●建築物等の新築、増築、改築、移転、大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の過半にわたる色彩の変更
●土地の形質の変更 ●樹木の伐採又は植栽

建築物

位置

●建築物の壁面は、道路境界から後退させるとともに、その後退部分は、歩道と一体感をもったデザイン化や緑化等をすることにより、憩いとうるおいのあるオープンスペースを確保するよう努める。
●壁面後退は、低層部分では3メートル以上とするよう努めるとともに、1階部分のみ後退させる場合の軒高は、3メートル以上とする。※運用基準(P67)参照

【景観形成基準の説明】
- 敷地いっぱいの大きな壁は、歩行者に圧迫感や威圧感を与えます。道路境界から壁面を後退させてオープンスペースを確保し、ゆとりのある空間をつくりましょう。オープンスペースは、歩道と一体感のあるデザインとし、緑化に努めましょう。
- 壁面後退の距離は、低層部分では3メートル以上とするように努めましょう。また、1階部分の壁面のみを後退させる場合には、軒の高さを3メートル以上とし、歩道と敷地内には段差をつけないようにしましょう。

規模

●小規模な敷地に計画する建築物は、隣接する建築物等との共同化を図るよう努める。※運用基準(P67)参照

【景観形成基準の説明】
- 建物の共同化を図り、廊下・機械室・駐車場などを共有することによって、機能面で効率的な活用ができるとともに、敷地内にまとまった空地が生まれ、大通にゆとりのある空間をつくることができます。建物の共同化や公開的な空地の確保にあたっては、建築制限の緩和や事業の支援など、市街地環境の整備改善を促進するための制度がありますので、有効に活用してください。

形態

●1階部分には、ショーウィンドウ・カフェテラス・レストラン等のサービス施設を配置するなど、歩行者に快適さを与えるよう努めるとともに、休日や夜間の景観にも配慮する。
●シャッターを配置する場合には、ショーウィンドウの内側に設置するか、又はグリルシャッターを使用するよう努める。
●車の出入口は、やむを得ない場合を除き、公園に面して設置しない。

【景観形成基準の説明】
- おしゃれな外観、品のよいウィンドウディスプレイは、人の心をひきつけます。大通にふさわしい用途の建築物の企画や意匠の工夫が必要です。1階部分には、ショーウィンドウや、人々が足を休めるカフェテラス等を設け、歩行者に快適さを与えるようにしましょう。また、休日や夜間の景観にも配慮しましょう。
- 外部建具は、重要な景観要素です。特にシャッターは、ショーウィンドウの内側に設置するか、または、建物内部が見えるようグリルシャッターを使用し、休日や夜間でも開放感や美観を与えるようにしましょう。法的規制によりグリルシャッターが設置できない場合には、大通公園と調和するよう、色彩・デザインの工夫が必要です。
- 車の出入口は、敷地条件など、やむを得ない場合を除き、大通公園に面して設置しないようにしましょう。

外壁の色彩

●公園や周辺の建築物等との調和を図る。
●あたたかみのあるものとし、派手な色彩を大面積で使用しないようにする。
●なお、色彩は、「色彩景観基準」に準じて行う。

【景観形成基準の説明】
- 外壁など大きな面積を占める部分の色彩は、公園や街路樹など周辺環境と調和するよう、淡く控えめであたたかみのあるものにしましょう。

建築物

外壁の素材

●汚れにくいものや変色しにくいものなど、美観を保持しやすい材質を使用する。
●道路から見える側面も、正面と同様の仕上げとする。

【景観形成基準の説明】
- 汚れにくいものや変色しにくいものなど、美観の持続性を考慮した材質を使用しましょう。また、道路から見える側面についても、正面と同様の仕上げにしましょう。

塔屋・屋上設備等

●塔屋・屋上設備等は、道路から見えない位置に配置するよう努める。※運用基準(P67)参照
●道路から見える位置に配置された屋上設備等は、壁面と調和したルーバー等で目かくしをする。

【景観形成基準の説明】
- 屋上の階段室や高架水槽等の設備類は、建築物本体の美観や周囲の景観を考慮し、道路から直接見えない位置に設置しましょう。
- 道路から見える位置に屋上設備を設置する場合には、壁面と調和した色彩・デザインのルーバー等で目かくしをするなど、工夫が必要です。やむを得ず道路から見える壁面に、露出する配管や空調等の付属設備を取り付ける場合も、同様に目立ちにくくしましょう。

建築物・屋外広告物以外の工作物

外構

●道路に面したオープンスペースは、植栽を施すとともに、開放的なつくりとなるよう努める。
●フェンスや石垣等の外柵類は、道路境界から後退させるとともに、その後退部分は、緑化に努める。

【景観形成基準の説明】
- 道路に面したオープンスペースは、歩行者にうるおいとやすらぎを与えるため、緑化し、開放的なつくりにしましょう。フェンス・石垣等を設ける場合には、道路境界から後退させ、その後退した部分に植栽等を行いましょう。

駐車場

●屋外駐車場は、道路側に植栽するなど、景観に配慮する。
●車の出入口は、やむを得ない場合を除き、公園に面して設置しない。

【景観形成基準の説明】
- 屋外駐車場は、大通の景観に配慮するため、道路側に植栽等を行いましょう。
- 車の出入口は、敷地条件など、やむを得ない場合を除き、公園に面して設置しないようにしましょう。

その他

●自動販売機類は、公園に面して設置しないよう努める。

【景観形成基準の説明】
- 自動販売機類を設置する場合には、建築物等の設計段階から設置場所の工夫や大通公園に配慮した色彩計画を行うなど、美観の維持に努めましょう。

景観条例に基づく景観形成基準

●広告物の表示、移転若しくはその内容の変更又は広告物を掲出する物件の設置、改造若しくは移転

屋外広告物

共通

●原則として、ビルの名称を表示するものなど、自家用に供するもののみとし、位置・規模・色彩等は、建築物全体のデザインと調和するよう配慮する。※運用基準(P68)参照
●発光を伴うものは、動光等の変化をしないものとする。
●色彩は、多色やけばけばしいものを使用しない。

【景観形成基準の説明】
- 屋外広告物は、建築物等と同様に重要な景観要素であり、街のランドマークとして市民に意識されるものです。機能上、人目をひくために、けばけばしい色彩やオーバーデザインになりやすいものですが、企業のイメージアップにつながるよう、色彩・デザイン等の工夫が必要です。
- 大通の風致を維持し、建築物全体のイメージを損なわないようにするため、建築物等を設計する段階で、広告物の位置やスペースを確保し、規模・色彩・デザイン等の計画を行いましょう。
- 屋外広告物は小規模なものとし、ビルの名称を表示するものなど、自家用に供するもののみとし、営利を目的とする他家用広告物は設置しないようにしましょう。
- 発光を伴う屋外広告物は、動光等の変化をしないものとしましょう。
- 多色やけばけばしい色彩は、使用できません。

大通地区

景観条例に基づく景観形成基準に係る運用基準

屋外広告物	共通	●原則として、ビルの名称を表示するものなど、自家用に供するもののみとし、位置・規模・色彩等は、建築物全体のデザインと調和するよう配慮する。 【運用基準】 ・けん垂幕の新設、増設は、認めない。
	屋上広告物	●建築物と比べて極端に大きくならないよう、建築物との調和に十分配慮する。 注）大通地区景観保全型広告整備地区の指定（令和6年3月1日施行）により、屋外広告物条例上、屋上広告物は設置できなくなりました。 【運用基準】 ・高さ（脚の長さを含む）は、建築物の高さの2分の1以下で、かつ、20メートル以下を目安とする。 ・表示面積は、180平方メートル以下で、1面当たり面積が60平方メートル以下であることを目安とする。
	壁面広告物	●必要最小限の数・面積とし、建築物の形態や外壁の色彩等と調和のとれたものとする。 【運用基準】 ・表示面積は、取付壁面の4分の1以下で、かつ、25平方メートル以下を目安とする。
	突出広告物	●敷地内にまとめて共同表示するよう努める。 【運用基準】 ・設置箇所は、建築物の1面につき1か所とし、表示面積は40平方メートル以下で、1面当たりの面積が20平方メートル以下であることを目安とする。 ・突出幅は、取付壁面から1メートル以下を目安とする。なお、道路境界を越える突出は、原則として認めない。 ・可動看板等を道路区域内に設置することは認めない。

＜風致地区の許可申請について＞

●大通地区は、都市計画法に基づく地域地区の一種である「風致地区」（第1種及び第4種）に指定されています。
●風致地区内では都市計画法に基づく「札幌市緑の保全と創出に関する条例」により、建築物の建築を行う場合には許可が必要です。許可申請に係る詳細については、建設局みどりの管理課までお問い合わせください。

＜景観保全型広告整備地区における屋外広告物の許可について＞

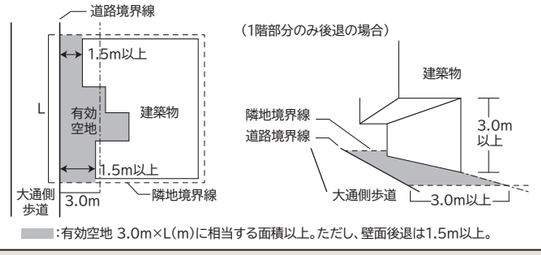
●大通地区は、札幌市屋外広告物条例に基づく「景観保全型広告整備地区」に指定されています。（令和6年3月1日施行）
●この地区内で屋外広告物に関する行為を行う場合は、景観計画重点区域の基準だけでなく、屋外広告物条例に基づく許可基準等もご確認ください。
●この地区では、屋外広告物許可申請の前に、景観条例に基づく届出を行ってください。屋外広告物条例に基づく許可申請を行う際、「札幌市景観計画重点区域内行為審査結果通知書」が添付書類として必要となります。屋外広告物の許可申請は中央区土木部維持課に行ってください。

＜法に基づく届出と景観条例に基づく届出について＞

●大通地区では、建築物等の新築にあわせて屋外広告物に係る届出行為を行う場合は、「法に基づく届出」と「景観条例に基づく届出」の両方の届出を行ってください。届出の際は、「景観計画区域行為届出書」と「札幌市景観計画重点区域内除却等届出書」の両方を提出してください。詳細は、「景観法及び札幌市景観条例に係る届出の手引き」をご確認ください。

屋外広告物	屋上広告物	●原則として、建築物1棟につき1か所とする。 ●建築物と比べて極端に大きくならないよう、建築物との調和に十分配慮する。※運用基準（P68）参照 注）大通地区景観保全型広告整備地区の指定（令和6年3月1日施行）により、屋外広告物条例上、屋上広告物は設置できなくなりました。 【景観形成基準の説明】 ・大通の景観や建築物の美観を考慮し、屋上広告物は、建築物1棟につき1か所としましょう。 ・建築物とのバランスを考慮し、極端に大きな規模（面積・高さ等）にならないようにしましょう。 ・下地となる骨組みが露出していると、建築物との一体感が失われ、景観上好ましくありません。広告物あるいは外壁等と同色、同材で囲うなどの工夫が必要です。
	壁面広告物	●必要最小限の数・面積とし、建築物の形態や外壁の色彩等と調和のとれたものとする。※運用基準（P68）参照 ●窓面広告物は、ショーウィンドウ内を除き、原則として表示しない。 【景観形成基準の説明】 〈壁面広告物〉 ・壁面に表示する広告物は、必要最小限の数・面積とし、建築物のイメージを損なわないよう、また、周囲の景観の向上に寄与するよう、色彩・デザイン等に配慮しましょう。 〈窓面広告物〉 ・窓は、建物デザインの重要な要素です。窓面に大きな文字を掲出したり、ポスター類を貼ると、建物の美観が損なわれます。ショーウィンドウ内を除き、窓面には広告を掲出しないようにしましょう。
	突出広告物	●敷地内にまとめて共同表示するよう努める。※運用基準（P68）参照 ●文字等の色彩は、派手なものを使用せず、基調となる色を統一するよう努める。 【景観形成基準の説明】 ・外壁から突出するそで付き広告物は、大通公園へと連続する開放的な空間をつくるため、道路へ突き出さず、敷地内に1か所にまとめて共同表示しましょう。 ・下地や文字等の色彩は、派手なものを使用せず、基調となる色を統一し、建築物や周囲の景観と調和させましょう。

法に基づく景観形成基準に係る運用基準

建築物	位置	●壁面後退は、低層部分では3メートル以上とするよう努めるとともに、1階部分のみ後退させる場合の軒高は、3メートル以上とする。 【運用基準】 ・壁面後退（低層部分のみの場合を含む。）が3メートル以下であっても、敷地内（大通公園側）に、敷地の間口に3メートルを乗じて得られる面積以上の有効空地が存在する場合には、3メートルの壁面後退を行ったものとみなすことができる。ただし、この場合における壁面後退の最短部分は、原則として、1.5メートル以上なければならないものとする。  ：有効空地 3.0m×L(m)に相当する面積以上。ただし、壁面後退は1.5m以上。
	規模	●小規模な敷地に計画する建築物は、隣接する建築物等との共同化を図るよう努める。 【運用基準】 ・建築物の間口は、15メートル以上を目安とする。
	塔屋・屋上設備等	●塔屋・屋上設備等は、道路から見えない位置に配置するよう努める。 【運用基準】 ・道路から見える塔屋の外壁は、建築物本体の正面の外壁と同様の色彩・材質とする。

札幌駅前通北街区地区

街並みの目標像

1. 都市形成の歴史を活かした統一感のある街並み
2. 歩いて楽しいにぎわいを感じる街並み
3. 様々な活動による新たな都市文化を感じる街並み
4. メインストリートとして品格のある街並み



景観形成方針及び景観形成基準

良好な景観の形成に関する方針		景観形成基準
街並みの目標像	建築物等の整備の指針	
❶ 都市形成の歴史を活かした統一感のある街並み	1-1 **札幌駅前通の景観特性に配慮する** 札幌駅前通は、都心の格子状の道路のなかでも、ゆとりのある幅員と、3列の並木による豊かな緑が特徴となっている。また、沿道の建築物の高さがほぼ道幅に近いスケールでそろっており、風格を感じさせる街並みの壁面が形成されている。こうした景観要素により、札幌駅前広場からの見通し景（ビスタ）が効いた統一感のある通りとなっている。 ビスタの効いた通りは、連続性のある強い印象を与える一方で、単調になりがちな面もあるが、札幌駅前通では、道庁赤レンガをアイストップとしたイチョウ並木をはじめ、一定の間隔で道路が交差することにより視界が開け、景観の変化を味わうことができる。 今後、土地利用が高度化し、新たなスカイラインが形成されていくことが考えられるが、街並みの統一感や辻ごとの変化を大切にすることが必要である。	●中高層部の壁面位置の連続性に配慮した形態意匠とする。
		●街区の角に位置する建築物は、隅切り部のオープンスペースの設置や両方の通りに向けた正面づくりなど、街角の印象を高めるよう配慮した形態意匠とする。
	1-2 **落ち着きある色彩計画により、周辺との調和に配慮する** 札幌駅前通の街並みは、落ち着いた色調の建築物からなり、通りには道庁赤レンガを意識した素材や色の使用も見られる。こうした色彩、素材の特徴や、建築物の高さと道幅とのバランスがとれた通りの囲われ感を活かし、周辺と調和した落ち着きのある色彩計画とすることが大切である。	●建築物等は、「色彩景観基準」札幌の景観色70色と、その近似色（「限界色票」※参照）とし、周辺との調和に配慮した色彩計画とする。 ただし、れんがや札幌軟石などの自然素材を調色せず使用する場合はこの限りでない。 ※「限界色票」は令和8年11月より「近似色の範囲」に名称変更
		●建築物の表情に変化を与えるアクセントカラーは、低中層部で使用し、色数や面積を抑える。

良好な景観の形成に関する方針		景観形成基準
街並みの目標像	建築物等の整備の指針	
❷ 歩いて楽しいにぎわいを感じる街並み	2-1 **低層部は、連続したにぎわいが感じられるよう配慮する** 歩行者の目線に触れやすい低層部の表情は、にぎわい感がある街並みを形成するうえで重要な役割を果たす。 低層部に商業・飲食施設などを配置する場合は、建築物内部のにぎわいを感じられるよう、開放性を演出することが大切である。一方、業務施設等は営業時間外に閉鎖的にならないよう、通りの連続したにぎわい感の演出が求められる。 また、街並みのにぎわい感には夜間の演出も重要である。札幌駅前通では、地下歩行空間のスルーホールの暖色系の光や冬期間のイルミネーションにより、楽しく歩ける環境が整えられている。沿道の建築物においても、これらと協調しながら夜間景観を演出することが必要である。 低層部の連続性、開放性や夜間景観の演出によって、時間帯を問わず、にぎわいが感じられるよう配慮することが大切である。	●建築物の2階以下で分節化し、低層部は周辺との連続性に配慮した形態意匠とする。
		●低層部に設ける開口部は、開放性の確保やショーウィンドウの設置など、機能に応じて配慮した形態意匠とする。
		●ショーウィンドウなど開口部から発せられる光、壁面やオープンスペース等の照明により、昼とは異なる魅力的な夜間景観の創出に努める。また、落ち着きのある光や建築物の素材等を活かした照明計画に配慮する。
		●自動車の出入口は、札幌駅前通に面して設置しない。ただし、障がい者用の駐車スペース等はこの限りでない。
❸ 様々な活動による新たな都市文化を感じる街並み	3-1 **オープンスペースを活用し、様々な活動が行われるよう配慮する** 都市の魅力は、街並みや建築物等の美しさだけではなく、訪れた人々がまち歩きをしたり、休憩、読書や軽食をしたり、人の流れや動きを楽しんだりといった様々な活動の展開により、豊かな時間を過ごせることからもつくられていく。 人々のまちなかでの様々な活動により、新たな都市文化が育まれるよう、道路と建築物の中間領域にオープンスペースを設け、演出することが大切である。	●イベントやオープンカフェなど、にぎわいや憩いの場として活用されるよう、札幌駅前通に面してオープンスペースの設置に努める。
		●オープンスペースが魅力的に活用されるよう、植栽、意匠に配慮されたベンチ、日よけや移動式ワゴン等の設置に努める。
		●オープンスペースの舗装は、歩道と調和するよう仕上げるとともに、段差を生じないものとする。

札幌駅前通北街区地区【街並みづくりの手引き】

札幌駅前通北街区地区については、以下の内容を解説した手引きをご用意しています。

1. 札幌市景観計画における「景観計画重点区域」について
   「街並みの目標像」、目標像を実現するための「建築物等の整備の指針」、指針を達成するための「行為の制限」の解説
2. 札幌市と沿道の地権者・テナントのみなさんが共有する「街並みづくりにおいて配慮すべき事項と参考例」
3. 景観計画以外の「街並みづくりに関するルール」
   「地区計画」や「景観保全型広告整備地区」のルールの解説

※この手引きはホームページからダウンロードできます。詳しくは、地域計画課までお問い合わせください。



札幌駅前通北街区地区

良好な景観の形成に関する方針		景観形成基準
街並みの目標像	建築物等の整備の指針	
❹ メインストリートとして品格のある街並み	4-1 品格ある街並み形成のため、質の高い形態意匠とするよう配慮する 札幌駅前通は、札幌の玄関口である札幌駅前広場からのメインストリートであり、この通りの景観は、札幌のイメージに及ぼす影響が大きい。品格ある街並みを形成していくために、札幌駅前通沿道及び札幌駅前広場に面する建築物等の形態意匠の質を高めることが重要である。 このため、札幌駅前広場からの広がり感や空間の連続性に配慮するとともに、目新しさや話題性を形態意匠の拠りどころとせず、経年変化にも陳腐化しない形態意匠とすることが大切である。	●建築物等は、周囲と調和しない他の文化様式の模倣や疑似素材の使用をせず、質の高い形態意匠とするものとする。
		●札幌駅前広場に面する建築物は、中高層部の圧迫感の軽減や、隣り合う建築物等とのスカイラインの連続性に配慮する。
	4-2 広告物は、街並みの品格を損なわないよう掲出方法に配慮する 広告物は、施設の案内誘導等や街並みのにぎわいを演出する役割をもつ一方、掲出方法によっては乱雑な印象を与えるおそれがある。 このため、街並みの品格を損なわないよう、広告物の掲出方法に配慮することが大切である。	●ショーウインドウ等の内部の掲出物は、質の高いデザインとするよう配慮する。また、窓等のガラス面の内部には広告物を掲出しない。
	4-3 無機質になりがちな付帯設備等は、形態意匠や位置等に配慮する 塔屋・屋上設備等は、必要な機器である一方、その形態意匠は無機質になりがちである。また自動販売機は、設置位置によって乱雑な印象を与える。 このため、これらの付帯設備等は、本体建築物と一体となるように形態意匠や設置位置に配慮することが大切である。	●塔屋・屋上設備等は、札幌駅前広場及び前面道路から直接見えない位置に配置する。やむを得ず前面道路から直接見える位置となる場合は、建築物の壁面と一体となった目隠し等を設ける。この場合、目隠し等の高さは10メートルを超えないものとする。
		●自動販売機等は、建築物と一体となるように設置するとともに札幌駅前広場及び札幌駅前通に正面を向けて設置しない。
	4-4 景観の維持管理に努める 良好な景観の形成には、建築当初の質の高さを維持していくことが必要である。このため、建築物や敷地内の植栽等を、適切に管理することが求められる。 また、建築物除却後の更地は、廃れた印象を与えないよう、適切に維持管理を行うよう努めることが大切である。	●より良い景観形成のため、土地所有者等は周辺と協調して、土地・建築物の維持管理に努める。

屋外広告物の届出について

●札幌駅前通北街区地区は、札幌市屋外広告物条例に基づく「景観保全型広告整備地区」に指定されています。
●この地区内で、「屋外広告物に係る届出行為のみ」を行う場合、屋外広告物条例に基づく許可申請を行うことで、景観計画重点区域の届出を行ったものとみなし、届出は不要です。
●屋外広告物の許可基準等をご確認のうえ、中央区土木部維持課に許可申請を行ってください。

札幌駅南口地区

景観形成方針

1. 緑豊かで四季の彩りにあふれる街
2. すべての人に開かれた、魅力的で活気とやすらぎのある街
3. 文化のかおり高い、美しく洗練された空間を共有できる街



法に基づく景観形成基準

●建築物等の新築、増築、改築、移転、大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の過半にわたる色彩の変更
●土地の形質の変更 ●樹木の伐採又は植栽

広場の演出		●駅前広場は、活気とやすらぎに満ちた人の広場として、出会い・集い・語らい・憩い・楽しむことができるよう演出する。 【景観形成基準の説明】 ・駅前広場は、広々とした開放感に満ちたオープンスペースです。広場から見える空はより美しく、緑を感じ、四季を通して賑わいやうるおいを感じられるようにしましょう。また、楽しさの発信拠点として、駅前広場へ行くこと自体が目的となるような魅力ある空間にしていきましょう。 ・駅前広場では、市民や企業や街を訪れる人の新しい交流の場、情報発信の場として、多様なニーズに応えられるようにしましょう。 ・新たな都市文化を生み出すよう、季節ごとの特色を生かした取り組みや芸術活動・文化活動に活用していきましょう。
建築物等	敷地・緑化計画	●駅前広場からの空間の連続性を重視し、歩行者の視線レベルにある建築物の低層部の開放感を演出し、ゆとりある歩行者空間を創出するよう、建築物等の配置に配慮する。 【景観形成基準の説明】 ・低層部の壁面線を道路境界から後退させて歩道と一体的なオープンスペースをつくりだし、夏も冬も快適な歩行者空間を確保しましょう。 ・隣接する建物と連続したオープンスペースやポケットパークは、憩いの空間を効果的に演出し、広場や通り・仲通りに魅力的なアクセントとなります。 ・街角は視線が集まり、注目される場所です。角地にはゆとりのある魅力的な演出をしましょう。
		●歩行者にうるおいとやすらぎを与えるよう、敷地内には植栽や花壇等を設け、緑化に努める。特に道路側のオープンスペースは、緑化修景に配慮し、建築物等との調和を図る。 【景観形成基準の説明】 ・歩行者から見た植栽の配置や歩きやすさに配慮しましょう。 ・駐車場等のサービス施設周辺は積極的に緑化修景に努めましょう。
		●街区全体に緑があふれるよう、オープンスペースの緑化の他、屋上や壁面等への立体緑化にも努める。 【景観形成基準の説明】 ・屋上や壁面への緑化、窓辺やデッキ等での緑の演出により、街の表情を豊かにしましょう。
		●四季の彩りを演出するよう、植栽の種類や配置に配慮する。 【景観形成基準の説明】 ・樹種の組み合わせやその配置等を工夫すると季節感を強く感じることができるようになります、また、高木や樹木を寄せ植えをするとシンボル性が増し、木陰も生まれ、人々が憩える場所になります。

札幌駅南口地区

建築物等

形態

●駅前広場からの広がり感を演出するよう、中高層部の圧迫感の軽減や、隣り合う建築物等とのスカイラインの連続性に配慮する。

【景観形成基準の説明】
- 壁面の後退や、立面の分節化などにより、圧迫感を軽減しましょう。
- 軒の高さをそろえるなどデザイン的に連続感をもたせることにより、スカイラインを美しく表現しましょう。

●駅前広場からの空間の連続性を図るよう、隣り合う建築物の低層部の軒高、壁面線、敷地際のしつらえに配慮する。

【景観形成基準の説明】
- 周辺の建築物と低層部の軒高や外壁の形態 素材を合わせるなど、空間の連続性を演出しましょう。
- 隣合う建築物との間に狭い隙間が生じた場合は、そで壁等目かくしで目立たないようにしましょう。
- 歩道や連続するオープンスペースとの敷地際のしつらえに配慮しましょう。

●歩行者が楽しさとやすらぎを感じられるよう、低層部にはショーウィンドウ・カフェテラス・レストラン等の設置に努める。

【景観形成基準の説明】
- おしゃれで楽しさあふれるウィンドウディスプレイは人の心をひきつけ、広場や通り・仲通りから見えるカフェテラス・レストラン等は、人々が足を休ませ、街の風景をつくりだします。

●歩行者が文化・芸術にふれられるよう、低層部にはギャラリー・モニュメント・オブジェ等の設置に努める。

【景観形成基準の説明】
- 広場は、未来に飛躍する札幌をイメージし、駅前通の並木の連続性や札幌の玄関口としてのゲート性を表すようデザインされています。設置されるアートやストリートファニチャー等は、広場からのつながりや広がりを大切にデザインしましょう。

●低層部の開放感を演出し、閉店後でも歩いて楽しくなるようしつらえる。

【景観形成基準の説明】・ ショーウインドウ等は閉店後もライトアップするなどの配慮をしましょう。

●歩行者空間は、四季を通してすべての人が移動しやすいよう、形態や材質、段差解消等に配慮する。

【景観形成基準の説明】
- 歩行者空間は、車椅子でも移動しやすいよう緩やかなスロープでつなぎ、また、歩行面は滑りにくい仕上げにしましょう。
- 車の出入口は、歩行者動線に配慮した位置になるよう設置しましょう。

●目新しさや話題性でデザインするのではなく、時間とともに建築物等の味わいを深め、社会環境の変化に対応できるようなデザインにする。

【景観形成基準の説明】・ 華美な装飾は避け、飽きのこない持続可能なデザインを目指しましょう。

●窓等のガラス面には、広告物等を掲出しない。ただし、ショーウィンドウや掲示スペースとして計画的に確保されているなど、良好な景観を損なわないものは除く。

【景観形成基準の説明】・ ガラス等の透明感のあるものは、その美しさを損なわないようにしましょう。

外壁の色彩・材質

●外壁の色彩は、周囲との調和や、連続する街並みに配慮する。
●外壁のアクセントとなる色彩は、面積を抑えた効果的な使い方をする。
●外壁の材質は、駅前広場や通りの質感・素材感との調和を心がけ、汚れの目立たない工夫をする。
●なお、色彩は、「色彩景観基準」に準じて行う。

【景観形成基準の説明】
- 外壁の色彩は、自然環境との調和に配慮し、周囲の樹木の緑の彩度を超えない範囲にしましょう。また、緑や雪に調和するよう、できるだけ明るいトーンにし、広場や通り・仲通りとの調和を図りましょう。中高層部は、低層部よりも高明度・低彩度に調整しましょう。

建築物等

塔屋・附帯設備等

●駅前広場や通りから見えないように計画する。
●縮小・集約化等を図り、建築物等と一体的になるよう計画する。
●スカイラインを乱さない形状とする。

【景観形成基準の説明】
- 塔屋、屋上設備、倉庫、ごみ集積場等は、できるだけ建築物本体と一体的に計画しましょう。駅前広場や通り、仲通りから見える位置に計画する場合は、壁面と一体にデザインされた目かくし等で建築物等との調和を図りましょう。

夜間景観

●夜の歩行空間を演出する照明装置やショーウィンドウ等の活用により、昼とは異なる魅力的な夜間景観の創出に努める。

【景観形成基準の説明】
- 建築物の形態や外壁の素材・装飾等、その特徴を生かした照明計画に努めましょう。
- 暖かみのある照明で演出しましょう。
- 光源が直接見えないよう間接照明にしましょう。

仮設物等

●仮囲いやバリケード等の工事用仮設物や仮設建築物等は、良好な景観を損なわないよう、設置場所・形態・色彩等に配慮する。
●なお、色彩は、「色彩景観基準」に準じて行う。

【景観形成基準の説明】
- 仮囲い等は、歩行者の安全に配慮するための一時的なものですが、殺風景になりやすく、また、歩行者にとって目に付く存在です。建築物等と同様の配慮をし、工事中の美観保持に努めましょう。

自動販売機

●自動販売機類は、建築物等と一体的になるよう計画する。なお、駅前広場や駅前通に面して設置しない。

【景観形成基準の説明】・ 設置場所の工夫や周囲の美観に配慮した色彩計画を行うなど、周辺との調和を図りましょう。

景観の維持管理

●土地・建物所有者等と行政は、協働でより良い景観の形成と維持管理に努める。

【景観形成基準の説明】
- 公共性が高い空間として、この地区に関わるすべての人がそれぞれの役割に応じて、協力、連携しながら、景観の維持管理を進めましょう。

景観条例に基づく景観形成基準 ●建築物等の除却

建築物等 / 仮設物等

●仮囲いやバリケード等の工事用仮設物や仮設建築物等は、良好な景観を損なわないよう、設置場所・形態・色彩等に配慮する。
●なお、色彩は、「色彩景観基準」に準じて行う。

【景観形成基準の説明】
- 仮囲い等は、歩行者の安全に配慮するための一時的なものですが、殺風景になりやすく、また、歩行者にとって目に付く存在です。建築物等と同様の配慮をし、工事中の美観保持に努めましょう。

景観の維持管理

●土地・建物所有者等と行政は、協働でより良い景観の形成と維持管理に努める。

【景観形成基準の説明】
- 公共性が高い空間として、この地区に関わるすべての人がそれぞれの役割に応じて、協力、連携しながら、景観の維持管理を進めましょう。

屋外広告物の届出について

●札幌駅南口地区は、札幌市屋外広告物条例に基づく「景観保全型広告整備地区」に指定されています。
●この地区内で、「屋外広告物に係る届出行為のみ」を行う場合、屋外広告物条例に基づく許可申請を行うことで、景観計画重点区域の届出を行ったものとみなし、届出は不要です。
●屋外広告物の許可基準等をご確認のうえ、中央区土木部維持課に許可申請を行ってください。

札幌駅北口地区

景観形成方針

1. 緑豊かで、四季の彩りを生かした街
2. すべての人に開かれた、やさしく魅力的で活気にあふれる街
3. 文化のかおり高く、やすらぎのある空間を共有できる街



法に基づく景観形成基準

●建築物等の新築、増築、改築、移転、大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の過半にわたる色彩の変更
●土地の形質の変更 ●樹木の伐採又は植栽

建築物等

敷地・緑化計画

●歩行者の視線レベルにある建物の低層部を開放的に計画し、ゆとりある歩行者空間が得られるよう、建築物等の配置に配慮する。

【景観形成基準の説明】
- 低層部の壁面線を道路境界から後退させて、歩道と一体的な空地をつくりだし、夏も冬も快適な歩行者空間を確保しましょう。
- 街並みを重視し、建物の連続性に配慮しましょう。
- 隣接する建物と連続した空地や*ポケットパーク等は、通りの魅力的なアクセントとなります。
  *ポケットパーク：街なかにあるちょっとした憩いの空間
- 街角は多くの人が行き交い、目につきやすい大切な場所です。街角空間にはゆとりと美しさを感じられるようなデザインを心がけましょう。

●うるおいとやすらぎが得られるよう、敷地内には植栽や花壇等を設け、道路側の空地は、地区周辺の緑と連続した緑化に努める。

【景観形成基準の説明】
- 周辺にある創成川や北大の緑につながるように、道路沿いの空地を植栽するなど、心地よい連続した緑化に配慮しましょう。
- 住宅では庭園計画や植木鉢の設置等、植栽に配慮しましょう。
- 駐車場や附属施設等の周囲は積極的に緑化修景に努めましょう。

●街区全体に緑があふれるよう、屋上や壁面等への立体緑化にも努める。

【景観形成基準の説明】
- 街路樹や空地の緑化だけでなく、屋上・壁面・窓辺の緑化等によって、街の表情を豊かにしましょう。

●四季の彩りが楽しめるよう、植栽の種類や配置に工夫し、建築物等との調和を図る。

【景観形成基準の説明】
- 樹種の組み合わせやその配置等の工夫によって、折々の季節感を感じることができます。また、樹木を寄せ植えすると街並みの象徴性が増し、木陰も生まれ、人々の憩いの場となります。

形態

●中高層部の圧迫感を軽減し、隣り合う建築物等とのスカイライン・低層部の軒高・壁面線等の連続性や敷地際のしつらえに配慮する。

【景観形成基準の説明】
- 中高層部の壁面線を低層部より後退（＝立面の分節化）させること等によって、圧迫感を軽減することができます。
- 通りに面する部分の軒の高さをそろえ、立面を分節化するなど視覚的な連続性をつくることによって、建物と空との境界線を美しく見せることができます。また、低層部の外壁の形態や素材は周辺との調和を図り、視覚的に連続するよう心掛けましょう。
- 隣り合う建物間に狭い隙間が生じる場合は、そで壁や植栽等の目かくしで街並みが連続するようにしましょう。

建築物等

形態

●低層部に開放感が得られるよう計画し、歩行者が休息できるベンチやカフェテラス等の設置に努め、歩いて楽しい空間を計画する。

【景観形成基準の説明】
- おしゃれで洗練されたウィンドウ装飾により、街を楽しく歩くことができます。通りに面した画廊・カフェテラス・レストラン等は、人々が足を休ませ出会い語らう居心地のいい街の風景をつくりだします。
- 造形作品やベンチ等を設置することによって、楽しく魅力的なゆとり空間が生まれます。歩行者動線に配慮して設置しましょう。

●歩行者空間は、四季を通して移動しやすいよう、段差をつくらず、また、形態や材質等に配慮し、連続性を大切に計画する。

【景観形成基準の説明】
- 歩行者空間は、車椅子でも移動しやすいように段差を解消し、歩行面は滑りにくい仕上げにしましょう。特に、歩道のデザインは連続性と調和に配慮しましょう。
- 車の出入口は、歩行者動線に配慮した位置に設置するようにしましょう。

●歳月とともに建築物等が風格を増し、社会環境の変化に対応できるようなデザインにする。

【景観形成基準の説明】
- 目新しさや話題性に惑わされず、派手な装飾は避け、飽きのこないデザインを目指しましょう。

●窓等のガラス面には、広告物を掲出しない。

【景観形成基準の説明】
- ガラス面の内側から切文字を貼り付けたり、ポスター等でふさいだ窓等は見苦しいものです。透明感のあるガラス等は、その美しさを損なわないようにしましょう。ただし、ショーウィンドウや掲示場所として計画的に用意された場所等、良好な景観を損なわないものは除きます。

外壁の色彩・材質

●外壁の色彩は、周囲との調和や、街並みに配慮する。
●外壁のアクセントとなる色彩は、面積を抑えた効果的な使い方をする。
●外壁の材質は、周囲の質感、素材感との調和を心がけ、汚れの目立たない工夫をする。
●なお、色彩は、「色彩景観基準」に準じて行う。

【景観形成基準の説明】
- 外壁の色彩は、自然環境との調和に配慮し、周囲の樹木の緑の彩度を超えない範囲にしましょう。また、緑や雪に調和するよう、できるだけ明るい色調にし、調和を図りましょう。中高層部の色彩や材質に変化を持たせる場合は、低層部より高明度・低彩度にしましょう。

塔屋・屋上設備・附属建築物等

●通りから見えないように計画する。
●縮小・集約化等を図り、建築物等と一体的になるよう計画する。
●建物自体のスカイラインを乱さない形状とする。

【景観形成基準の説明】
- 塔屋、屋外設備、倉庫、ごみ集積場等は、建築物本体と一体で、平面的にも立面的にも突出しないように計画しましょう。やむを得ず通りから見える位置に計画する場合は、壁面と一体にデザインされた目かくし等で建築物等との調和を図りましょう。

夜間景観

●昼とは異なる魅力的な夜間景観を計画するよう努める。

【景観形成基準の説明】
- 建築物の形態や外壁の素材・装飾等、その特徴を生かした照明を計画しましょう。
- 雪の中でも暖かみのある照明を計画しましょう。
- 高輝度の光源が直接見えないようにするなど、環境に配慮した適切な照明を計画しましょう。

（参考：光害防止制度に係るガイドブック」平成13年9月 環境省、同省ホームページに掲載）

景観計画重点区域における景観形成基準

札幌駅北口地区

建築物等	自動販売機類	●自動販売機類は、街並みや空間の連続性に配慮し、建築物等と一体的になるよう計画する。なお、通りに面する場所に露出して設置しない。 【景観形成基準の説明】 ・ 建物との調和や空間の連続性を損ない、設置場所によっては歩行者が円滑に通行できなくなるので、通りに面する場所に露出して自動販売機類を設置しないようにしましょう。 ・ 自動販売機類の設置を計画するときは、歩行の支障とならないよう敷地内に取り出し場所を設け、壁面と一体にデザインされた目かくしの設置やガラス越しに見せるなどにより、街並みや建築物等との調和を図ることができます。また、同時に設置する使用済容器回収箱についても、同様の配慮をしましょう。
	電線類	●美しい街並みに配慮し、電線や電柱等は地中化するよう努める。 【景観形成基準の説明】 ・ 街並み景観を阻害している要因の一つに電線や電柱類があげられます。それらを地中化することによって、美しい街並みが形成されるだけではなく、安全で利用しやすい歩行者空間となります。
	仮設物等	●工事用仮設物や仮設建築物等は、良好な景観を損なわないよう、設置場所・形態・色彩等に配慮する。 ●なお、色彩は、「色彩景観基準」に準じて行う。 【景観形成基準の説明】 ・ 仮囲いや臨時的な防護等は、歩行者の安全に配慮するための一時的なものですが、殺風景になりやすく、歩行者の目に付きやすいため、建築物等と同様に美観保持に努めましょう。
景観の維持管理		●土地・建物所有者等と行政は、協働でより良い景観の形成と維持管理に努める。 【景観形成基準の説明】 ・ 公共性が高い空間として、この地区に関わるすべての人がそれぞれの役割に応じて、協力、連携しながら、景観の維持管理に努めましょう。

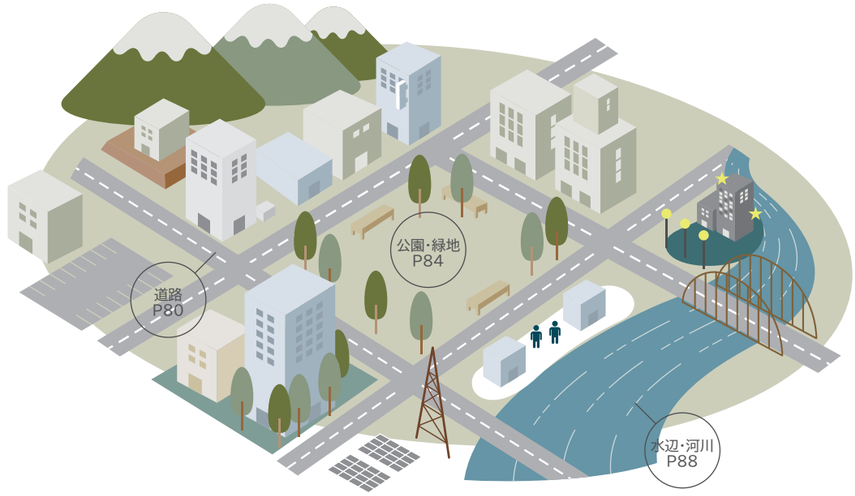
景観条例に基づく景観形成基準　●建築物等の除却

建築物等	仮設物等	●工事用仮設物や仮設建築物等は、良好な景観を損なわないよう、設置場所・形態・色彩等に配慮する。 ●なお、色彩は、「色彩景観基準」に準じて行う。 【景観形成基準の説明】 ・ 仮囲いや臨時的な防護柵等は、歩行者の安全に配慮するための一時的なものですが、殺風景になりやすく、歩行者の目に付きやすいため、建築物等と同様に美観保持に努めましょう。
景観の維持管理		●土地・建物所有者等と行政は、協働でより良い景観の形成と維持管理に努める。 【景観形成基準の説明】 ・ 公共性が高い空間として、この地区に関わるすべての人がそれぞれの役割に応じて、協力、連携しながら、景観の維持管理に努めましょう。

屋外広告物の届出について

●札幌駅北口地区は、札幌市屋外広告物条例に基づく「景観保全型広告整備地区」に指定されています。
●この地区内で、「屋外広告物に係る届出行為のみ」を行う場合、屋外広告物条例に基づく許可申請を行うことで、景観計画重点区域の届出を行ったものとみなし、届出は不要です。
●屋外広告物の許可基準等をご確認のうえ、北区土木部維持課に許可申請を行ってください。

公共施設等の景観デザイン



景観デザインの基本的な考え方

公共施設等の景観デザインを考える10の基本姿勢

公共施設等は、景観の基調として景観の形成を先導していかなければなりません。公共施設等の景観デザインを考える上で大切な10の基本姿勢を念頭に、品格と魅力をそなえ、時間とともに成熟する「札幌」ならではの景観を先導して形成しましょう。

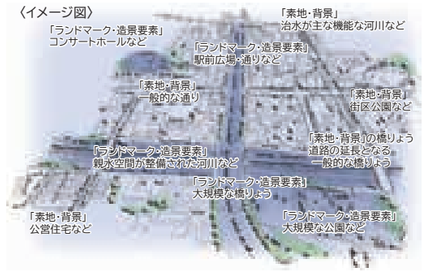
10の基本姿勢　景観デザインを考える

① 総合性……デザインする施設の全体とディテール等の部分が調和していること
② 連続性……土地の歴史的背景などの時間の流れ、人の営みを考慮し、周辺の景観要素と連続して考えること
③ 公共性……公共も民間も街並みをつくる要素として共に考えること
④ 地域性……その土地らしい個性があらわれていること
⑤ 普遍性……時間の経過とともに美しくなること
⑥ 環境性……土地の環境に過大な負荷をかけないこと
⑦ 安全性……安全とともに安心感を与えること
⑧ 経済性……建設費、維持管理費、廃棄時の費用などライフサイクルコストを考慮すること
⑨ 機能性……必要な機能を十分に満たしていること
⑩ デザイン性…いつまでも親しまれる飽きのこない美しいデザインとすること

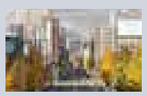
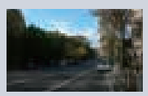
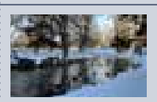
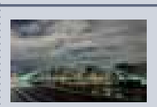
『ランドマーク・造景要素』となる公共施設等と、『素地・背景』となる公共施設等を見極め、メリハリのある景観デザインを行いましょう

公共施設等には、さまざまな用途や規模があります。
また、住宅地の近隣の道路や公園、都心の駅前通や大通公園、公営住宅とコンサートホールでは、それぞれの役割に違いがあります。多くの人が集ったり、象徴的な公共施設等は、『ランドマーク・造景要素』として捉えることができ、都市や地域のイメージをつくる大きな役割を果たします。一方で、日々の生活を支える身近な環境や、『ランドマーク・造景要素』を取り囲む周りの環境は、『素地・背景』として捉えることができます。
公共施設等のデザインを行う際は、『ランドマーク・造景要素』と『素地・背景』となる公共施設等を見極め、それぞれの役割にふさわしいデザインを行い、メリハリのある「さっぽろ」らしい魅力的な街並みをつくりましょう。

〈イメージ図〉



『ランドマーク・造景要素』と『素地・背景』の公共施設等の例と本章で扱う公共施設等

	ランドマーク・造景要素	素地・背景	
道路	 ・特に多くの人が利用する道路 ・「ランドマーク・造景要素」となる他の公共施設等と一体となり景観を形成するもの （北3条通）	 一般的なもの （北1条通）	本章で解説します
公園・緑地	 都市全域を利用圏域とするもの （大通公園）	 地域や近隣を利用圏域とするもの （真駒内曙公園）	
河川・水辺	 公園の親水空間や河川敷の運動施設など多くの人が集まるもの。ダムや水源地など （鴨々川）	 ・手つかずの自然のもの ・治水・利水が主な機能となるもの （月寒川）	
橋りょう	 地域のランドマークとなるもの 周辺景観の中で特徴的な景観を形成するもの （水穂大橋）	 道路の延長となる一般的なもの （発寒橋）	P58～参照
公共建築物	 誰もが利用する公共性の高い施設。都市のシンボルとなるコンサートホール・スタジアム、地域性を表現する区役所など （札幌コンサートホールKitara）	 周辺の住環境等と連続させ地域に調和させる施設。学校、児童会館、市営住宅など （月寒団地）	P10～参照

「道路」の景観デザイン

沿道の快適空間を創出する

道路には、人や車が通行するだけでなく、通風や日照の確保などさまざまな機能があります。市民の生活や観光客の移動などに深く関わっており、道路の質が都市全体の景観の印象を左右するといっても過言ではありません。
そのため、ドライバーや歩行者からの見え方だけでなく、地域住民の暮らしの場となることなどを多角的に捉えて、車道部や歩道部のデザインを検討することが大切です。
地域の景観要素と調和し、公園や河川のみどりをつなぐなど、沿道の景観形成を先導する優れたデザインとしましょう。沿道のみなさんもみどりの創出や屋外広告物を整理するなど、協働で札幌のまちの品格を高めましょう。

景観形成の土台となる道路は、景観の基盤としての役割を持つため、その多くは『素地・背景』となります。
しかし、駅前広場や主要な道路は、都市や地域のイメージを形づくる上で大きな役割を担うため、『ランドマーク・造景要素』となります。（例：多くの人が往来する道路、歴史的な建造物や大和ハウス プレミストドームなど誰もが利用する公共建築物を囲む道路、大通公園や円山公園など広域から人々が集まる公園を囲む道路など）

＜道路の『ランドマーク・造景要素』と『素地・背景』の例＞

ランドマーク・造景要素


札幌駅南口広場


大通公園周辺

素地・背景


環状通（エルムトンネル）


SEIYOしんえい四季のまち

デザイン手法

〈道路の形〉

【地形を生かした道路線形とする】

●地域の個性を演出するために、山麓地や丘陵地の地形、また、平地における微地形を考慮する。
●人々に方向感覚を与え、また愛着の持てる景観づくりを行うため、周辺の山々など、地域の景観資源の見え方を考慮する。


微地形が残された道路
（北海道大学植物園外周）

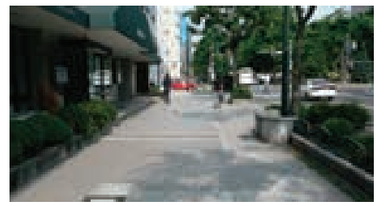
【地形を改変する際は自然に配慮する】

●自然景観や生態系の分断が最小限になるよう、切土や盛土は、地形の改変を極力抑えるとともに、やむを得ず改変する部分については、動物や植物の生態系を守るつくりとする。
●法面や擁壁面は、できる限り低く抑え、形態を分節化、分割化することで圧迫感を軽減し、緑化により自然景観になじませたり、自然が復原しやすいようゆるやかな勾配にするなど工夫する。
●トンネルを設ける場合は、地形の改変が少なく、自然景観になじむ突出型の出入口とし、入口壁面への自然景観と調和しない華美な装飾は極力避ける。


上部を緑地とし生態系が分断しないよう
配慮したトンネル（南沢トンネル）

【歩道は歩きやすい断面構成とする】

●沿道の土地利用や交通量を踏まえつつ、街路樹の配置を考慮したゆとりのある道路幅員を確保する。
●両側に店舗が連なっている路地や中通では、歩行者が楽しく歩けるよう、ゆとりある歩道幅員を確保することで賑わいのある空間をつくる。
●歩道は、段差の解消、傾斜の改善、車椅子の交差できる幅員の確保、積雪時の円滑な除雪など、ユニバーサルデザインに配慮した横断面とする。


ゆとりのある幅員の歩道（大通）

「道路」の景観デザイン

【景観に影響の少ない軽快な高架構造物とする】

●市街地の高架構造物は、街並みの連続性を保つため、掘割式（半地下）や地下式を検討し、周辺に圧迫感を与えない構造形式を選択する。
●高架構造物は 下から見上げられることが多いため、桁下空間の圧迫感を軽減し、ヒューマンスケールを超えた無機質なコンクリート構造物とならないよう、スリムに見えるデザインとする。
●横断歩道橋は、歩行者がすぐ近くを通り、かつ見上げることが多いため、橋脚、桁、階段部、桁裏、階段裏、配管などの細部のおさまりに注意しつつ、すっきりとした軽快なデザインとする。
●落雪に配慮したデザインとする。
●高架構造物や横断歩道橋などの立体構造物は、景観の阻害要因とならないよう設置場所に配慮し、道路景観の中で唐突な印象を与えないよう、周辺の街並みと調和する意匠や色彩とする。
●構造物の柱脚や階段の周囲に植栽を施すなど、周辺の景観に極力影響を与えないよう工夫する。


藻岩山の景観に配慮したアンダーパス（石山通）


すっきりとした歩道橋
（大和ハウス プレミストドーム前）

〈道路のみどり〉

【潤いある連続した景観をつくる】

●幅の広い主要幹線道路は、ボリュームのある並木を形成し、都市骨格としての景観軸を明確に表現する。
●特徴ある並木には、人々に方向性を示す役割もあるため、周辺の街路樹とは変化をつけた樹種を決定する。
●中央分離帯に植樹する場合は、安全に考慮しつつ緑化に努めるとともに、歩道側の樹木と一体的な道路景観を形成することを考慮して樹種を決定する。
●並木を計画する際は、樹木の成長によって、周辺の視点場からの眺望を妨げることがないよう、将来の景観の変化を予測しながら配置を検討する。
●樹木の成長や根茎を考えた、十分な大きさの植樹桝などとし（※P34植栽基盤について参照）、支柱は樹木が主役となるようシンプルなデザインとする。


通りの特徴をつくっている中央分離帯の街路樹
（清田通）


工業団地の景観を緩和する厚みのある植樹
（手稲工業団地）

【沿道土地利用を踏まえたみどりを配置する】

●拠点（都心、地域交流拠点、高次機能交流拠点）では、中高層建物群の街並み景観を整え、建築物の圧迫感や屋外広告物の猥雑さを軽減するため、樹種や植栽環境を踏まえつつ、高木の並木を積極的に導入し、きめ細やかな剪定など適正な管理を行う。
●拠点や複合型高度利用市街地の高密度住宅地内の生活道路では、樹種や植栽環境を踏まえつつ、歩いて楽しくなるような緑化を推進する。
●工業地・流通業務地と住宅地が接する部分については、住宅地の住環境を保全するため、厚みのある緩衝緑地帯を設ける。
●一般住宅地や近隣商店街などでは、交差点の見通しや歩行のしやすさを考慮し、道路幅員の確保とみどりが両立できる住宅地に合うコンパクトな郷土種等の導入を図る。また、愛着や親しみを感じられる景観を目指し、住民参加による植樹桝への花壇整備などを検討する。


屋外広告物景観を緩和するボリュームある街路樹（札幌駅前通）

【まちの顔や景観の要となる場所を樹木により演出する】

●駅前広場や水とみどりの景観軸など、まちの顔や景観の要となる場所は、豊かなみどりを創出し、品格と安らぎを感じられる空間や、緑陰のある居心地の良い空間づくりを行う。
●景観資源の位置や規模、道路線形や地形的特徴などを把握した上で、並木によるランドマークを強調するビスタの形成、シークエンスや坂道景観の演出、樹冠線の形成など、効果的な景観演出を行う。


緑陰が多い居心地の良い空間（北4条通）


北海道庁旧本庁舎（赤れんが庁舎）を引き立てるイチョウ並木（北3条通）

【みどりにより「さっぽろ」らしさや地域性・季節感を演出する】

●植栽環境を踏まえつつ、平岸のリンゴ並木などのように地域らしさを表す樹種や、新緑、開花、結実、紅葉、雪との調和など、みどりによる四季の変化を感じられる樹木や草花を取り入れ、地域性や季節感の演出を検討する。
●昔から地域にある巨木などの樹木は、植生の適合から地域性が表われるとともに、周辺住民から愛着のある景観として親しまれているため、道路改修などにあたっては、これらを残すことを基本とする。ただし、やむを得ず撤去する場合は、移植活用を推進する。


地域らしさを演出するリンゴ並木の街路樹（環状通）

【シンボルとなる樹木や並木などを残す】

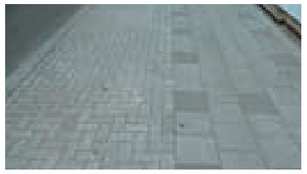
●地域の個性を継承するため、地域のシンボルとなっている樹木や個性的な景観をつくっている並木などは、老齢化による倒木の可能性などを考慮しながら、保存について検討を行う。


四季の変化を演出する黄葉した街路樹
（東4条線）

〈歩道の舗装〉

【歩きやすい舗装材を選定する】

●舗装材は耐久性があり、積雪時にすべりにくく、誰もが歩きやすい素材を選定する。


シンプルなデザインの舗装

【場所にふさわしいデザインとする】

●安易な模様貼りや過度なデザインは避け、場所性を考えた色彩で、シンプルなデザインとする。
●商業地では賑わいを演出するデザイン、業務地では落ち着いたデザインとするなど、地域特性に合わせてデザインする。
●ランドマークとなる建物や景観資源、隣接敷地などとの関係性を考慮した舗装材や舗装パターンを検討し、エリアとして統一的な景観イメージを創出する。
●必要に応じて、車道部の舗装や道路付属物と一体的なデザインを行う。


赤れんが庁舎をイメージする舗装
（北海道庁旧本庁舎（赤れんが庁舎）周辺）

〈道路付属物〉

【電柱、電線などの地中化を推進する】

●電柱や電線が街並みの阻害要因となっているため、良好な景観を形成する必要のあるところでは、電柱や電線の地中化を推進する。
●電柱や電線の地中化により、歩道内に大きな構造物が埋設されて街路樹の根が張るスペースが奪われることのないよう、車道下に構造物を埋設することも検討する。
●電柱や電線を地中化すると、地上部の配電ボックスや信号機などの引込柱・電線が目立ちやすくなるため、周囲に溶け込むようデザインする。
●都心部では、中通が猥雑な荷捌き空間となっている場合が多いので、電柱や電線の地中化により、見通しの良いすっきりとした道路景観を形成する。


電柱・電線の地中化により山並みへの眺望が確保されている（大通北側）

【市電のセンターポール化を推進する】

●市電の架線は、街路樹の配置や眺望景観の阻害要因となっているため、良好な景観を形成する必要のあるところでは、センターポール化を推進する。


電柱・電線がなく個性的ですっきりとした中通
（さっぽろシャワー通）

【信号・標識などは一体的なデザインとする】

●信号機、標識、バス停、分電盤、街灯、柵などの道路付属物は、道路景観を一体的に構成する要素であり、景観資源や周辺の建築物、街路樹等と調和する落ち着きのある色彩やシンプルな形態、景観資源への視線を遮らない配置とし、事業者間でデザインを調整する。
●広告付バス停については、事業者間で、デザインの統一化を図るとともに、広告は、洗練された落ち着きのある配色、デザインのものにする。


一体的なデザインの道路付属物（大通南側）

「道路」の景観デザイン

【標識などを集約する】

●標識は、交通管理上の機能を確保しつつ、可能な限り数を整理・集約する。
●特に交差点部分は、信号や標識、照明などが過密になりがちなため、共架や統合により、標識などのポールの数量の適正化を図る。

【温かみのある夜間景観を演出する】

●街灯は洗練されたシンプルなデザインとし、住宅地では低めのポール、商業地では高めのポールとするなど、設置される場所の夜間景観を考慮した器具を設置する。
●不必要な光を抑えるとともに、光源の色は積雪寒冷地の気候を踏まえ、温かみがあり落ち着いたものとする。

【ストリートファニチャー・パブリックアートは置く空間を考慮する】

●ベンチに座って見える風景、歩行者動線との関係、樹木や木陰などによる囲み感などを考慮し、人が座って落ち着く空間をデザインする。
●パブリックアートの設置は、まちの魅力を高める上で有効だが、どこにでも設置すればよいというものではなく、アートの種類や内容とともに、そのアートを置くのにふさわしい場所を選定し、周辺空間を含めて一体的にデザインする。

【構造物はシンプルなデザインとする】

●地上分電盤などは、シンプルな形状かつ目立たない色彩とし、視線を遮らないよう人の目線より低い高さとする。
●地下鉄の出入口や排気塔などは、機能性を踏まえたシンプルな形状や周辺と調和する色彩とし、洗練されたデザインとする。
●特に地下鉄出入口を大通公園など良好な眺望景観が得られる場所に設置する場合は、安全性に配慮しつつ、視線を遮らない高さに抑えることが望ましい。


シンプルな広告物付バス停(ニューヨーク)


落ち着いたデザインの道路付属物
(札幌市資料館前)


ポケットパークに設けられたくつろぎ空間
(北海道立道民活動センター かでる2・7前)

〈維持管理・改修〉

【適切な維持管理を行う】

●街路樹の剪定などを適正に行い、みどりと秩序を感じる沿道景観を形成する。
●レンガやインターロッキングなどの舗装材は、アスファルト舗装に比べ劣化の悪影響が出やすく、特に、模様貼りをした舗装は除雪により大きなダメージを受ける場合が多いので、当初の設計コンセプトを尊重しながら、きめ細かな維持管理を行う。

【市民みんなの空間であるという意識を持つ】

●道路は、市民みんなが利用する施設であるという意識を持ち、落ち葉やゴミ拾いなど自分たちでできる維持管理を行い、美しさを保つよう努める。

【地域住民が愛着を持つものを保存する】

●道路の改修にあたっては、地域住民が愛着を持っているシンボル樹木や並木などを可能な限り保存し、地域の景観を継承していく。


劣化が目立つ舗装

「公園・緑地」の景観デザイン

豊かな自然のみどりを守り、新しいみどりを育て、みどりをつなげる

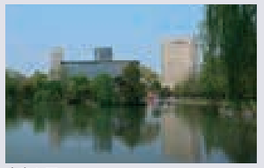
公園・緑地は、生態系の保全・創出や都市環境の保全の場、災害時の避難の場、運動の場など、多様な役割を担っており、自然と人との関わりの場として最も身近な公共施設です。
豊かなみどりは、生活に安らぎや潤いを与え、季節の変化を私たちに知らせてくれる貴重な空間であり、また、憩いや遊びの空間として、私たちに楽しさと喜びを与えてくれる大切な施設です。規模などに応じた市民利用の方法や公園の持つ役割を的確に捉え、自然との調和を図るなど、愛着の持てる良好な景観デザインをしましょう。

本市の公園の多くは、住区内の住民の利用を目的とする地区公園、近隣公園、街区公園などであり、このような公園は『素地・背景』となります。モエレ沼公園や中島公園などの総合公園、厚別公園などの運動公園、大通公園などの特殊公園などは、全市を利用圏域とするとともに、その役割から市域外からの利用者も多いため、都市を強く印象づける『ランドマーク・造景要素』となります。

○公園・緑地の『ランドマーク・造景要素』と『素地・背景』の例

ランドマーク・造景要素


モエレ沼公園


中島公園

素地・背景


さっぽろ大地公園(地区公園)


発寒西公園(近隣公園)

デザイン手法

〈個性あふれる公園〉

【住民の要望・意見を生かす】

●公園周辺の地域特性、利用する住民の年齢層などを調査するとともに、住民の要望や意見を踏まえ、住民に親しまれる公園づくりを行う。

【地形を生かす】

●山麓や丘陵地の公園は、場所に応じた地形を生かし、眺望や視覚的変化、周辺の自然環境を生かした公園づくりを行う。
●平地の公園では、平坦地を生かして運動や集会などができる広場等を整備するとともに、道路や民地との境界部には築山や緑地を配するなど、安全性や景観、人が憩える空間づくりを兼ねた工夫を行う。

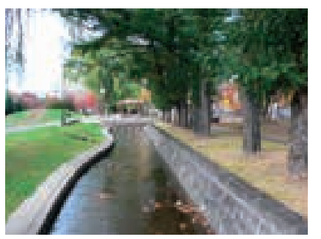
【地域特性を表現する】

●自然植生にあった既存樹を参考にするなど、地域特性を表現する植栽とし、地域にあったみどりを育てる。
●札幌軟石など地域に産出する素材や地域固有の景観資源と連携する素材を活用し、個性を演出する公園づくりを行う。
●公園内に位置する記念碑などの歴史的な資源については、周辺の修景を工夫し、歴史的資源の見え方をより効果的に演出する。

【テーマ性を持つシンボリックな景観を創出する】

●主に、都市基幹公園の総合公園や運動公園、特殊公園などテーマ性を持った公園では、公園特性に応じて、都市や地域を強く印象づけるシンボリックな景観づくりやランドスケープデザイン、施設計画の工夫を行う。
●都心部や地域交流拠点など、人の往来の多い場所に立地する公園では、道行く人の滞留を促し、人々のアクティビティが周囲に表出することで賑わいを感じられる公園づくりを行う。


遊びと憩いの空間を生む広場と築山
(南郷丘公園)


歴史的資源の水路を配置することで
地域性を表現した公園(真駒内曙公園)

「公園・緑地」の景観デザイン

テーマ性を持つシンボリックな景観の公園・緑地


山並みをランドマークとする視線の通った
並木や水辺空間（前田森林公園）


大規模な水辺やシンボリックな建築物と
一体的なランドスケープデザイン（札幌芸術の森）


運動している様子が見え、活気が伝わる運動公園


山並みや地形を生かし、周辺の自然植生ととと一体的な
ランドスケープデザイン（滝野すずらん丘陵公園）


水辺景観や石切山の地層の景観を活かし
周囲に溶け込む施設デザイン（藻南公園）


神社に隣接し、境内から伸びる道を演出する
石畳と並木（北海道神宮周辺）

〈公園のみどり〉

【みどりにより四季を演出する】

●自然植生を考慮しつつ、花をつける樹木、紅葉・落葉する樹木、実をつける樹木、草花などによって季節感を演出する。
●視覚だけでなく、音や香りも楽しめる工夫をする。

【冬のみどりを確保する】

●落葉した樹木は、北国らしい冬の景観をつくるが、ともすれば単調な景観となってしまうため、風土にあった常緑樹を効果的に導入する。

【シンボルとなる樹木や並木などを保存する】

●地域住民が愛着を持てる公園とするため、地域のシンボルとなっている樹木や、個性的な景観をつくっている並木などが計画地にある場合は、可能な限り、これを保存する。

【ボリュームのあるみどりを育成する】

●公園外周にボリュームのある樹木を育成し、地域のみどりのランドマークとなる公園をつくる。
●周辺街路から公園内の活動がわかるよう、枝下高を確保し、視線を遮らない。
●公園内の樹木は、樹木の成長による景観の変化を踏まえつつ、樹木本来の成長が可能な配置を計画する。
●公園立地や機能、施設計画に合わせて、緩衝帯となるみどり、囲まれ感をつくるみどりなど、見通しや安全性とのバランスを考慮しながら効果的なみどりを配置する。
●公園等の再整備を行う場合は、既存樹木の保存を検討した上で、樹木の成長に配慮して一定の緑量を保ち、本来の効果を発揮できるよう樹木を適切に取扱う。

【みどりを有効に活用する】

●場所に応じ、花壇や芝生など、みどりに触れ合うスペースを設けることで、みどりを身近に感じられる工夫をする。

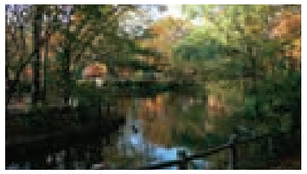

四季の変化が感じられる植栽（天神山緑地）


適度な見通しを確保した公園外周の緑
（希望公園）


生垣と高木で区切られた運動公園（希望公園）

【多様な生態系に配慮する】

●自然素材の活用、池などの水辺の導入、多様なみどりの創出により、生物の生息・成育空間を確保するとともに、道路や河川などとネットワークを形成し、生態系の保護を図る。
●気象条件や土壌環境に適した在来種を植栽することを基本としながら、ライラックなど札幌らしい景観要素として根付いている外来種は、その特性に配慮した上でアクセントとして使用する。


公園内の生態系を豊かにする水辺
（エドウィン・ダン記念公園）

〈公園をかたちづくるもの〉

【利用する人々も景観構成要素として捉えた施設計画とする】

●散歩やランニングをする人、ベンチでくつろぐ人、走り回る子どもたちなど、公園を利用する人々も景観要素として捉え、賑わいや親しみが感じられる景観創出につながるような施設計画とする。


公園景観を多彩にし公園内の生態系を
豊かにする池（中島公園）

【周辺との関係性を考慮した施設計画とする】

●公園越しに見える眺望や公園を背景とした景観の阻害要因とならないよう、公園の外からの見え方にも配慮した施設計画とする。
●公園に隣接する河川や道路、公共施設等との景観の一体化、連続性の確保に配慮する。


アート作品でもあり水遊び場でもある
用と景の両立（石山緑地）

【用と景の両立、日常と非日常・時間変化に配慮する】

●機能性と美しさが両立する施設デザインに配慮する。
●日常とイベントなどの非日常時、あるいは昼と夜など時間変化も考慮した景観づくりを行う。


夏の緑と冬の白に映える色彩（札幌芸術の森）

【環境と調和し景観に馴染む建築物デザインとする】

●公園内に設置する建築物は、公園全体のコンセプトに基づいてデザインする。
●公園内に設置する建築物は、自然の素材を積極的に取り入れるとともに、洗練されたシンプルなデザインとする。
●外観の色彩は、夏は木々の緑、冬は雪の白が背景になることを考慮し、お互いが引き立てあう色彩計画を行う。
●公園と建築物を一体的に捉え、外部からの見え方だけでなく、建築物内部から公園の景観を楽しめるよう計画する。
●建築物の周囲には樹木を配置するなど、建築物が公園の景観に馴染むようにするとともに、規模が大きくなる場合は、屋上緑化や壁面緑化の導入を検討する。
●観光客など他都市から多くの人が訪れるイベントでは、札幌のイメージアップにつながるよう、プレハブ建築やサインなどの仮設物は、質の高いデザインのものを使用する。


水辺の景色を楽しみながらくつろげる湖畔広場
のテーブルやベンチ（西岡公園）

【工作物は周囲と調和する品格を感じさせるデザインとする】

●フェンスなどの外周柵は、人工的な緑色と決めつけず、シンプルな形態で、周辺景観に溶け込む落ち着いた色彩を選択し、品格を感じるデザインとする。
●ベンチなどの休憩スペースは、山並みの眺望など良好な景観が得られる視点場として、また、人が落ち着く空間としてデザインする。
●噴水は夏に清涼感を感じさせる要素であり、水の動きや音が楽しめるデザインとする。また、冬期間の維持管理にも配慮した計画とする。


子どもたちが遊んでいるときの様子もデザインに
取り入れられた遊具（白石東冒険公園）

【遊具は飽きのこないデザインとする】

●遊具は、動物や植物などイメージの直喩的表現や、思いつきによる形態・色彩とせず、公園全体のコンセプトや周辺環境との調和に配慮したデザインとする。
●子どもたちが生き生きと楽しく遊んでいる姿も公園景観の一部なので、遊んでいる姿を効果的に演出するような遊具を導入する。

「公園・緑地」の景観デザイン

【美しい夜間景観を演出する外灯を設置する】

●夜間でも樹木や花などのみどりが楽しめるよう、照明を工夫する。特に、水辺やアート、シンボリックな建築物などがある場合は、対象物を効果的に浮かび上がらせるなど、光の当て方を十分に検討する。

【人にやさしい園路計画とする】

●園路は、誰もが園内の散策を楽しめるよう、適切なサインの設置、段差のないアプローチの形成、足に負担の少ない舗装の採用、高齢者等に配慮した休憩ベンチの設置など、ユニバーサルデザインに配慮した計画とする。

【駐車場は公園景観との調和を図る】

●駐車場を設ける場合は、舗装部へ緑化ブロックの導入を検討するとともに、周囲に植栽を施すなど、みどり豊かな公園景観と一体となった整備を行う。
●大規模な駐車場は、公園の玄関口として茫漠とした印象を与えないよう、分散配置を行うか、植樹や緑地帯による空間の分割化を図る。

【法面や擁壁は自然となじむつくりとする】

●法面はできる限り小さく低く抑え、形態を分節化、分割化することで圧迫感の少ないデザインとする。
●法面に植栽を施すとともにラウンディング（崩壊防止と景観を良くするために丸みをつけること）により、自然な印象をつくる。
●コンクリート擁壁を設ける場合は、石張り仕上げなど自然素材により修景するとともに、下部に植栽帯を設けたり、擁壁を蔦で覆うなど、コンクリート面を目立たないようにする。


スロープを設けた誰もが利用しやすい公園
（こだま公園）


植栽により空間を分割した駐車場（大和ハウス プレミストドーム）


植栽を施した法面（大和ハウス プレミストドーム）

【ふさわしい場所にアートを設置する】

●アートは、景観に効果的に働くので、設置する場所の選定と周囲の空間づくりとあわせ、その場にふさわしい質の高いアートを設置する。


空間を引き締めているアート（中島公園）

〈安全安心〉

【植栽、外灯は安全・安心に配慮する】

●樹木の下枝を払う、生垣の高さを目線以下に抑える、生垣に適正な間隔で切れ目を入れるなど、死角を作らないよう留意する。
●外灯は、雰囲気のある夜間景観づくりに配慮しつつ、防犯上、適度な明るさを保つよう、適切に設置する。


死角をつくらず外との適度な区切りをつくる
目線より低い生垣（希望公園）

〈維持管理・改修〉

【適切な維持管理を行う】

●剪定、冬囲いなど、必要に応じて植物の維持管理を適切に行う。
●遊具などは安全性、景観の両面から劣化に配慮し、定期点検を行う。
●イベント利用時は、主催者に対し芝生の傷み防止や清掃等の原状回復を徹底させるとともに、使用後の状況を確認・指導し、良好な景観を維持する。

【市民みんなの空間であるという意識を持つ】

●公園・緑地は、市民みんなが利用する施設であるという意識を持ち、落ち葉やゴミ拾いなど、自分たちでできる維持管理を行い、美しさを保つよう努める。

【住民の愛着あるものを保存する】

●公園の改修にあたっては、住民が愛着を持っている樹木や池、建物などを可能な限り保存し、地域の景観を継承していく。

【公園景観の価値を高める維持管理を行う】

●公園利用や活用を促進し、人々が集い活動する様子が、いきいきとした公園景観を生み出すような管理運営に努める。

「水辺・河川」の景観デザイン

河川を生かし水辺とみどりが一体となった地域の潤い空間をつくる

水辺・河川は、治水や利水機能に加え、散策やジョギング、水遊び、花火大会などのイベントに幅広く活用される身近で親しみの持てる公共施設です。水と豊かなみどりが一体となった空間は、私たちにゆとりと潤いを感じさせてくれます。
同じ河川でも、地形により川幅や流れが異なり、多様な様相を見せてくれます。その変化を生かした効果的な景観を演出し、地域の景観要素や公園・道路のみどりとの連続性に配慮するなど、魅力的な景観デザインをしましょう。
また、水辺・河川は、多様な生き物の生息環境になっています。その保全にも十分配慮したデザインを行う必要があります。

手付かずの自然河川や、治水を主な機能とする河川、利水を主な機能とする用水路などの水辺は『素地・背景』となります。一方、公園内などの親水空間や運動施設などがある高水敷、ダムや水源地など、独特の景観が形成されており多くの人が集まる水辺・河川は『ランドマーク・造景要素』となります。

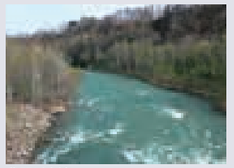
○水辺・河川の『ランドマーク・造景要素』と『素地・背景』の例

ランドマーク・造景要素


琴似発寒川


豊平峡ダム

素地・背景


豊平川上流


真駒内用水

デザイン手法

〈水辺・河川の形態〉

【自然豊かな河川景観をつくる】

●山麓地などでは、自然そのままの水辺・河川景観を保全する。
●広い高水敷を持つ河川は、山頂やテレビ塔の展望台など主要な視点場から俯瞰され、周辺の緑地とあわせ自然を象徴する景観軸となっていることから、河川全体の積極的な緑化を図る。

【河川の魅力をつくる】

●市街地内の河川で多くみられる掘込河道は、法面や法肩への植栽を施し、川らしさを演出する。
●小規模河川などにおいては、治水機能に留意しつつ、多自然型河川への切り替えを推進する。
●淀みや瀬、淵の設置、また魚道の確保により、河岸や橋上からサケなどの魚が見えるような魅力的な河川景観を形成する。

〈水辺空間をかたちづくるもの〉

【堤防景観を演出する】

●連続した堤防形態を生かし、花が咲く樹木や並木などにより、季節感や地域性を演出する。
●堤防天端や堤防の法面は、周辺地盤より高く、河川空間や山並みなどを望む良好な眺望が得られるため、散策路や視点場を確保する。
●堤防の一様な連続は、単調な印象を与える傾向があることから、坂路、階段、植樹などを設け、景観に変化を与える。


自然のままの水辺景観（豊平川）


多自然型に改修された河川（精進川）


手稲山を望む堤防天端を遊歩道として
整備している（中の川）

「水辺・河川」の景観デザイン

【堤防は市街地のみどりとの連続性に配慮する】

●堤防は一段高くなっており、周辺市街地からの視覚的な連続性を分断するため、法面を積極的に緑化し、街路樹など、市街地から続くみどりとの連続化を図る。

【高水敷は自然植生や快適な空間形成に配慮する】

●高水敷は、昆虫や鳥類など多様な生物の生息環境に配慮した、自然植生を基本とする植栽を行う。
●高水敷が広く、平坦で茫漠とする場合は、植栽などにより空間を区分し、スポーツ施設などを設ける。その際、治水機能に留意しながら、高木を配置し、景観のアクセントを形成する。
●高水敷を公園として利用する場合、河川と接する特性を生かし、河川の水を引き込むことで、より親水性の高い公園にするとともに、河川と連続した水辺景観を形成する。
●高水敷に設置されるベンチやトイレ、四阿（あずまや）などの工作物は、治水機能に留意しつつ、石や木など自然素材の採用により、河川景観に調和させる。

【護岸は自然なつくりとし、安全性と親水性に配慮する】

●表面に凹凸のある自然石の採用や水際の水生植物の生育への配慮などにより、水中と陸上の生態系が入り混じった、豊かな生態系を育むつくりとする。
●コンクリート製の護岸は、一般に無表情なものとなりやすいため、大きな目地、骨材の工夫や表面処理などにより、自然な風合いを出すよう演出する。
●異種の既存護岸との接続部は、緑地による緩衝帯を挟んだり、既存護岸のデザイン要素を一部取り入れることなどにより、景観的にちぐはぐな印象を与えないよう、デザインに十分に配慮する。
●護岸形状は、緩傾斜護岸や階段状の護岸とし、水際へ近づきやすいつくりとする。
●護岸の素材は、周辺景観との調和を考慮し、自然石やウッドデッキなど自然素材の採用に努める。
●河川と公園が隣接するところや河川が公園内を流れる場合は、みどり豊かな景観を形成するとともに、親水空間をつくり、公園と一体的にデザインする。

【公園と一体的にデザインする】

●河川と公園が隣接するところや河川が公園内を流れる場合は、みどり豊かな景観を形成するとともに、親水空間をつくり、公園と一体的にデザインする。

〈水辺・河川のみどり〉

【河畔林を保全する】

●河畔林は、魚つき林とも呼ばれ水辺の生態系を支える上で重要な役割を持つため、治水能に留意しつつ、保全、形成を図る。

【川らしさを演出する樹木を選択する】

●河岸並木は、自然植生に無理のない樹木を選択し、川らしさを演出する。

【シンボルとなる樹木や並木などを保全する】

●一つのつながった河川景観の中で、河岸にあるシンボル橋木や特徴ある景観をつくっている並木を可能な限り保存することで、地域らしさを演出する。


河川の水を引き込むことで親水性の高い空間となっている（琴似発寒川）

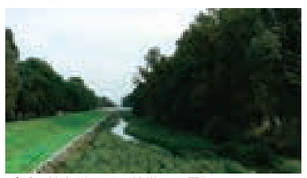

石と植生を織り交ぜ生態系の保全に配慮した護岸（月寒川）


自然石と植栽により独自の雰囲気を演出している（鴨々川）


階段状のウッドデッキにより親水性が高く、水辺の景観に馴染んでいる護岸（琴似発寒川）


中島公園の一部として公園の雰囲気を高める河川（鴨々川）


河畔林が河川景観を形成すると共に豊かな生態系を育んでいる（新川）


ポプラ並木が河川の特徴ある景観となっている（創成川）

〈ダムや水源池など〉

【ダムの雄大な景観を演出する】

●豊平峡ダムなどのダムは、構造規模が非常に大きく、渓谷に設置されることから、その雄大な存在感により観光地や公園などとして整備されることが多い。公園などの整備では、ダムの景観を損なわないよう、駐車場などの公園施設のデザインや配置に配慮する。
●ダムの機能はそれのみで成立するものではなく、橋りょう、管理事務所、発電施設などが一体的に整備されるため、ダムを主体に一体的な景観デザインとする。

【水源地や湿原は現在の姿を保全する】

●水源池や湿原は 、野鳥やホタル、トンボをはじめとする貴重な動植物が生息する場として、また、他にはない独特の水辺景観を形成する場として、現在の姿を保全することを最も重視する。
●自然とのふれあいや水辺景観を楽しむ空間をつくる場合は、地場産出の石や木など自然素材の活用を検討するなど、自然になじむつくりとする。

〈工作物〉

【水門、固定堰などは質の高いデザインとする】

●水門や樋門は、ともに垂直性の高い施設として、河川景観の中で特に目立つことから、門扉とともに、周辺景観に溶け込む質の高いデザインとする。
●固定堰は、景観の面では、落差工により河川景観に変化を与え、波しぶきや音が楽しめる場となるため、高水敷や護岸に、この様子を楽しめる場所を設置する。
●固定堰の断面形状を数段に分けることによって、水の表情がより豊かなものになるとともに、魚の移動を助けるやさしいつくりとなる。

【柵は水辺への眺めを妨げない形態とする】

●川の流れや水辺の様子は、人に安らぎと潤いを与えるため、柵は、歩行者の目線から水辺・河川への眺めを妨げないシンプルな形状とし、周辺景観の中で目立たない色彩・デザインとする。

【標識・案内版はデザインの統一化を図り周辺景観と調和させる】

●河川標識等は、統一化を図り、シンプルなデザインで、周辺環境や隣接する道路・公園・橋りょう等に調和した色彩・デザインとし、橋詰や堰、支流合流部など、景観上影響が少なく、わかりやすい位置に設置する。

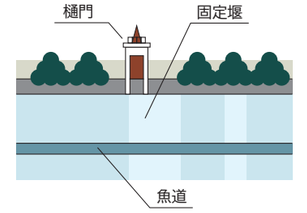
〈安全・安心〉

【親水性と安全・安心を両立させる】

●親水性を持つ水辺・河川については、周囲からの死角をなくして見通しを確保し、親水性と安全・安心の両立を図る。


雄大なダムと渓谷を生かした公園（定山渓ダム）


自然に馴染む木の柵やベンチ（西岡公園）




水辺への眺めを妨げないシンプルな柵（鴨々川）


河川の個性と調和したデザインの柵（鴨々川）


周辺に馴染む木調の柵と
取水塔の色彩と調和するベンチ（西岡公園）

「水辺・河川」の景観デザイン

〈維持管理・改修〉

【適切な維持管理を行う】

●河川内に放棄されたゴミや上流から流下してきたゴミなどを除去し、良好な河川景観を維持する。
●雨や不法行為などで崩れた堤防の法面を補修したり、河川の流水に支障を及ぼす恐れがある樹木などがある場合は、樹木の伐採を行うなど、河川景観を守りつつ、安全上問題が生じないよう計画的な維持管理を行う。

【生態系の保全に配慮する】

●治水機能のみならず、生態系の保全に一層留意し、改修時には自然石の採用や緑化などによる整備を推し進め、より自然豊かな河川景観をつくる。

【市民みんなの空間であるという意識を持つ】

●水辺・河川は、市民みんなが利用する施設であるという意識を持ち、花などの植栽や草刈、落ち葉やゴミ拾いなど、自分たちでできる維持管理を行い、美しさを保つよう努める。

【住民の愛着のあるものを守る】

●河川の改修にあたっては、住民が愛着を持っている河畔林や淀みなど、野鳥や魚の住みかなどの生態系を守る計画とし、地域の景観を継承する。

北海道および積雪寒冷地の道路施設の色彩

北海道の道路環境・景観は、本州以南の地域や非積雪寒冷地とは大きく異なり、道路附属物等の色彩選定にあたっても独自の考え方で取組む必要があることから、「国立研究開発法人土木研究所 寒地土木研究所」は、『「北海道の色彩ポイントブック」ー北海道および積雪寒冷地の道路施設の色彩検討の手引きー』を発行しています。この手引きにある、道路施設の色彩を考える際のポイントをご紹介します。
この手引きは、北海道の郊外部の景観や環境を念頭に作成されたもので、札幌市の市街地など、全ての場所に該当するものではありませんが、郊外部の道路施設の色彩を考える際の参考としてご紹介します。その他のエリアでの色彩を検討する際にも、本コラムの視点をヒントにしつつ、北海道独特の冬の景観や植生、空の色など、場所ごとの状況をしっかり踏まえて色彩選定していくことが重要です。

こげ茶(ダークブラウン)は北海道の環境に必ずしも適合しない。

北海道の広大で開放的な景観、冬の雪景色を考慮すると、道路まわりの構造物は空や雪などの明るい背景を背にして眺められるケースが少なくありません。そのようなケースでは、こげ茶のような暗い色は背景から際だって見えます。



ダークブラウンの標識柱が開放的な景観を損ねている事例。より太いはずの電柱よりも目立つ。



色彩シミュレーション。左の亜鉛めっき仕上げ(実物)よりも、右のこげ茶系の色彩(フォトモンタージュ)のほうが、照明柱や防護柵が目立って見える。

景観4色※では無彩色のダークグレーが優位。場合によっては亜鉛めっきも。

北海道の広大で開放的な景観、冬の雪景色を考慮すると、道路まわりの構造物は空や雪などの明るい背景を背にして眺められるケースが少なくありません。そのようなケースでは、こげ茶のような暗い色は背景から際だって見えます。
※「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」(国土交通省)で示す景観4色



ダークグレー
10YR3/0.2
照明柱:国道230号 定山渓

緑系のグレーという選択肢。

空や雪、遠景の山並みなど、北海道において背景となる要素には、青みよりの色彩のものが多くなります。このことを考えると、北海道の環境には、赤みよりの茶系などの色彩よりも、青や緑よりの色彩が適合すると考えられます。実際に、緑系のグレー(彩度1.0程度)が採用された優れた事例が道内で複数確認できています。



緑みのグレー(美笛グリーン)
5G4/0.8程度
高欄:国道453号



青緑みのグレー5BG5/1
照明柱:旭川市
北彩都地区クリスタル橋



暗い黄緑みのグレー 5GY3/1
照明柱標識柱:道道140号
愛別町東町付近

国立研究開発法人土木研究所 寒地土木研究所 発行
『「北海道の色彩ポイントブック」ー北海道および積雪寒冷地の道路施設の色彩検討の手引きー』より

色彩景観基準

札幌の景観色70色【第二版】

新雪 しんせつ	水晶白 クリスタルホワイト	氷柱 つらら	氷白 アイスグリーン	陽光白 シャイニングホワイト	鈴蘭 すずらん	乳白 ミルキースノー	雪灯 ゆきあかり	薄桜 うすざくら	雪花 せっか
霧氷 むひょう	凍白 とうはく	雪虫 ゆきむし	雪まつり ゆきまつり	氷雨 ひさめ	蕗の薹 ふきのとう	白樺 しらかば	百合が原 ゆりがはら	綿毛 わたげ	リラ霞 りらかすみ
銀鱗 ぎんりん	薄氷 うすごおり	雪影 ゆきかげ	樹氷 じゅひょう	創成柳 そうせいやなぎ	キャベツ きゃべつ	札幌玉葱 さっぽろたまねぎ	雪消水 ゆきげみず	白茶 しらちゃ	ライラック らいらっく
吹雪 ふぶき	札幌軟石 さっぽろなんせき	蝦夷延胡索 えぞえんごさく	山鳴らし やまならし	楡 えるむ	中の島 なかのしま	薄 すすき	ベージュ べーじゅ	カフェ・オーレ かふぇ・おーれ	藤野 ふじの
蝦夷梟 えぞふくろう	郭公 かっこう	ラベンダー らべんだー	オーロラ おーろら	モエレ沼 もえれぬま	羊ケ丘 ひつじがおか	馬鈴薯 ばれいしょ	蝦夷栗鼠 えぞりす	ミルク金時 みるくきんとき	雁金草 かりがねそう
開拓使 かいたくし	石切山 いしきりやま	豊平川 とよひらがわ	ポプラ ぽぷら	三角山 さんかくやま	藻岩山 もいわやま	ビア茶 びあちゃ	蝦夷鹿 えぞしか	ペチカ ぺちか	小豆 あずき
墨烏 すみがらす	月無夜 みっどないと	藍の里 あいのさと	蝦夷松 えぞまつ	芸術の森 げいじゅつのもり	熊笹 くまざさ	団栗 どんぐり	生チョコ なまちょこ	煉瓦 れんが	蝦夷紫 えぞむらさき

※変換値を使用した印刷物であり、実際の色合いと異なります。

色彩景観基準

建築物及び工作物の外観を構成する部分の色彩は、『札幌の景観色70色』とその近似色の範囲を基本とするほか、以下のとおりとする。ただし、景観の形成上支障がないと認められる場合、又は航空法等の他法令に基準のある場合は、この限りでない。 ※詳細は別冊「札幌の景観色70色色彩景観基準運用指針等」を参照

①	周辺との調和を考える	⑴計画建築物等の両側を意識した「向こう三軒両隣」の考え方に基づき、特段の事情がない限り、周辺建築物等との調和や、街並み全体の一体感の創出を考慮した色彩とするよう配慮する。
②	季節等を考慮する	⑴色彩の見え方は太陽光の影響を受けることから、計画建築物等が向いている方角を考慮した色彩とするよう配慮する。 ⑵四季を通して違和感が生じないよう、季節ごとに移り替わる木々の色や、雪の色を考慮した色彩とするよう配慮する。
③	立地を考慮する	⑴計画地の立地(都心部、山地など)を踏まえた色彩とするよう配慮する。 ⑵ランドマークとなる景観資源より目立たない色彩とするよう配慮する。
④	配色を考える	⑴アクセントとなる色彩は、低層部に採用するなど、面積を抑えた効果的な使い方をする。使用割合の目安は、具体的には「札幌の景観色70色各色の使用割合の目安」による。 ⑵各部分の色彩が、建築物全体として調和するとともに、圧迫感を与えないよう配慮する。
⑤	建築物の規模や形状の特徴を考慮する	⑴建築物の規模や、形状の特徴を考慮し、形状や素材の切り替えを活用した配色とするよう配慮する。
⑥	工作物について	⑴橋りょう・高架橋などの大規模な水平工作物は、周辺との調和を考慮した色彩とするよう配慮する。 ⑵擁壁は、周辺と同化させ、存在感を薄める色彩とするよう配慮する。 ⑶鉄塔・煙突など、周囲から垂直方向に突出する工作物は、周辺と同化させ、存在感を薄める色彩とするよう配慮する。 ⑷外構や附帯工作物は、主屋等と調和するような色彩とするか、存在感を薄める色彩とするよう配慮する。

上記の基準の運用は、「札幌の景観色70色 色彩景観基準運用指針」による。
景観色70色の近似色の範囲は、「札幌の景観色70色限界色の範囲」による。

札幌の景観色70色【第二版】

新雪 しんせつ	水晶白 クリスタルホワイト	氷柱 つらら	氷白 アイスグリーン	陽光白 シャイニングホワイト	鈴蘭 すずらん	乳白 ミルキースノー	雪灯 ゆきあかり	薄桜 うすざくら	雪花 せっか
霧氷 むひょう	凍白 とうはく	雪虫 ゆきむし	雪まつり ゆきまつり	氷雨 ひさめ	蕗の薹 ふきのとう	白樺 しらかば	百合が原 ゆりがはら	綿毛 わたげ	リラ霞 りらかすみ
銀鱗 ぎんりん	薄氷 うすごおり	雪影 ゆきかげ	樹氷 じゅひょう	創成柳 そうせいやなぎ	キャベツ きゃべつ	札幌玉葱 さっぽろたまねぎ	雪消水 ゆきげみず	白茶 しらちゃ	ライラック らいらっく
吹雪 ぶりざーど	札幌軟石 さっぽろなんせき	蝦夷延胡索 えぞえんごさく	山鳴らし やまならし	楡 えるむ	中の島 なかのしま	薄 すすき	ベージュ べーじゅ	カフェ・オーレ かふぇ・おーれ	藤野 ふじの
蝦夷梟 えぞふくろう	郭公 かっこう	ラベンダー らべんだー	オーロラ おーろら	モエレ沼 もえれぬま	羊ケ丘 ひつじがおか	馬鈴薯 ばれいしょ	蝦夷栗鼠 えぞりす	ミルク金時 みるくきんとき	雁金草 かりがねそう
開拓使 かいたくし	石切山 いしきりやま	豊平川 とよひらがわ	ポプラ ぽぷら	三角山 さんかくやま	藻岩山 もいわやま	ビア茶 びあちゃ	蝦夷鹿 えぞしか	ペチカ ぺちか	小豆 あずき
墨烏 すみがらす	月無夜 みっどないと	藍の里 あいのさと	蝦夷松 えぞまつ	芸術の森 げいじゅつのもり	熊笹 くまざさ	団栗 どんぐり	生チョコ なまちょこ	煉瓦 れんが	蝦夷紫 えぞむらさき

※変換値を使用した印刷物であり、実際の色合いと異なります。

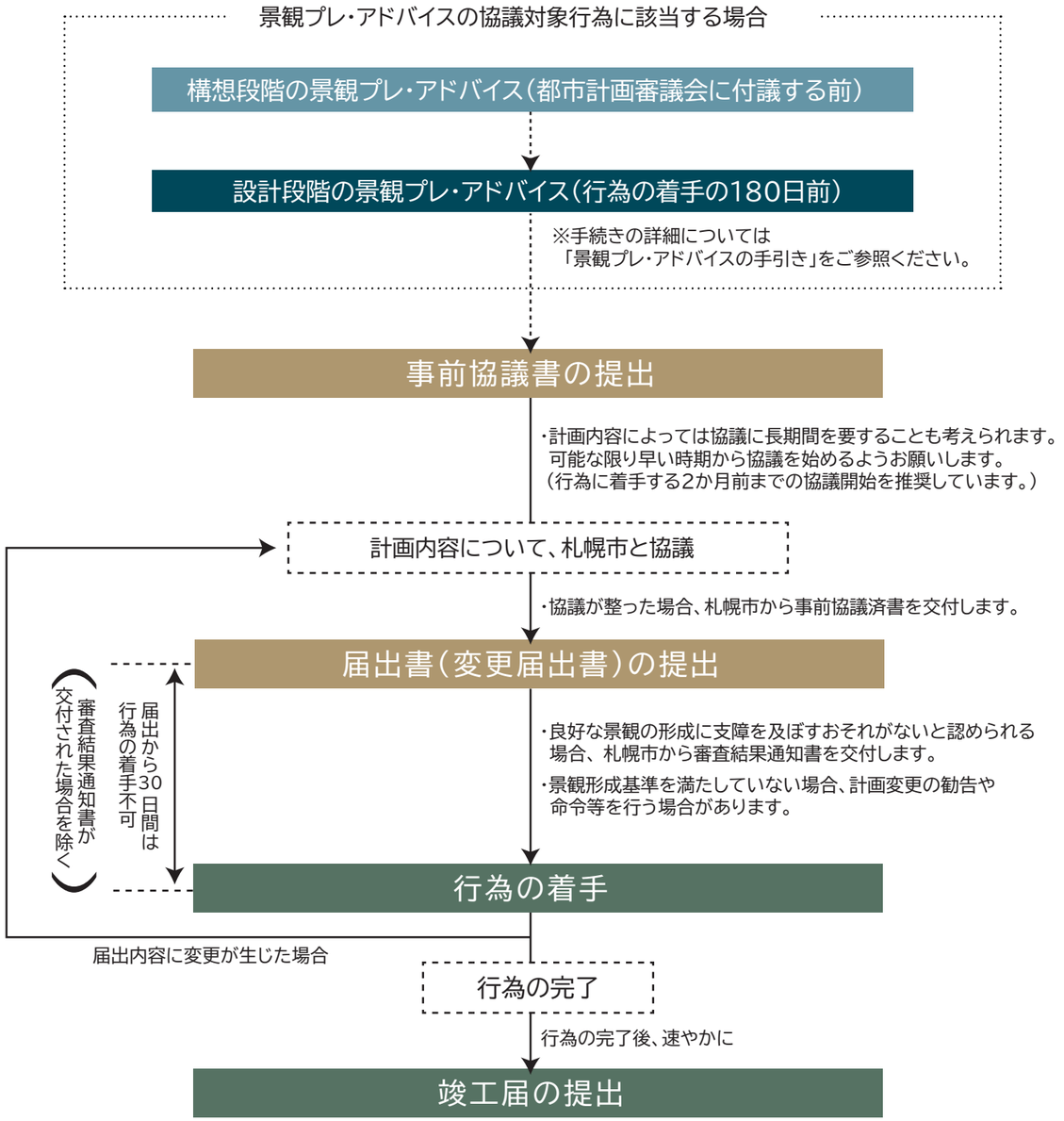
手続き・参考資料



届出手順

事前協議・届出の流れ（各区域共通）

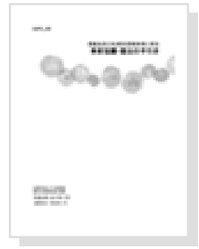
事前協議・届出は、下図の流れに沿って行います。なお、景観法第18条第1項の規定により、原則として、届出日から30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為（根切り工事などの基礎工事を除く。）に着手することができませんので、余裕をもって事前協議・届出の手続きを進めていただきますようお願いします。



関連資料

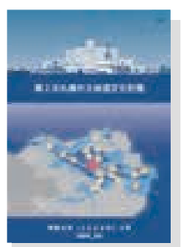
景観に関する資料

景観に関する資料のご案内です。下記の資料は本市のホームページからダウンロードできます。

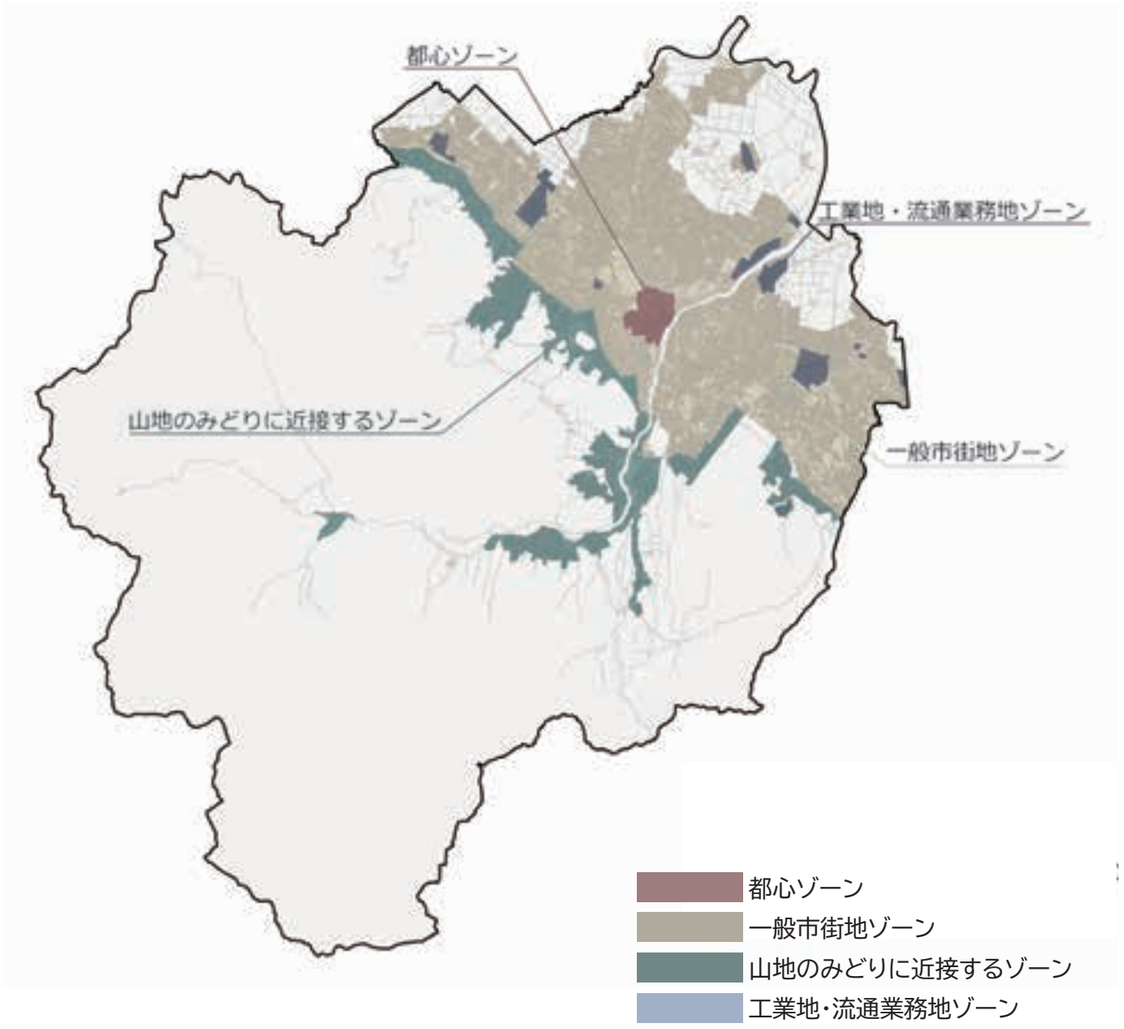
札幌市景観計画（2026年度変更版）	景観法及び札幌市景観条例に係る事前協議・届出の手引き	札幌市景観条例に係る景観プレ・アドバイスの手引き
		
札幌市の景観形成の総合的な指針	事前協議・届出の各手続きや具体的な流れ・必要書類をまとめた手引き	景観プレ・アドバイスの対象や、具体的な流れ・必要書類をまとめた手引き

札幌の景観色70色 色彩景観基準運用指針等	地域ごとの景観まちづくり指針
	
色のルール（限界色の範囲、使用割合の目安、色彩景観基準運用指針）をまとめた資料	景観まちづくり推進区域、方針・基準、届出対象行為等をまとめた指針

関連する方針や計画などの資料

第3次札幌市都市計画マスタープラン	第2次札幌市立地適正化計画	第4次札幌市みどりの基本計画
		

景観計画区域とゾーンの区分



※ 詳細は、「札幌市地図情報サービス」でご覧ください。

＜各ゾーンの範囲＞

・都心ゾーン：第2次札幌市立地適正化計画に定める「都心にふさわしい高次な都市機能誘導区域」の範囲
・一般市街地ゾーン：市街化区域のうち、他のゾーン以外の範囲
・山地のみどりと近接するゾーン：市街化区域のうち、南西側の「市街地の外」に接する一部の範囲
・工業地・流通業務地ゾーン：第3次都市計画マスタープランに示す「工業地・流通業務地」の範囲

出典：札幌市景観計画（令和8年度変更）

景観形成の方針

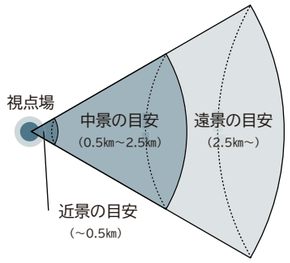
景観の特徴	景観形成の方針		番号
地形・自然	気候、地形、水辺、植生などの自然環境を生かした景観形成を図ります。		A1
	多様な生態系の保全に配慮した景観形成を図ります。		A2
都市の成り立ち	歴史的・文化的なまちの景観資源を生かした景観形成を図ります。		B1
街並み	市街地では4つのゾーンの特性を踏まえるとともに、都市機能の特徴を生かした景観形成を図ります。		C1
	都心ゾーン	○札幌の魅力を先導する洗練された、活力とにぎわいのある景観形成を図ります。 ○格子状道路の連続性が感じられる中に、辻空間や緑地空間が個性をつくる景観形成を図ります。 ○人にやさしく快適な、まち巡りが楽しい空間の創出を重視した景観形成を図ります。	
	一般市街地ゾーン	○地域ごとのまとまりに配慮した愛着の持てる景観形成を図ります。	
	山地のみどりに近接するゾーン	○みどりの豊かさを生かした、落ち着きのある景観形成を図ります。	
	工業地・流通業務地ゾーン	○隣接する周辺の市街地との調和に配慮した景観形成を図ります。	
	市街地の外では、維持・保全された豊かな自然や農地を尊重した景観形成を図ります。		C2
	道路ごとの特徴を生かした魅力的な沿道の景観形成を図ります。		C3
	場所の魅力向上につながる道路空間の整備や維持保全・活用により、にぎわいある景観形成を図ります。		C4
	豊かなみどりを守り、新しいみどりを育て、みどりをつなげる景観形成を図ります。		C5
	河川を生かし水辺とみどりが一体となった潤いある景観形成を図ります。		C6
	骨格となる水とみどりのネットワーク、特徴ある水辺空間やみどりと協調した景観形成を図ります。		C7
	場所に応じた質の高い広告物・サインがある景観形成を図ります。		C8
活動・営み	人々の活動・営みが地域らしさを演出する景観形成を図ります。		D1
	時代を経て成熟していく質の高い景観形成を図ります。		D2
	使用されていない建築物や土地等が生じる際は、周辺の街並みや環境を悪化させないよう配慮がなされた景観形成を図ります。		D3
眺望	札幌の眺望の特徴を尊重した景観形成を図ります。		E1
夜間景観	札幌の夜間景観の特徴を生かした景観形成を図ります。		E2
雪・冬季の景観	雪のある冬季の景観が札幌の個性の一つであることを踏まえ、雪を生かした景観形成を図ります。		E3
	雪と共生する良好な景観形成を図ります。		E4

※番号「C1」と「D1」は一部省略して掲載しています。詳細は「札幌市景観計画（令和8年度変更）」をご覧ください。

景観形成の対象とする眺望

＜眺望への配慮が必要な範囲の目安について＞

「眺望への配慮が必要な範囲の目安」は、視点場から頂角 60 度の円錐状に広がる範囲を基本としています（右図参照）。更に、各視点場の高さによって見渡せる範囲が異なるため、図（P99 ～ 100）では視点場ごとに「近景・中景・遠景」などの目安を色分けして表示し、更に図（P101 ～ 102）には、各眺望の視点場と範囲の目安を掲載しています。なお、これらの図は概略を示すものです。眺望の景観形成基準の適用を判断する際は、現地での実際の見え方を踏まえて検討してください。参考として、各眺望の写真をホームページに掲載していますのでご覧ください。



眺望の配慮が必要な範囲の目安

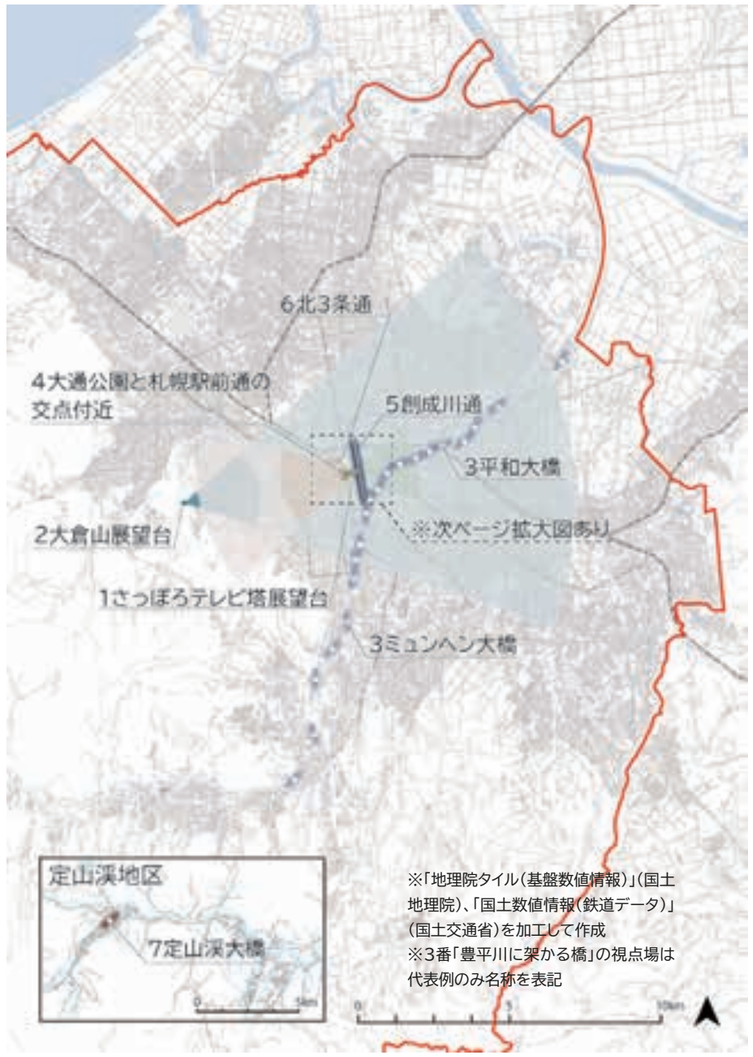


図 景観形成の対象とする眺望・重点眺望の視点場と範囲の目安：出典：札幌市景観計画（令和8年度変更）

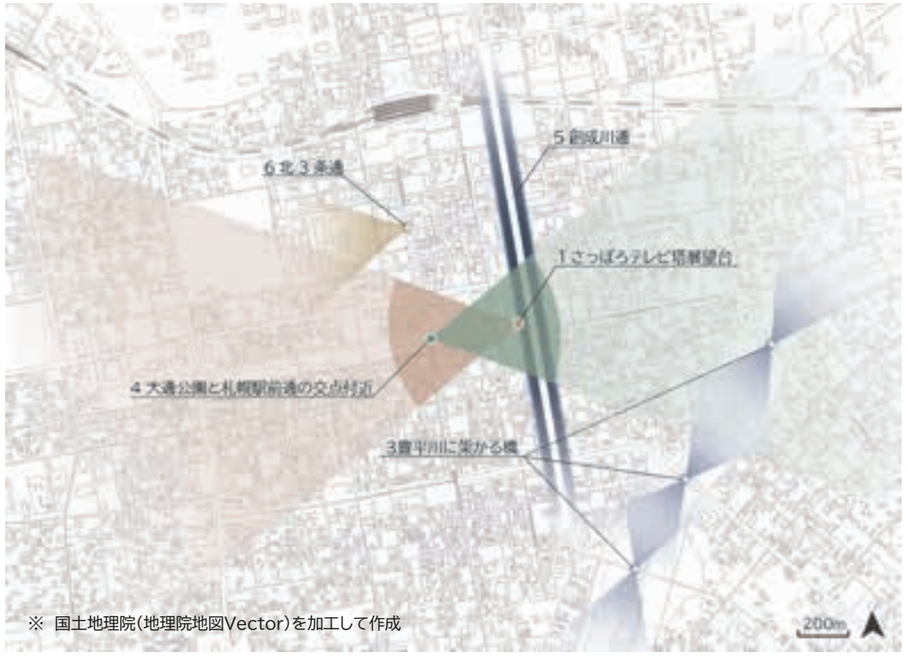


図 景観形成の対象とする眺望・重点眺望の視点場と範囲の目安（拡大図）：出典：札幌市景観計画（令和8年度変更）

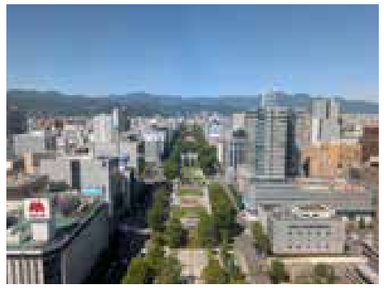
凡例

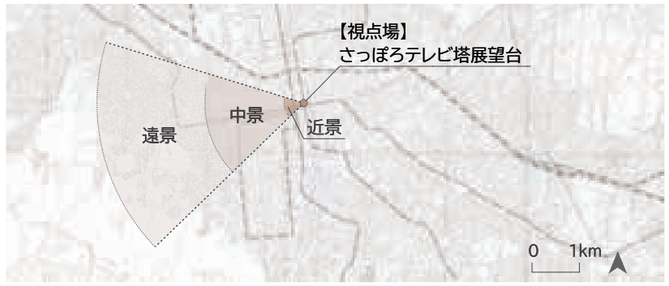
	No.	景観形成の対象とする眺望	視点場	範囲の目安
見晴らし景	1	さっぽろテレビ塔展望台から西方向の眺望（重点眺望）	さっぽろテレビ塔展望台	近景（～0.5㎞） 中景（0.5～2.5㎞） 遠景（2.5㎞～）
	2	大倉山展望台から東方向の眺望	大倉山展望台	近景（～0.5㎞） 中景（0.5～2.5㎞） 遠景（2.5㎞～）
	3	豊平川に架かる橋からの眺望	豊平川に架かる橋	図で示す範囲
見通し景	4	大通公園と札幌駅前通の交点付近から東方向の眺望（重点眺望）	大通公園と札幌駅前通の交点付近	近景（～0.5㎞） 中景（0.5～2.5㎞）
	5	創成川通（第3次都心まちづくり計画で位置付けるつながりの軸の範囲）の南北方向の眺望	創成川通（第3次都心まちづくり計画で位置付けるつながりの軸の範囲）	図で示す範囲
	6	北3条通（第3次都心まちづくり計画で位置づけるにぎわいの軸とうけつぎの軸の交差する場所）から西方向の眺望	北3条通（第3次都心まちづくり計画で位置づけるにぎわいの軸とうけつぎの軸の交差する場所）	図で示す範囲
囲み景	7	定山渓大橋からの眺望（定山渓地区景観まちづくり指針で位置付ける眺望点と共通）	定山渓大橋	図で示す範囲

景観形成の対象とする眺望

【見晴らし景（パノラマ）】

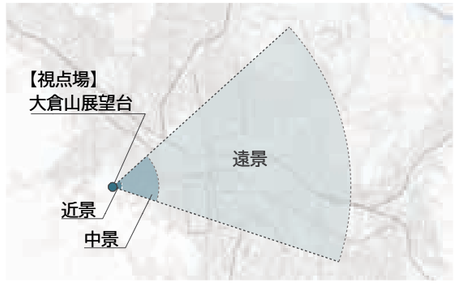
1 さっぽろテレビ塔展望台から西方向の眺望（重点眺望）





2 大倉山展望台から東方向の眺望





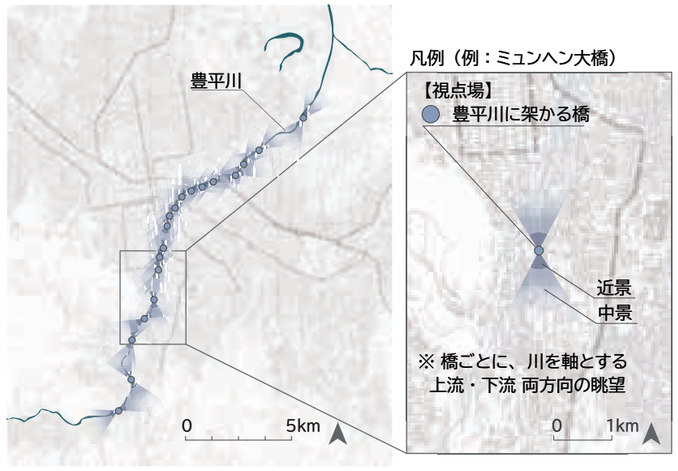
3 豊平川に架かる橋からの眺望



ミュンヘン大橋から北方向の眺望



ミュンヘン大橋から南方向の眺望



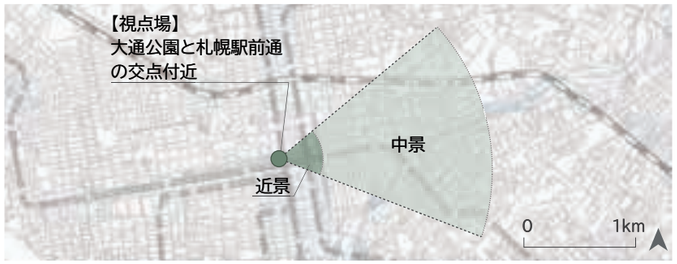
※ ここでは、代表としてミュンヘン大橋を掲載しています。
※ 札幌市のホームページでは、ミュンヘン大橋と平和大橋の写真を掲載しています。
その他の橋については、現地での実際の見え方を踏まえて検討してください。

※P101～102の図は「地理院タイル（基盤数値情報）」「地理院地図Vector」（国土地理院）、「国土数値情報（鉄道データ）」（国土交通省）を加工して作成

【見通し景（ビスタ）】

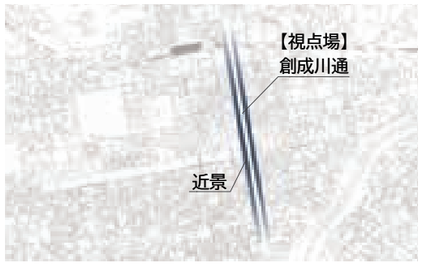
4 大通公園と札幌駅前通の交点付近から東方向の眺望（重点眺望）





5 創成川通（第3次都心まちづくり計画で位置付けるつながりの軸の範囲）の南北方向の眺望

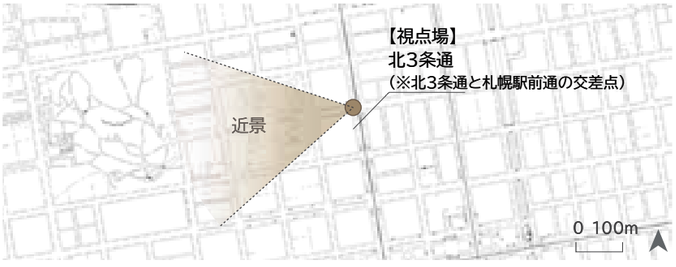




※ 創成川通（北8条通との交差点からの南7条西1丁目交差点まで）の各地点を「視点場」とし、川を軸とする上流下流の両方向の眺望
※ 創成川通の両側一街区を「眺望への配慮が必要な範囲の目安」とする。

6 北3条通（第3次都心まちづくり計画で位置付けるにぎわいの軸とうけつぎの軸の交差する場所）から西方向の眺望





【囲み景】

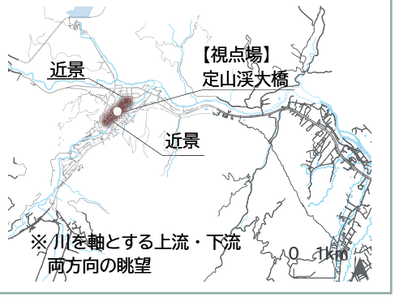
7 定山渓大橋からの眺望（定山渓地区景観まちづくり指針で位置付ける眺望点と共通）



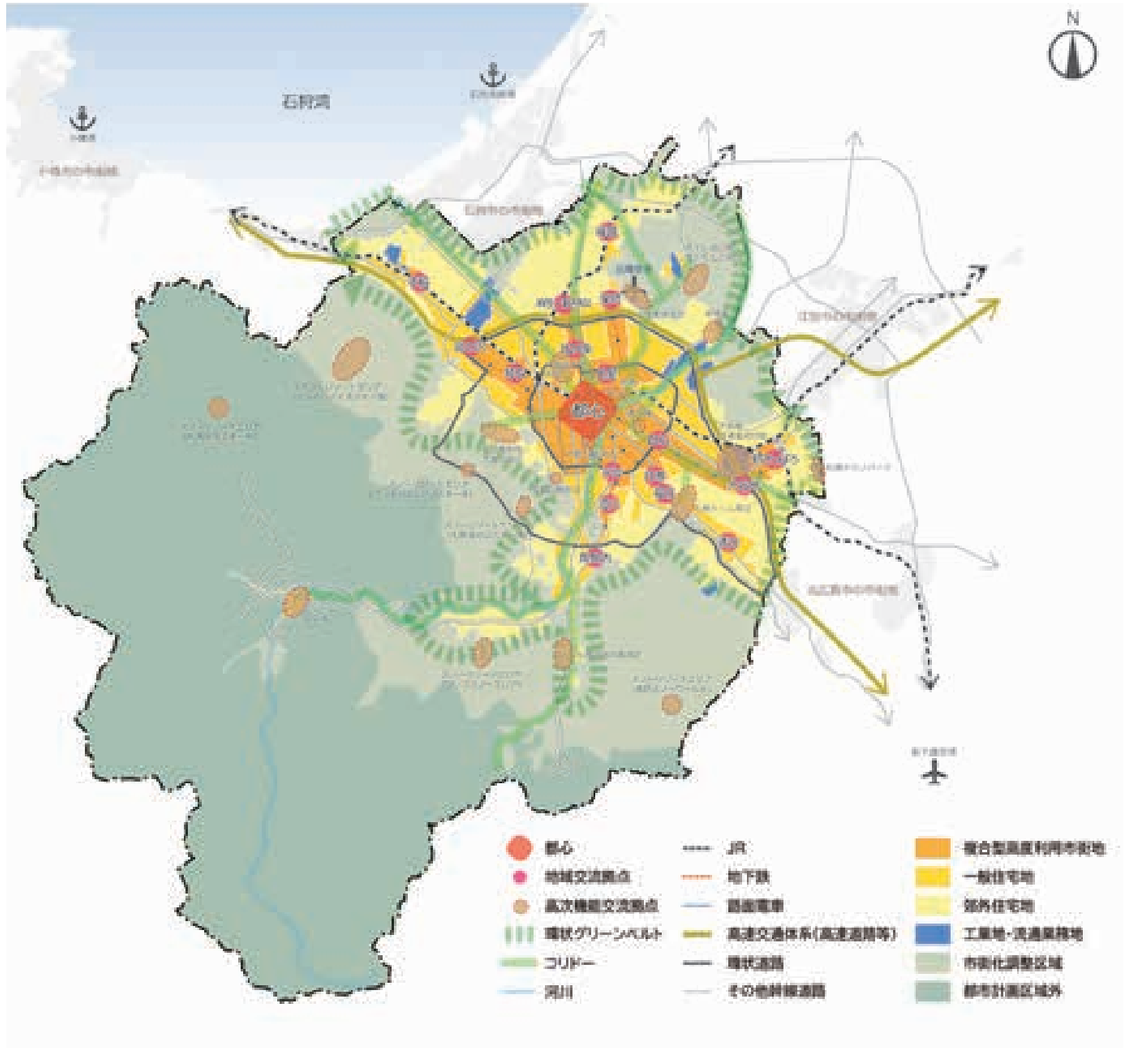
定山渓大橋から南方向の眺望



定山渓大橋から北方向の眺望

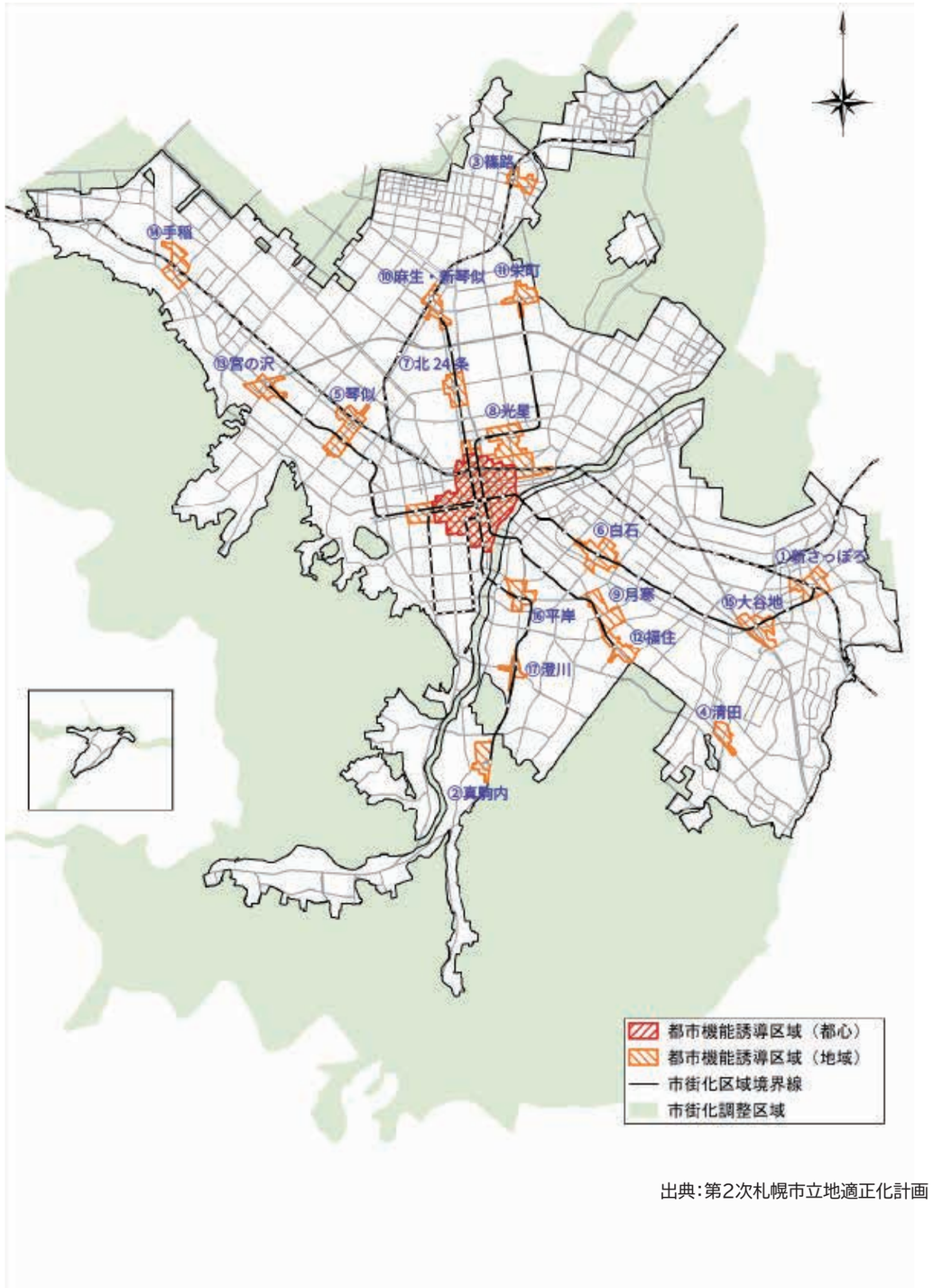


第3次札幌市都市計画マスタープランにおける都市構造図



出典：第3次札幌市都市計画マスタープラン

第2次札幌市立地適正化計画における都市機能誘導区域



出典：第2次札幌市立地適正化計画

第2次札幌市立地適正化計画における都市機能誘導区域

❶都市機能誘導区域・詳細図

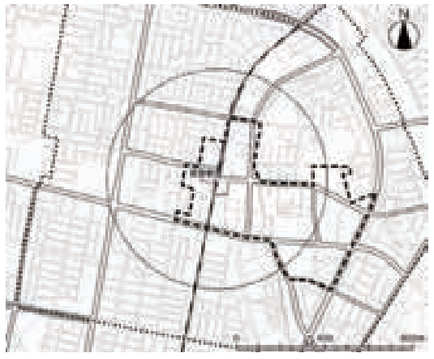
①新さっぽろ



②真駒内



③篠路



④清田



⑤琴似



⑥白石



□都市機能誘導地域(都心) ⬚都市機能誘導地域(地域) ⬚移住誘導区域 ○500m圏

出典:第2次札幌市立地適正化計画

⑦北24条



⑧光星



⑨月寒



⑩麻生・新琴似



⑪栄町



⑫福住



□都市機能誘導地域(都心) ⬚都市機能誘導地域(地域) ⬚移住誘導区域 ○500m圏

出典:第2次札幌市立地適正化計画

第2次札幌市立地適正化計画における都市機能誘導区域

⑬宮の沢



⑭手稲



⑮大谷地



⑯平岸



⑰澄川



□都市機能誘導地域(都心) ⬚都市機能誘導地域(地域) ⬚移住誘導区域 ◌500m圏

出典:第2次札幌市立地適正化計画

⑱都心



□都市機能誘導地域(都心) ⬚都市機能誘導地域(地域) ⬚移住誘導区域 ◌500m圏

出典:第2次札幌市立地適正化計画